

平成30年大阪狭山市の魅力発信及び 発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成30年（2018年）3月16日

大 阪 狭 山 市 議 会

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

【3月16日】

| | |
|---|----|
| 開会（午後1時00分）..... | 1 |
| 監査結果報告に基づく市としての見解及び今後の対応について..... | 1 |
| 第2期メルシー for SAYAMA株式会社事業報告及び決算報告並びに第3期事業計画及び予算について..... | 1 |
| その他..... | 90 |
| 閉会（午後8時14分）..... | 90 |

本委員会に付託された案件

- 1．監査結果報告に基づく市としての見解及び今後の対応について
- 2．第2期メルシー for SAYAMA株式会社事業報告及び決算報告並びに第3期事業計画及び予算について
- 3．その他

大阪狭山市議会
大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

平成30年3月16日
(2018年)
午後1時00分開議
委員会室

1 出席委員は次のとおりです。(15名)

| | |
|-------|-------|
| 上谷元忠 | 北好雄 |
| 井上健太郎 | 西野滋胤 |
| 須田旭 | 松井康祐 |
| 薦田育子 | 小原一浩 |
| 徳村賢 | ・岡由利子 |
| 丸山高廣 | 鳥山健 |
| 山本尚生 | 松尾巧 |
| 北村栄司 | |

1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)

1 出席を求められたのは、次のとおりです。

| | |
|------------------------|--------------|
| 市長 古川 照人 | 副市長 高林 正啓 |
| グリーン水素シティ事業推進室長 三井 雅裕 | |
| 政策推進部長 田中 斉 | 総務部長 竹谷 好弘 |
| 都市整備部長 楠 弘和 | 市民生活部長 山田 裕洋 |
| 教育部長 山崎 正弘 | 上下水道部長 能勢 温 |
| グリーン水素シティ事業推進室次長 井上 知久 | |
| 政策推進部人事グループ課長 森 浩子 | |
| 総務部法務・契約グループ課長 塚本 浩二 | |

1 本会議の書記は次のとおりです。

| | |
|--------------|---------------|
| 議会事務局長 伊東 俊明 | 議会事務局次長 山本 一幸 |
|--------------|---------------|

午後1時00分 開会

丸山高廣委員長

皆さん、こんにちは。

総務文教常任委員会に引き続きご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会を開催いたします。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員及び理事者並びに担当者に委員会での発言についてお願いを申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は着席のままです。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず委員長と一言お願いいたします。その後、私から発言者を指名いたしますので、発言者は指名された後、発言されるようよろしくお願いいたします。

本委員会につきましては、昨年9月15日以来の開催となります。前回までの委員会では、それまでの経過や要求した資料の内容等について市から説明を受けるものの、メルシー for SAYAMA株式会社の経営及び財務またグリーン水素シティ事業にかかわる不透明な実態を明らかにするどころか、新たな疑念を生じさせるなど、そのたびに追加の資料提出を求めるといったことを繰り返し行ってきたところであります。

グリーン水素シティ事業にかかわる管外出張旅費に関しては、庁内に設置された調査チームが徹底的に調査した上で、詳細な調査報告を議会にするよう強く求めていましたが、これも庁内での自浄作用は十分に発揮されないまま報告されました。

こういった状況を切り開いていくため、メルシー for SAYAMA株式会社の経営及び財務またグリーン水素シティ事業にかかわる旅費の支給やサービスについて、監査委員に対して監査請求を行うよう市長に要請し、監査を実施するに至ったところであります。今回の委員会では、こうした経過からこの監査報告が議会に提出された後、本市の動向などを踏まえた上で開催することになっておりました。

平成28年1月に本委員会が設置されて以来丸2年が経過しております。会議が開かれるたびに市長初め担当者から行われる謝罪や発言の訂正、実態を解明していくにはほど遠い答弁、監査の結果を踏まえこれ以上市政を混乱させることのないよう、貴重な審議に真摯に取り組んでいただきたいと切にお願いいたします。

それでは、委員会に入らせていただきます。

最初に、本日の委員会に開催に当たりまして、市から資料が提出されております。また、先日の議員全員協議会を踏まえて監査結果報告への対応が見直されているならば、それも含めましてグリーン水素シティ事業推進室長から説明をお願いいたします。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

それでは、説明をさせていただきます。

時間の関係上、資料の主な内容のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

また、本日の案件の日程の順序と資料の順番が順不同になっておりますけれども、ご了承いただきたいと思います。

まず、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業業務委託変更基本契約書の特例措置に関する覚書でございます。こちらにつきましては、平成29年11月27日にメルシー for SAYAMA株式会社と株式会社共立電機が交わした覚書

でございます。

内容でございますけれども、第1条目的、第2条は相互協力となっております。第3条につきましては特例措置の支払いで、平成29年10月から平成31年9月分までの間を特例措置、経費としまして月額85万円の固定額とするものでございます。

第4条につきましては精算としまして、特例措置経費を31年10月以降事業実施者経費で調整し精算するものとしております。

第5条につきましては、精算の方法としましてこの増額分から従前までの事業実施者経費を差し引いた分に、平成28年8月9日に締結いたしました前払い金1,836万円を加えた金額を対象としております。

同条第2項におきまして、これを平成31年11月1日に借り入れたものとして仮定し、基準金利による利息を付して206カ月で返済するものと仮定し、計算して各月精算額を減じて支払うこととなっております。

続きまして、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル業務委託変更契約書のほうに移らせていただきます。

こちらにつきましては、平成29年8月22日に締結されたもので、平成28年4月29日時点で締結されました業務委託基本契約書との比較で、変更された点のみのご説明にかえさせていただきます。

まず、第1条の目的、第2条の対象事業、第3条の信義誠実の義務につきましては変更はございません。

第4条につきましては、本事業の実施体系及び業務の役割としまして、以前の第4条の事業の実施体系と第5条の業務の役割を合わせたものになっておりまして、特に第2項でメルシーは発電システム設置場所を提供するという役割が増えております。

同条第4項では新たに追加されておりまして、株式会社共立電機は有限会社グッドセンターコンサルティングに対し、本事業の遂行に必要な設備の整備を再委託するという項目が増えております。

さらに関西電力からの売電料をメルシーにかわって委託料を受領させ、株式会社共立電機製作所との委託料及び再委託料の精算を行うものと記載されております。

同条第5項におきまして新たに追加されておりまして、平成28年1月18日に締結いたしましたメルシーと株式会社開成プランニングとの工事の請負契約書で、メルシーの地位を株式会社共立電機製作所に承継するとされております。

第5条です。委託期間の変更につきましては、撤去が共立電機製作所または共立電機製作所の責任においてグッドセンターコンサルティングが撤去及び原状回復を行うとされております。

第6条の農業振興交付金や事業実施者経費は金額に変更はございませんが、支払元を共立電機製作所ではなくグッドセンターから支払うこととされております。

第7条につきましては変更されてございません。

第8条につきましては、第3項で共立電機製作所がこの事業から撤退する場合はメルシーの承諾を得るものとして、全ての業務をメルシーまたはメルシーの指定するものに引き渡し、継承することとされております。

第9条以降の条文につきましては、以前の業務委託基本契約書と同じでございますので、説明を割愛させていただきます。

続きましての資料、面積的債務引受並びに契約上の地位の譲渡に関する合意書でございます。

こちらにつきましては、平成29年8月22日に株式会社共立電機製作所、有限会社グッドセンターコンサルティング、株式会社開成プランニング、そしてメルシー for SAYAMA株式

会社の4者におきまして、これまでの契約形態を見直し、それぞれの立場を保持するために合意書を交わしたものでございます。

まず第1条は、この合意書に基づく契約上の地位の譲渡は、平成28年7月29日にさかのぼって効果が生ずるものとしております。

第2条につきましては、グッドセンターはメルシーがこの発効日において共立電機製作所に対して負担する一切の債務を免責的に引き受け、メルシーの原契約の地位を譲り受けるものとし、メルシーはその債権債務関係及び原契約関係から離脱するとしております。

第3条につきましては内容の承諾についてでございます。

第4条につきましては、各条項を遵守しますということで書かれております。

続きまして、メルシー for SAYAMA株式会社の第2期決算におけます販売費及び一般管理費の内訳でございます。A4の横版になっておりまして、こちらにつきましては本会議でご説明させていただきました内容と重複しますので、内容の詳細の説明については割愛させていただきますと思います。

1枚めくっていただきますと、固定資産兼減価償却の計算表を第2期の分、記載させていただいておりますので、またこちらについてもごらんいただきたいと思っております。

次に、資金運用計画の第3期でございます。平成29年11月から平成30年10月までのものとなっておりますので、こちらについてもご確認をお願いしたいと思います。

次のページからは預金通帳の写しでございます。りそな銀行が5口座、紀陽銀行が1口座、関西アーバンが2口座の写しでございます。

続きまして、大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業の業務委託基本契約書の特例措置に関する覚書でございます。

こちらにつきましては、平成28年8月9日にメルシー for SAYAMA株式会社と株式会社共立電機製作所が交わした業務委託基本契約書の特例措置に関する覚書でございます。

第1条は目的でございます。

第2条につきましては相互協力、第3条につきましては事業実施者の事業運営初期経費で、共立電機製作所はメルシーに対して事業運営に必要な初期経費として、20年にわたる前払い金1,700万円税抜を本覚書締結後速やかに支払うものとしております。

続きまして、メルシー for SAYAMA株式会社設立時の定款の作成及び認証の決裁でございます。こちらについては決裁分から以降定款の案、添付資料となっております。公印台帳、印鑑登録の証明、委任状が続いております。

ちょっと次ですけれども、第2期の総勘定元帳を添付させていただいております。こちらにつきましてもちょっとボリュームがありまして、全部で69ページございますので、詳細な説明については、申し訳ございません、割愛させていただきますと思います。

続きまして、横版になっておりますけれども、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査の結果報告への対応ということで、平成30年3月15日現在ということで、以前お配りしました3月12日現在とは若干変わっているところがございます。

変更になっているところにつきましては、これからちょっと説明させていただきますけれども、下線を引かせていただいております。そちらのほうを、本日時間の関係上そちらを中心に説明させていただきたいと思います。

まず、3ページになります。1枚めくっていただきますと、債務は適正かという欄でござい

ます。こちらについては、以前斜線になっておりましたけれども、原因のところ平成29年11月27日締結分大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業業務委託変更契約書の特例措置に関する覚書の内容が反映されていないということでございまして、こちらの対応につきましては、メルシーが委託している会計士と相談して適正な会計処理に努めるよう指導しますということで、市の対応を書かせていただいております。

次に、9ページでございます。

まず、クの上の段ですけれども、双方代理の件でございます。こちらにつきましては、以前今後代表取締役を変更するというで表現させていただいたんですけれども、させるかということで、市の立場としての表現に変えさせていただきます。

あとの以降の文章については同じでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

口座変更の内容でございまして、上の段でございますけれども、そちらの対応の件なんですけれども、市としての、前はちょっとメルシーに指導しますということで間違った表現をしております、こちらにつきましては対応としまして、市としては今後重要な意思決定については決裁を行うよう徹底しますということで記載させていただいております。

また、セにつきましては、メルシーに関することにつきましては、重要な意思決定については決裁を行うようメルシー for SAYAMA 株式会社に指導しますということとあわせて、市としても今後重要な決定については決裁を行うよう徹底しますということで、追記させていただきます。

次に、13ページをお願いします。

こちらにつきましては、下水のB-DASHの件なんですけれども、原因については、以前

は斜線をちょっと入れさせていただいたんですけれども、グリーン水素シティ事業推進室は水素にかかわる調査であったことからかわってきましてということで追記させていただいております。

続きまして、その下、13ページ、同じページなんですけれども、下の枠なんですけれども、職員が勤務時間中にメルシーの業務に携わるとは適切かということで、対応については平成29年1月以降のことを書かせていただいたんですけれども、それ以前のことは記載を触れておりませんでしたので、それ以前のことについても検証いたしますということで追記させていただきます。

続きまして、14ページをお願いします。上から2つ目でございます。

こちらにつきましては、対応の部分で追記ということで、平成29年2月以降事務所を賃借しており、問題を解消しておりますということですけれども、また今後は再発防止に努めますということで追記をさせていただきます。

その下の段ですけれども、これにつきましても先ほど同様、それ以前のことについても検証しますということで追記させていただきます。

以上、きょうお配りさせていただいた資料なんですけれども、資料請求の中で平成27年12月28日の記者会見の資料なんですけれども、ただいまちょっと市の決裁を整えている状況でございますので、その決裁がとれ次第配付できるようにしたいと思っております。けさメルシーのほうから入手したものですから、中身、個人情報がちよっとありますので、それを今整理している途中でございますので、ご了解いただきたいと思っております。

以上、雑駁な説明ですが、よろしくご審議をお願いします。

丸山高廣委員長

ありがとうございました。

本委員会では、これまでメルシー for SAYAMA 株式会社にかかわる不審、不明な点について質疑を重ねてきましたが、全く解明されることなく、よって今回の監査請求という事態に至りました。

今回の監査結果においては、当該株式会社の事務処理、経理を初め多くの点で不適切との指摘を受けました。

これまで本委員会においては、古川市長は市長という立場で答弁されてきましたが、一方で、当該株式会社の代表取締役という立場でもあります。そもそも同一人物が市長と社長を兼ねるということ自体が間違いであったわけです。

事ここに至っては、古川市長に当該株式会社の代表取締役として各委員からの質疑に答えてもらわなければ、本委員会の審議の進展は望めないと判断いたします。

ここで各委員にお諮りいたします。本委員会において古川市長に市長の立場とともにメルシー for SAYAMA 株式会社代表取締役としての答弁等も求めたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないようですので、古川市長にお尋ねいたします。

市長の立場とともにメルシー for SAYAMA 株式会社代表取締役としての答弁等も求めたいと存じますが、いかがでしょうか。

古川照人市長

承知いたしました。

丸山高廣委員長

それでは、本日の委員会においては、古川市長は市長の立場とともにメルシー for SAYAMA 株式会社代表取締役としての答弁等もお願いしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、これを踏まえいずれの立場での答弁を求めるか明確にされるようお願いいたします。

先ほど本日提出されました追加の資料について説明がありましたが、この中で昨年11月27日付で交わされました大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業業務委託変更契約書の特例措置に関する覚書については、このたびの監査には提出されておりませんでした。このことは、今回の監査結果に大きな影響を及ぼすだけではなく、市長でもある社長が本当に監査に正面から向き合い、課題の解決に向けて全面的に協力をしようとしていたのか、全く理解することができません。この覚書がなぜ監査に提出されなかったのか、また、既に監査結果が出ておりますが、今後どのように対応していくのか、市長の見解を求めたいと思います。

市長。

古川照人市長

市長という立場もありますし、メルシー for SAYAMA 株式会社の社長という立場もありますので、今委員長からご指摘いただきました、まず今回のこの11月27日付で一応覚書を締結しておりますこの件について、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

昨年の9月議会だったと思うんですけども、本委員会また予算決算常任委員会等で今後メルシーは存続できるのかというようなご質問があったと思います。

そういう中で、今の状態を続けていくなれば、当然近い将来いわゆる資金ショート、経営破綻に陥るということは申し上げさせていただきました。その中でできる限り現状の体制を維持するために、その当時の条件であります契約事項の中に、事業実施者経費というものは、毎年前年度の実績をもとに見直し、協議をしていくということでありましたので、それらを踏まえて、

9月以降になりますけれども、直接相手方のほうに事業実施者経費を見直してほしいという申し入れをいたしました。その後、私も向こうの現地のほうに出向きまして、相手方と直接お会いさせていただいて、交渉をさせていただきました。

すぐには返事はいただけませんでしたけれども、その後恐らく、はっきりとした月日は忘れましたが、11月に入ってからだったと思いますけれども、おおむねそういうことでこちらが要求していた額に近い額はお支払いをいたしましょうということでありました。それならば、早急に協定といいますか覚書をしなければならぬということ、事務方のほうでその覚書等の調整に入りました。

本来でしたらすぐそこで結ばよかったですけれども、実はその調整に時間がかかりまして、年明けてから実際この合意ができた、文書として合意ができたということになります。それが、ちょっとその時期もはっきり忘れましたが、1月、2月ぐらいだったと思うんですけれども、できた。

ただ、資金ショートをするという時期がその当時は11月からこの状態であれば資金ショートをするという状態でありましたので、お互いに11月から、そうしたらその事業実施者経費を見直した額でお渡ししましょうということになりまして、11月27日という日付に、日付としてはこの日の日付で覚書を締結したということになります。

ですので、実質文書としてきちっと契約が成立したのは1月末か、もしくは2月のかかりだったかと思えますけれども、そのあたりにメルシーとしては文書を受け取って、その後市のほうに報告をしたという経緯が実質であります。

ですので、監査に非協力的だというふうにとられかねない状況であるのは間違いございませ

んが、そういう実態があった中で、決して協力しないという姿勢ではなしに、我々としてはそのような状況の中で資料としては提出をさせていただいたということでございます。

丸山高廣委員長

ただいま市長から説明がありましたが、何かございますか。

北村委員。

北村栄司委員

そしたら、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、実質折り合いのついたというか、合意に達した日にち、1月末とか2月初めとかじゃなくて、明確にそれはちょっとしていただきたいと思います。

それと、実際に調印している契約日はこれ平成29年11月27日ということになっているんですが、今言ったようにさかのぼって契約をするということ、こういう契約の仕方というのはあるんですか、現実に。私は余り聞いたことないんですけれども、合法なんですか、これ。その点も教えていただきたいというふうに思います。

丸山高廣委員長

関連ですか。

徳村委員。

徳村 賢委員

今北村委員がまさにおっしゃった遡及の関係なんですけれども、遡及事項を入れとかないとこれだめやと思うんです。1月か2月か最終契約したのか知りませんが、それやったら平成30年の1月何がし、2月の何がし、ただし、これについてはいつ、平成29年10月分にさかのぼって支給するという遡及事項を入れとかないかんと思うんです。ということをも分おっしゃっているんだと思うんです。

ということでもよろしいですか。

丸山高廣委員長

ただいま3つ言われています。まず、1月と

2月に合意があったなら、その日付をはっきり教えていただきたいということと、11月27日にさかのぼって契約することはできるのか、合法なのかということもお聞きになられています。もう一つ、遡及事項としてそういったさかのぼって行えるようなことが書かれていないので、それらについても書いていないことに問題がないのかということも聞かれていたと思います。

以上3つについて、ご見解をお願いいたします。

市長。

古川照人市長

まず、合意の日にちにつきましては、確認とれ次第報告をさせていただきたいと思います。

あと、さかのぼってというのと、その遡及事項を設けなくていいのかということにつきましては、ちょっと担当のほうに確認してみないと、今の時点で明確にお答え申し上げることはいたしかねます。

丸山高廣委員長

じゃあ逆に、市のほうでこういうことが起こって大丈夫なんですか。見解的にいかがですか。ちょっと参考にお聞きしたいと思います。

担当。

塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

契約ですけれども、基本的には決裁後の日をもって契約ということになります。

ただ、事務的な書類の作成が契約日成立してから、書類として整える時間というのは確かにある場合もございます。

以上です。

丸山高廣委員長

ということですので、この11月27日が契約であって、その1月2月云々ということは書類をそろえるだけの話であって、事務的な話であるということではないんですね。

塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

契約日自体の成立ということになりますと、個々の案件で違いますので、今の状況でどちらが正式な契約日というのにはわかりかねます。

以上です。

丸山高廣委員長

わからんのですか。

徳村委員。

徳村 賢委員

すみません、私もちょっとサラリーマン時代の話なので、先ほど北村委員がおっしゃっているのは、3月の、例えば1月とか2月に、話はいつかあるんですけども、最終資料は整って契約をしたということであれば、この平成29年11月27日の日付がおかしいんですよ、逆に言うと。平成30年の1月なり2月なりに契約日をしてないとだめだと。それで、遡及事項を設けないとおかしいんじゃないですかということをおし上げたんです。それであれば僕は法律的にいけるんだらうと思います。

ただ、先ほど市長なのか社長なのかあれですけども、1月ごろに最後って、そんな言葉は要らんのですわ、逆に。11月でやっているんだったら11月なんですよ、これ契約書上は、ここに日にちなってるんやから。甲、乙、合意したわけですよ、これ、判こ押しているから、割印も押してあるんですから、だからそういったところをちゃんと答弁でやっていただかないと、また先ほど委員長がおっしゃったように疑義が生じるわけですよ。ということをおし上げておきたいということだけです。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今、徳村委員ご指摘のとおりで、もともと向こうと合意したのは11月27日前だったと思います。ただ、その書類上文言の整理とか調整に手間取って、最終的にメルシー for SAYAM

Aとしてこの書類を手に入れたのが2月ぐらいだったというふうに認識をしております、そこから市のほうに報告をさせていただいたということでもあります。

丸山高廣委員長

ちょっといいですか。契約書の文章が一番大事じゃないですか。それを1月、2月でもでき上がっているとしたら、その日付を確認して契約はそのときにやらないと、11月で言っていたことが今文書化されてこう来ましたでは通らないんじゃないですか、その辺は。いかがですか。

小原委員。

小原一浩委員

私の意見ですけれども、契約なんていうのは口頭でも成立しているから、11月28日で成立したと思います。

だから、日付は手続上ずれて1月で、1月で合意じゃないでしょう。合意は11月28日で合意しているわけですよ。

(「27です」の声あり)

27日か何かで。そうしたら、今、皆さん言われているけれども、これは文書化するのには、後で言うたとか言わんとか何かがあるからするんで、成立は僕は11月27日やったら27やと思います。

それでええけど、ただ、1月、2月で書類整ったらいいいけれども、実際監査のときには間に合うたやろと思いますから、それが報告をされていないというのはおかしいんです。

だけど、このもの自身のあれは、バックデートになっているけれども、これ自身は証拠になると思います。

だから、ここに書いてあるの、これから成立したんだということは言わないでもいいと思いますけれども。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

今小原委員おっしゃっていた口頭契約というのは確かに成り立つんです。成り立つんやったら成り立つの文書が要るんですよ、お互い、相手側が27日で契約しましょうと。逆にそれつかないとおかしいですよ。

それも含めて、口頭言うたって何もなしではだめなんですよ、何かないと。メールでやりとりをして残しておかないとだめなんですよ。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

その契約の手続とかはどうでも僕、いいと思っています。大事なのは11月27日の段階で前受け金は借入れとしてなる話についてはわけてしょう。報告では、監査に出した資料では、前受け金、前払い金としていますけれども、今合意がとれているのはこれ貸し付けになりましたということ報告していないことを怒っているわけです。どうお考えですか、社長。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

あくまでも今までの、これまでの契約の1,700万円の前受け金という扱いと同じ扱いで今回もいただいたという認識をしております。あくまでも事業収入という認識の中でいただいております。

ただ、精算をする折にこれからいただく事業実施者経費から、今回いただいた分を差し引くという精算方法をとるんですけれども、その中で一つの返し方として、このようなことを仮定して精算しているということで、私は認識をしております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もう一度契約書を読んでもらっていいですか。朗読してもらっていいですか。覚書どないように書いているんですか、社長、読んでくださいよ。

丸山高廣委員長

井上委員、どの部分を朗読していただいたらいいですか。

井上委員。

井上健太郎委員

右側のページですね。精算の方法第5条の2の各月精算額の算出方法というところを読んでもらっていいですか。合計基本額を平成31年からです。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

合計金基本額を平成31年11月1日に借入れ、これに基準金利による利息を付して206カ月間（平成31年11月から本事業に係る固定価格の買い取り期間の終了する月までの期間）において、元利均等返済の方法により返済するものと仮定して計算した場合の各月の元利金相当額。ここで言う基準金利とは、日本銀行が平成31年10月に公表する同年9月（何らかの理由により公表されないときはその直近に公表された直近の月）の貸し出し約定平均金利（新規長期国内銀行、地方銀行）または1%のいずれか低い利率をいう。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

合計基本額を平成31年11月1日に借入れでしょう。いただいてではないじゃないですか。

あなた、今の1回目の答弁の中でもお支払いいただいたとかお渡ししようという話になったと。お渡ししてもらったんちゃうんでしょ

う、お借りしたんですよ。お貸ししようという言葉なの、向こうの言葉は。これ借入れなんですよ。

議会の答弁でも何度か僕言いましたけれども、いただいたものではありません、お借りしているものなんですよ。認識がすごく甘くないですか。その認識がないまま11月に合意されていたんだったら、それは合意とは言わないじゃないですか。何なんですか、向こうは貸し付けていますよ、あなたは借り入れていますよという文書書かされたわけでしょう、覚書として。お互いに書いているわけでしょう。借り入れと書いてあるわけですよ。

前払いのときと同じ、前受けのときと同じという認識をしていたでは通用しないことがここに書かれているわけじゃないですか。借り入れているんですよ。借入金であれば、これ財産でも何でもないんですよ。資産にならんのですよ。監査に出されたこともそうですし、決算も全てが何もかもが変わっちゃうわけですよ。

そんなことをこの覚書で交わしているんですから、口頭で約束がなってようがなっていないんから、書面上なっているということになっているんですから、このことについては監査に報告されていないと監査は監査になっていないじゃないですか。監査委員をだまし討ちしたようなことになっているんですよ。

この件について、今の僕の説明、間違っているなら間違っているで、どのように間違っているか、私が間違っていないならあなたどう間違っていたのか説明してもらっていいですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

あくまでも我々の認識は、先ほど言いましたように事業の利益として事業収入という認識で前受けをしております。

ただ、精算をする折に、あくまでも今借り入れという言葉を出ておりますけれども、借り入れたという仮定をした中で精算をしていくということがここに書かれているということですので、あくまでも精算方法の一つにそういうふうな仮定を入れて精算していきますという合意をしたという認識でいております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の説明で正しいのかどうかを監査に報告されていないと、監査は判断のしようがないじゃないですか。あなたの認識はそうでした、じゃあ会社として雇われている会計士さんの認識も同じやったんですか。弁護士さんもそうなんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

あくまでもこの契約を結ぶ折に当社が契約をしております専門家に判断をしていただいて、今回の契約を結ばせていただいております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

会計士と専門家にも相談してこの契約覚書を結んでおられる、それであれば、そこまできちりしたものができているのであれば何で監査に報告されていないのか僕余計わからなくなっちゃったんですけれども。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

監査に報告というそのタイミングが、あくまでもメルシー for SAYAMA 株式会社に監査の調査が、調べが入ったのが年を明けた1月だったと思います。その時点では、手元にその

資料というのは全くございませんで、求められる資料にも当然入っておりませんでしたので、特段監査対象となるものではなかったと、その時点ではなかったということでもあります。

ただ、その後手元にこの資料が届いてから、メルシーとしては市に報告をさせていただいて、ただそのときに監査の事務局に新たにこういう資料がそろったということと言わなかったということについては、今の時点では反省するしかないというふうに思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今で市の担当が報告しなかったことに問題があるみたいな、何で人の責任にするんですか。会社としては市に報告上げたんだけど、会社として上げたその報告を市の職員が監査に上げてなかったでこんな事態になった、おわび申し上げるって、何か不思議じゃないですか。あなた社長であり市長なんでしょう。俺の会社の、こうなっているからすぐ監査に持ってっとけよというだけでいいんじゃないんですか。それどういうことなんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

特に市の責任を問うているわけではなしに、あくまでも時系列的に監査に報告しなかったということは、このメルシーとしては問題であるというふうに認識をしておりますけれども、メルシーとしてはいただいた資料が手元に来た時点で市のほうに提出をさせていただいたという認識であります。

丸山高廣委員長

先ほど私のほうからどのように対応していくのかということも聞いているんですけれども、対応については社長のほうからお聞きしていま

せんし、11月27日に契約されているわけですから、書面がなかろうがやっぱり報告義務というのはないんですか、その辺は。議会に報告も当然ですけども。

社長。

古川照人市長

まず、このままでいいのかということについては、今回議会のほうからもご指摘をいただいたということで、改めて当社の会計士もしくは弁護士のほうに確認をしてみたいと思います。

それと、口頭でも報告すべきだったんじゃないかということにつきましては、確かに書いたものとしてはないんですけども、今そのご指摘を受けるならばそうであったというふうに認識をしています。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

前からそうなんですけれども、これ自身が僕、日付にこだわったのもそれやったんですよ。いつ契約日になっているかこだわったのはそこやったんです。

なぜかという、1月とか2月、いつかわかりませんが、そこやったらもう監査の現地調査が終わっていたときなのかもしれないんです。だけど、普通決裁をとっているんだから、これ、契約書だけがひとり歩きするん違いますやろ、多分、普通の会社でもどこでもそうです。なら、これが合意に至ってなかったも、決裁をとってこの日付ぐらいでというふうになっているはずなんです。それが後から出てくるからこういうことになっている。

これ決裁、逆にとっているんですか、これ。こういう契約するということ。決裁とっているんやったらいつとられはったんですか。それがないと日付が合えへんもん。だから言うてることがばらばらになるんですよ。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今回の覚書につきましては、決裁をとっておりますが、ちょっと今定かな日付を認識しておりませんので、確認次第また報告させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

今監査に間に合うてたのに何で監査に出せへんかったというのはあるけれども、確かに監査に出したのがいいんだろうけれども、ちょっとわからないんで聞いて、先ほど言われたけれども、第5条の精算対象の基礎となる額は以下のAからBを控除し、Bというのはちょっとテンポラリーに借りたやつやと思いますけれども、Cを加えたAマイナスBプラスCということですわね。

そうしたら、Cは1,836万円、ただし平成28年8月9日付で締結した業務委託基本契約書の特例措置に関する覚書に基づく支払われた前払い金1,700万円と書いてあるわけですよ。これが合計基本額の中に入っている、206カ月の中に入るとるんじゃないかと思うんです。

そうしたら、前受け金とか言うて、売り上げ等上げられへんと思うけれども、最初に20年か18年間の分として受けていた分が、それは合計基本額の中に含まれてきているんじゃないんですか。

いや、この辺わからへんから、この辺をよく説明聞いてからという気はしておったんですが。丸山高廣委員長

じゃあこのA、B、Cについて説明していただきたいでしょうか。

小原一浩委員

それは説明してほしい。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

まず、ここに書いているとおりなんですけれども、Aのこの2,203万2,000円というのは、今回の新たに契約を覚書を交わした2年間分の額ということになります。そこから、Bというのはもともと事業実施者経費というのは最低でも今35万円という契約金額になっておりますけれども、1年ごとにこの金額を見直すということになっています。その中で、この2年間はいくまで今回いただく85万円でしたか、何がしかの額になるんですけれども、その差額分が出てきます。

ただ、今後この2年間の間の事業実施者経費というのが、今は35万円ですけれども、見直す過程の中でひょっとしたら85万円にしましょうというふうになる可能性もあります。そうなったときに、あくまでも前受け金ではなしに、そもそもの事業実施者経費そのものになるということです。

ここは、Bの部分はちょっとまだ今の時点でははっきりとした金額は定まっていないということになります。

それと、そこにこれまでの前受け金として受けた分の1,836万円が足されるということになります。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

それが精算になるわけですね。精算ということはこれに金利もつくみたいな感じですけども、今度は返していくわけ。1,700万円、今まで前受け金か何かでもらっていたやつをそこへ入れて返していかなということに、これだったら読めるように思うんですけれども、それはどうなんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

この前の覚書の中には、ちょっとその精算方法がうたわれておりませんでした。ですので、今回その精算方法をきちとうたうということで、そこで時間がかかったというふうに聞いています。

ただ、その精算というのはどういうことかと言いますと、あくまでも20年間事業実施者経費として毎月35万円と、税抜きですよ、税抜きで。我々が、メルシー for SAYAMAがいただく事業実施者経費は35万円ということで来ていますけれども、それは先ほど言いましたように毎年前年度の実績を見て見直すということになっているんです。ですので、事業実施者経費というのは、ひょっとしたら50万円になる年もあれば70万円になるときもあれば、場合によっては35万円、最低の額になる場合もあるということで、その事業実施者経費からそれまでに我々が受けている前受け金を、言うたら分割して精算していくということです。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

我々というか、私の解釈では、1,700万円と書いていますけれども、これは前受け金で20年間先にお金をもらって、1年たったら1年分は売り上げは手数料が何かで計上して、とにかくその分についてはもらうんだと、しかし先にもらっておくんだと、そういう認識でしたから、ずっと20年間、普通にやればそれは1年ずつ消えていって、向こうに返さんでもいいお金だろうなと理解しておったんですが、そうじゃないんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

基本的にはそうなんですけれども、もともと20年間で毎月35万という金額を、そこが一番最低ラインというふうに認識しています。毎月35万円を12カ月、その20年間分となった場合に、ちょっと具体的な数字は忘れちゃったけれども、大体8,400万円くらいになるかと思います。そのうちの前受け金として、これまで1,800万何がしかと、今回の2,200万何がしかを事前に受けたという形になります。

ですので、それを差し引いた額が毎月今後事業実施者経費から精算されていくということになります。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

そういう計算もあり得るかなと思うんですけども、基本的に20年間の権利みたいなもので、その分を先にもらって35万円を事業実施経費で、それが多いか少ないかはありますけれども、そういう認識だったんですが、その1,800万円か1,700万円かとはとにかく先にいただいているものだ。ただし、20年間きちっとやらないとそれは返さなアカンかもわからないけれども、ずっとそれをやっていけば権利としてもろうたようなお金だろうなと思ってあったんですが、そういうことじゃないんだとしたら、これ理解できますけれども、そこへ放り込んで金利もつけてやらないかと。

今回ややこしくなったのは、その35万円じゃいかんからということで50万円、2年間だけ時間的に増やしてもらってということやけど、その増やしてもらったのも、やっぱり計算の中に入れて金利つけて返さないかんとということになっているわけです。

それだったら、私の誤解かどうか知りませんが、物すごく最初の話と違うなという感

じするんですけれども、皆さんどうか知りませんが。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

すみません。社長にお伺いします。

個人質問のほうでもそこら辺はしたんですけども、まずきょう提出をいただいた1回目の特例措置に関する覚書では、前払い金が税抜きで1,700万円前払いでもらっていると。ここでは支払いについての項目はない、でもそういう覚書をしている。

今回、前回いただいた覚書では、金利がついたものに変質してきているんです。まずここが納得できないということと、もう一つは、先ほど社長が月々35万円、税込みで37万8,000円になるんですけれども、これは最低の金額であるということでご説明ありました。これは平成29年5月30日に特別委員会に、発電シミュレーションということで、収支シミュレーションが上がっているんです。

ここから僕は電卓をたたいているんですけども、ここで全体的な利益というものが、例えばであれば初年度で確保金1,500万円を引いて差額が844万円という数字があるんです。これが20年間ずっといくんです。この確保金というのは財産区等に払われる使用料のための約1,000万円余りだと思うんです。それと、メルシーに支払われる業務委託料、これが1,500万円が毎年確保はされていますよと。

これ、シミュレーションから起こっている話なんです。となると、社長がおっしゃるいやいや、前年の実績を見たら月々50万円になるかもわからんとか85万円になるということは、僕は到底想定される金額ではなくて、上下が5%か10%はあるだろうけれども、恐らく月々35万円、税込みで37万8,000円というのは一つの基準額

になってきているのかなということも思ったので、今回その2年間の54万円も増額して運営するということに対して大変不安を持っていますよということです。

それについては、答弁でも何とか今後は削減してやっていきますから大丈夫だと思いますという答弁だったんですけども、一度本当にその20年間を担保できるのであれば、シミュレーションしてください。僕は不安です。

そういうことで、株式会社が20年間担保できないのではないかなと思っていますんで、一度それをシミュレーションしてください。

それと、もう一点は、今問題になっている前払い金1,700万円が、今度これ2,200万円という金額に覚書にはなっているんですけども、これ37万8,000円を差し引くと月額54万円になるんで、年間600何ぼになって、1,200万円ほどを前借りする状態になるんです。要は3,132万円を前借りをしたという状態になるんです。

そういうことをするときには、もともと僕は協定を結んでくださいというお話をしていますが、お金を借りたり経営するときには何らかの問題が起これば、市が指導せなあかんですよ、経営が安定するように。それをなされずにメルシーが勝手にという言い方おかしいですけども、判断をしているということに対してすごく僕は不安を感じてきていますんで、市長であり社長である古川さんは、その両方、やっぱり協定を結ぶ意味ということを知っているはずなんで、もっとシビアな経営をしやなあかんじゃないかということも再度確認をしておきたいんですけども、いかがですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

当然両方のトップであるという立場の中で、私としてはメルシー for SAYAMA株式会

社をつくった立場でもありますし、実際経営をしている立場でもあります。

これまでのこのメルシー for SAYAMAと各地域のいろんな関係団体の皆さんとの契約なんかもそうですし、協議の中でこのメルシー for SAYAMA株式会社を潰すわけにはいかないという思いがあります。

そういう中で、今後できる限り自立できる方法がないかということで、以前にも申し上げましたように、新たな事業展開をしながらさらにこの事業の経営を安定化していきたくという思いの中でこれまで取り組んできましたけれども、そのどこかで判断をしなければならないという中で、今回はあくまでも2年間という期間を設けて、この間にメルシー for SAYAMA株式会社が新たな事業展開含めてそのような拡大ができないということであれば、今後はもう縮小しながら20年間安定できる経営を考えなければならないという判断をしております。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

それで、3期目の借入れを増やす経営を、事業についてはストップはしましたんで、議会にはストップをすると、だからため池太陽光事業しかもメルシーはしないということなので、絞るべきは今なんだと。借入れを起こしていくということではなくて、最低限度でまず経営をしていくという方向に移してほしいということは言うておきたいと思います。1回試算をしてみてくださいということをお願いしておきます。

今皆さんの課題になっているのが、前払い金で1,836、前の覚書で借りた分が今回の平成29年の11月27日の覚書では金利が発生してきているということ、社長は前のときはそんな話にならなかったのと言ってはいますが、覚

書は書面として覚書残っていますんで、ここに、書面と書面がここにそろっているんですよ。だから、ここで変わってきているというのは違和感を感じるんで、そこら辺のことは本当にどう考えておられるのかなということ。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

あくまでも前受け金という認識の中で、今後それを精算していかないといけないという考えでいます。

ただ、その精算の方法として、こっちは当然借り入れという認識ではありませんでしたけれども、向こうの言う一定前受け金を出す側としては、その精算方法としてはこの精算方法でないと思えないよと、恐らくそういう交渉でこのような状態になったというふうに認識をしております。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

前の覚書では前払い金ということですよ。でも、この平成29年の11月27日に社長が判こを突かれた書類は、先ほど井上委員からありましたけれども、この右のページの1行目、2行目に借り入れという言葉に変えられてしまっているということです。

だから、これを理解ちゃんとしておかないと大変なことになりますよということ、そこを皆さんが聞いているんだということです。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

もちろんこの新たな覚書で、これが監査に出されていなかったというのはこれは非常に遺憾に思います。

ただ、さっきから出ているように、前受け金

というのは、これは返済をするものなんですか。ここでは最初の契約がありますよね、平成28年8月9日ですわ。ここでは確かに20年間にわたって前払い金の1,700万円を速やかに支払ってくださいということになって、それが入ったわけですよ、1,700万円。それで、言うたら税金、利子もついて1,836万円になったんです。

さっきから出ているように、新たな覚書のところでは、借り入れて元金均等返済の方法で返済をするというふうになっておるんですよ。前払い金というのは返済するものなんですか。20年間でいえば、さっき言うたように8,400万円入ることになるんですよ。それを前払いでもらっているわけですよ。それは返済するんですか、前払い金というのは。

ここでは、今度の契約では返済というふうになっているんです、元利均等で。この元利均等で返済して、その分を引いていきますと、市長というか社長が言われているように月額35万円を最低確保するというところで言われているんですけれども、そうならないんですよ。

その次の、これは日付は平成29年8月22日です。ここで確かに月額35万円最低確保しとされているんです。払っていったらこれは35万円は確保できませんよ。

だから、聞きたいのは前払い金というのはまず返済が必要なのかどうか、前払い金というのは本来はもらえるやつを前もって払ってもらったというだけで、返済する必要はないでしょう。だけど、今度の契約ではそうじゃないんですよ。言うたら返済していかないかと書いておるんですよ。全然契約の中身が変わっているんですよ。そういう認識はされていたんですか。それを聞きたい。返済かどうかということと、この契約でどうなっているかということだけを。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

あくまでも返済という認識はありません。精算という認識で担当のほうからも説明を聞いておりましたし、私自身もあくまでも前受け金、それを今後事業実施者経費の中で精算をしていくという認識でございましたし、今でもその認識でいます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

例えば返済するあれが全然なかったと、前受け金でもらっているということやったら、本来はこれ返済するものではないんです、前受け金というのは。しかし、ここで言うているように、月々元利均等返済の方法で返済すると。さっき言われているように、平成31年11月1日からは借り入れですよというふうに言われているんです。これ払っていくということになれば、さっき言うてたように、2カ年の50万円をプラスしていますから1,200万円になるんです。それで、1,836万円、合計すると3,132万円になるんです。これを206カ月で返していくということになれば、月々15万3,000円ほどになるんです。この15万3,000円を引かれていったら、35万円から引かれると19万円ほどしかならないんです。35万円確保できないですよ、月々。

だから、ちょっとそこら辺のことが返済するというふうはこの契約はなっていないんですね。

丸山高廣委員長

先、社長、いいですか。

いろんな言い方あると思うんで、北村委員。

北村栄司委員

社長自身が社長の立場でご答弁されていますので、社長としてはあくまでも借り入れという認識ではないということでしょう。だったら、実際にどういうふうになっていくのか。例えば最低は35万円を確保しますということが明確に

言われている。今まで前払いでもらった分はあくまでも事業経費として20年分のうちの何年間分をまとめてもらったわけですから、本来返すべきものではないですよ、そのこと自身も。

だから、そういうことから言えば、この借り入れ、私たちがこの文書だけで読みましたらどうしても借り入れというふうになっているわけです。借り入れという文言が明確になっているんですけども、だけれども、それはそうではないんだと言うのであれば、35万円は明確にどんな状態であっても後の残る期間は保証してもらえるとこのふうにお考えなのか、そういうことを言っているのかなと思うんですけども、わかりやすくお願いします。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

先ほど松尾委員の質問の中にもございましたけれども、あくまでも事業実施者経費として毎月35万円というのは最低額という認識をしています。

その35万円をもとに、そこから今までいただいた前受け金を均等に割り振って精算をしていくという認識でございますので、先ほど松尾委員が月に直すと15万円近くが事前にもらっていることになるので、差し引くと20万円消えるのではないかというご指摘です。私もその認識で、もし今後この事業実施者経費が変わらないのであれば、そういう認識をしています。

ですので、今議会の質問でもありましたように、もし20万円切るような額しかメルシーが受け取れないというのであれば、当然その額に見合う会社の体制しか築けないということでありますので、その方法については今後検討していかざるを得ないということになるということですよ。

丸山高廣委員長

社長、すみません。前受け金のご認識が少し違うようでして、前受け金というのは、例えば商品があればその商品に対して先にお金を払わせていただいて、その後商品ができたなら提供していただくという場合と、サービスを提供するというこの2つがあるんですね。物でなければサービスを提供する。だから、その物とサービスについて前払いしますということです。

例えば、子どもがゲームを買うときにお店に行って、お店にまずお金を前払いで納めてくださいと。お店がそれによってこの方が買うということがわかりますから仕入れてきます。そのゲームが仕入れた後に、お金を渡された方に対してそのゲームをお渡しする、それで前払い金というのが成立するんですよ。わかりますか。

だから、精算ということはないんですよ、そこに、前払金は。それを皆さんがおかしいと言っているところなんで、ちょっと社長のご認識が、前払金は精算するものというのはイコールではないとは思いますが、会社の経営上。それが借入れになっているからまたさらにおかしいと。

社長のご認識では、借入れでなく精算だと言っているんですけども、結局それ一緒ですよ。ちょっとご認識が整理されていないのでちょっと僕、整理させていただきましたけれども、そういうことなんです。

松井委員。

松井康祐委員

今、るる、皆さんのほうから質問ありましたけれども、ちょっと改めて2点だけ確認させていただきます。

今の社長である古川市長のほうから、あくまで前受け金であると。それは多分優秀な社員の皆さんとご相談した結果、まだ今の段階では借入れではなくて前受け金であると。文章を読む限り、先ほどの覚書の中でも現段階合計基本

額を平成31年11月1日に借入れというところだけとれば、このところだけとれば今現在借入れていないともとれるのかなというのは理解します、私は。

ただ、これ一番初めこの議題になったのは、どうしてこの覚書を監査に提出できなかったのかというところが一番初めの質問やったんやろうと思います。

もう一度改めて聞きますけれども、社員の皆さんから、市長は先ほどこうおっしゃいましたね、9月議会での質問も踏まえて枯渇するであろう原資がないので、事業実施者経費の見直しを依頼したと。年が変わった平成30年の1月か2月に共立のほうからオーケーをいただいた。ですので、1月か2月に契約をして、この平成29年11月27日にさかのぼって契約を交わしたというのが先ほどの説明やったと思うんですが、それは間違いございませんか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

先ほど言いましたように、9月議会が終わってから、まず私のほうから先方に電話で意向を伝えてあります。そのときに、協議については事務担当で今後協議をしていきたいと思いますというお答えをいただいています。

その後、事務担当同士で協議をした結果、一定の合意を得たということで、ちょっとその日にちははっきりしませんが、たしか11月に入ってからですけども、実際私が向こうへ出向いて直接この経緯と今後の対応についての依頼をして、そこでおおむね合意をいただいたということです。

その後、その合意に基づいてこの覚書といいますが、この協定を結ぶ作業に入ったということでもありますので、どの時点をもって合意をしたかと言われた場合には、11月付近の私が直接

向こうへ行ったというところになるのかなという認識をしております。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

じゃあ改めて、やはり11月の段階では合意は得ていたと。そうなれば話がまたあれなんですけど、この預金通帳の34ページ、預金通帳が全て束になっているところの34ページ、下から2行目、平成29年12月15日、91万8,000円、どこから振り込んでいただいたのかもちょっと今の段階ではわかりませんが、先ほど考えるに、本来の37万8,000円プラス54万円の合計が91万8,000円、つまり文書、覚書がない状態で既に社長である市長が先方さんともお取引をされ、口頭でも協議をされ、ご了解もいただいた上でもう既に12月にはお支払い、ごめんなさい、これ仮定の段階で申し訳ないのかもわからないですけども、91万8,000円がいただけているというのは、もしそれがそのものでしたら、11月の末に締結というよりは合意をした上で、改めて12月にはお金をいただいた。

じゃあ、逆に覚書がなかったもこういった形の方を監査の中にお金をお借り、お借りというのはまだご了解いただいてないですけども、こういった形でことしも前受けをいただくというふうな形もご報告するべきではなかったかなというふうには思います。

全てまた私の代表質問にかかわってきますけれども、こういった内容をメルシーの社員お2人、そこに古川社長お1人、3人でこれ全てお話されただけでしょうか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

基本的には3人で協議をしながら決めておりますが、3人ともそれぞれ専門知識を持ち合わ

せていない分もありますので、必要とする部分については会計士であり弁護士であり相談をして決めていております。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

多分この契約に至る経緯も、先ほどから皆さん、委員のほうからご指摘あったように、何の取り決めもなく勝手にこうやって契約をしてしまう、もしくは契約に近い形でお金もいただくというところに問題があるんじゃないかと、先ほど鳥山委員のほうもおっしゃっていました。協定等事前のない限りまた同じことを繰り返されるんじゃないかと。職員もみんなそうやろうと思います。今までの議会での答弁全て見た中で、当然それに対してはおかしいと言える人がいなかったと。

やはり今の段階においても私はそう思っていますんで、当然皆さんと一緒にこの件に関して中に入って協議をするという体制を改めてつくっていただかないと、これ次のステップの協議に移られへんのじゃないかなと。また同じ内容でこれからもこういった判断のまま、何の協議もないままいろいろなことが出てくるわけですよ。その部分を改めて正していただかない限り、次の協議に進まれへんのやないかなというふうに私は思っています。ちょっと意見です。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、2年間50万円増額してもらおうと。2年間で何らかのものをつくって、それでやっていくというふうに言われていますけれども、実際立ちどまっている状態ですよ。立ちどまっている状態なのに、2年間何らかの採算のとれる事業があるんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

そこが微妙なところでございます、あくまでもこの事業実施者経費を先方さんをお願いした時点では、当然メルシーとしては一旦立ちどまるという話があった中で、このままずっと立ちどまっているわけではなしに、いつか当然動き出す時期が来るという認識の中で、それに向けて当然準備をしないといけないという認識がありました。

ただ、それも、先ほど言いましたように、長い期間立ちどまっているわけではいけませんので、一定2年間の間でその辺の判断をしなければならぬという中でのごとでございます。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

近いうちに何らかのことをやるというふうに思っているもいいわけですね。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

我々の思いとしては、やっぱりメルシー for SAYAMAは市の補完をするということで設立いたしましたし、もしできるならば何がしかの新しい事業をやっていきたいという思いはありますが、ただ、現状見ている限りではなかなかそれも思うようにいかないということでもありますので、新たな事業をするか、もしくはもう縮小するかという決断はこの2年のうちに、もしくはもう早いうちに作る時期が来るのかなという認識はしております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

縮小するしかないと思っているし、いかに早

く閉めてもらうか、いかにスマートに閉めてもらうかということをもうほぼほぼこの議員の中のはほぼほぼメンバーがそのイメージで話をしているんです。市長が非常に若くて、前途有望というのか、市民さんの期待を一身に背負っているわけです。

そんな市長さんであり、社長なんですけれども、今社長以下2人いて3名の会社員は、専門家ではないと。専門知識がない中でこの契約等も全部進めているという話でしたよね。

前受け金で1,800万円やったときは、前受け金でどのようにお金が発生していくのか、支払いはどのようになるかと書いていなかったわけです、契約の中に。その時点では市長が言われたとおり、社長の判断かもしれませんが、いただいたもの、それは20年間本来もらうべきものを前倒しでもらっただけですというニュアンスで、前受け金とはちょっと違うでという話がありましたけれども、でもそこは目減らない、もともと本来あるもののお金8,400万円もらえる中から1,800万円を目減るだけだったわけです。

でも、今回1,200万円足したことで、変えられてしまったこの覚書、変えられてしまったという言い方、表現が先方さんに失礼になってしまいますけれども、書きかえられてしまったこの覚書で全く違うものになっているんですよ。貸し付けたよとなったんです。大阪狭山市、メルシーさん借り入れたよとなったんです。

という段階で、この1,200万円は増額した分だから、借り入れやったにしても貸し付けであっても仕方がない部分があったかと思うんです、僕も。だけど、もともとの1,800万円まで全部ひっくるめにされて貸し付けたぞとされたわけです。貸し付けた3,132万円、僕3,123で計算したんです。3,132万円、これマックス1.01、1%ですから、1%の金利をつけるということは1.01を掛けなさいということでしょう。金利

幾らぐらいになるか計算しはりましたか、社長。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

いや、そこまではしていません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

お金借りるときに、これ借りたら幾ら返さなあかんねん、月々何ぼ返さなあかんねんと考えなきゃ、どないしたらええんかな。

市長、去年の正月の年始の挨拶で、1.01の365乗すると37.8、ニアリー37.8になるんやと、大きな数字になるんですと話しはったんですよ。1.01を17年間、17乗すると何ぼになるか計算できますか。ちょっとややこしいですから。1.184なんですよ。

1.01掛けるだけやからすごい少ないイメージがしますけれども、これが複利で計算されると毎年毎年1.01掛け続けますよとされたら1.18なんですよ。そうすると、3,132万円に1.184掛けると3,700万円ぐらいになるんですよ、3,700万円。

もともとあなたは3,132万円しかないんだけど、それに利息をつけると3,700万円になるから、3,700万円を月々20年間かけて返しなさいや、残り17年で返しなさいやという話になってくるととんでもない数字になるわけですよ。利息が580万円ぐらいになるんです、複利でいけば。複利でなくても、複利でない計算したのも3,400万円ほどになるという計算してもらっているんですよ、普通に掛けただけで。でも、3,400万円になるんでも、3,100万円しか借りてへんのに、3,200万円しか借りてへんのに3,400万円になるんですよ。200万円以上の利息がついちゃっているんです。

わかりますか。貸し付けになった段階で200

万円そこに乗せられちゃっているんです。もしも複利だったら500万円乗っちゃっているんです。前受けだったら動かない金利がゼロの状態でしたから3,200万円、3,200万円。1,800万円、1,800万円だった。だけど、貸し付けとなったことによって、これ複利やったらどないするんかなと、複利計算するとか全然書いていないんですよ、ここに。

もしもこの金利が複利やって向こうが、あなたはもらった認識でいてた、もっと人がよかった、向こうは複利で貸し付けているぞと思うてはったら、複利で貸し付けられるとこれ3,700万円になるんですよ。500万円金利乗せられちゃったわけですよ。

8,400万円しかもらわれへん20年間のお金、8,400万円、これは上限ですわ、きっと。あなたは上手言うてもらえることが増えるかもしれんけれども、逆に減ることだってあるわけだから、いいように見て8,400万円しかない中で、3,200万円そのまま抜かれても5,600万円しか残らへんのに、3,700万円になってしもうたら、もうどんだけやったかわかるでしょう。月々にすると、先ほど15万円ほどと計算されてましたけれども、20万円と計算しはりましたけれども、下手打ったら15万円ほどになるかもしれないですよ。15万円から20万円の金額で家賃を支払わなきゃいけない、光熱費を支払わなきゃいけない、社員の給料2人分支払わなきゃいけない。無理なのわかるでしょう。

15万円から20万円になるときに来るんですよ。そのときにどないするかと考えたら、そうなる前にその段取りをしとかなかだめだから、僕だから2年待ってられへんと、人雇うのは4月、3月なんだから、来年の3月でごめんなさいと言って、1年半で切ってくれというの何でかって、借金少しでも減らさへんと金利どんだけ乗せられてくるかわからないからですよ。

市長、金利の計算せずにこの契約、覚書交わしたって、そんな判こついたらあきませんよ。ついちゃったからどうもなんののですけれども、そういう決裁を市でもされてはったら、もうえらいことですよ。市の決裁もほんまにいけいけどんでやっちゃっていた決裁がいっぱいあるわけで、そういう計算とかそういうことを緻密にわかる人に相談してやらなきゃだないするんですか。

僕、金利の計算してませんでしたと言われたときにもう愕然として、自分は複利の計算が単費で来るのか、どっちで来るのかなと思った部分がそれ以前の話やったんで、もうこの金利の計算式がどのようになっているのか本当に共有していただかないと、万一複利で計算されていたらえらいことになるんですよ。

そこは覚書の補足が何か知らへんですけども、ほんまに会計わかる人と一緒にこの契約について、要は平成28年に結んだ契約、平成29年8月に結び直した契約、さらに11月、3回繰り返しているんですけども、この3回の中でがらが変わっていつているんで、矛盾点がどこにあるかもしれません。そこを突いて、この契約し直してもらうチャンスがあるかもしれないので、そこをようよう弁護士さんと勉強してください。この契約は、僕、書き直しをしてもらわないと、少なくとも1,200万円の追加分は貸し付けになってしまってもやむを得ないかもしれませんけれども、もともと前受けやという約束をしていた1,800万円は、前受けで金利をつけるのはおかしいですよと返してもらわないと、メルシーと会社自体の損失なんですよ。

社長さんへのアドバイスもありますけれども、100万円市税投入した、出資金100万円払っているんですから、その100万円早いこと回収できるようにしなきゃいけないわけですよ。そのところを本当、社長としての認識を持っていた

だきたいと思います。

ちょっともうこれ長くなったんで、意見で。
丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

今金利の話が出ましたけれども、それよりも先に市長自身が1,700万円とか1,800万円、あれを前受けと、それをどのように処理するか、民間であれば資産であるか負債であるかということなんですが、認識としては、あれ前受けでもらったということを、それは商品を渡すんじゃないし、サービスで20年間きちっとやりますということの、先にお金をもらったよと、私はそういうふうに解釈しておった。

としたら、先ほど松尾委員が言われて、実際金利を払っていったりその分も返していったら15万円ぐらいになりますよということやけれども、35万円というのが確定されとるやないかという話あってしたら、今もう何か話としてはこれ借り入れたことになってしまっているけれども、それは当初から言うとおかしいんで、この辺ははっきりと訂正するんやったら訂正しないと借金になってしまいますよ。

先ほど金利の関係から言うと、もっともつですよ。とりあえず2年間でどうかいけるかなというようなことを、まあ何とか給料払っていきけるんだろうから2年間様子を見るみたいな感じを言われますけれども、とんでもない話で、20年間どうするかということを考えてやらないかんわけですよ。

もしこれあかんということになると、向こうが事業の主体者、所有者ですから、向こうは持っていくわけです。こっちがノーコントロールになるわけですよ。それは約束によってきちんとメンテをやってくれるかどうかわからん、最後始末に1億円かかるとか何か言うてるのも、それは向こうの費用でやってくれるかどうか

かわからんねんけれども、その辺のこともきちっとされていない状態だから、ちょっと先ほどの市長のお答で、借り入れたという認識ではありませんでしたというのと、金利が払って何かというのと整合性がないから、それははっきりしておかないと困ると。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

市長、社長がメルシーの社長という立場ですと先ほどから答弁されているのは、あくまでも借り入れているという認識ではないと、これはもうそういうふうに思っていますよね、今。

それで、私自身はこの資料をもらって、きょう新たな資料をもらってということで、全体そのものをきちんと精査できていません。ですから、いろいろ皆さんの意見も聞きながら判断する必要があるんですけども、ちょっと私自身もこの覚書なりが果たしてどうなのかという判断、個人的にできませんので、会計士との相談をしているという話も出ていますので、担当としても一定この資料を預かった段階でいろいろ判断、それなりに相談をかけたとかしていると思うんですけども、今かみ合った論議になっているのか、ちょっとその前提をなっているのかどうか、もしそこがまだわかれへんということであれば、きちんこの覚書が、市長が思っているように借り入れでないのか、それとも普通に読んでみると借り入れというふうに思えますので、そういう借り入れなのかということが明確にしないと、どちらも認識違う段階での論議は前に進まないと思いますので、前提をちょっと明確にしてほしいなとは思いますが、担当段階でできますか、それは今。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ちょっと借り入れとか前受け、前払いについての基礎的な知識がちょっと私にもないものですので、一定専門的な知識を持った方に弁護士を通じて聞くとか、そういうことができるのかどうかというのは、内部のほうでも調整しながらお答えというか出させていたいただきたいなと思っております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

ここははっきり明確にした上で論議しておかないと、ちょっとすれ違いの議論になってしまうと思うので、私はその点をまずきちんとしてもらって、改めてこの問題をその部分については論議してもらえたらと思うんです。

それと、事業計画、事業実施経費というのはあくまでも35万円というふうに言われている分について、先ほどから少し社長の話も聞いていたら、メルシーを存続させるかどうかという点でまた新たな事業ができるかどうかという話もちょっとされていますけれども、この35万円というのはあくまでもメルシー for SAYAMA株式会社と株式会社共立製作所は甲乙間ということで、あくまでもこれ太陽光、大阪狭山市ため池太陽光発電モデル事業における業務委託変更契約書ということですから、あくまでもため池太陽光発電モデル事業に関しての事業経費として35万円ですから、本来これをもとに新たな事業を展開するとかいうことを考えること自体、私は間違っていると思っています。

だから、前々から言ってきたように、もうメルシーという会社は水素発電であったりとかいろいろありましたけれども、どれもこれも破綻していると。だからそれは立ちどまって1回考えようということになって立ちどまると。それでもう一定白紙に戻していこうという話までし

てきた。私たちは、もう定款がえをしてこの太陽光発電事業に特化したものにするべきだということを行っているんです。残すとしてもその範囲ですよという意見を述べているわけですから、そこをちょっと勘違いなさって、いや、メルシーの存続にという、そのメルシーの存続というのはあくまでも太陽光のみですよ。この点はちょっと明確に認識しておいてもらわないとだめだというふうに思うんです。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今北村委員ご指摘いただきました内容につきましては、今議会もそうですし9月議会のときもそうですし、いろいろご指摘をいただいています。

当然メルシー for SAYAMAとしては、現時点ではあくまでもため池等太陽光発電事業しかしておりませんので、この事業をきちっと継続するためにはメルシー for SAYAMA 株式会社は必要だという認識でいます。

そのために、今いろんな状況、条件がありますけれども、その条件に見合った形で継続を図っていかなければならないときもあるというふうに判断をしておりますので、近いうちにその辺の判断はしていきたいというふうに思っています。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

皆さん委員おっしゃっていたとおり、鳥山委員もおっしゃっていたように、もともとこの太陽光発電、メルシーがため池太陽光発電以外で何か事業をやるということでは僕もなかったと思っているんです。

だから、ため池太陽光はため池太陽光で、収支が、極端に言うと赤字にならないスキームに

なっていたという我々は認識をしているんです。それをもって、今いろいろ皆さんご心配されて質問をされていると思っています。

ちょっと委員長、お許しいただけるのであれば、そもそも論に戻ってなんでこうなってきたのか、当初収支はどういうふうに見ていたんですかということは今お答えをいただく気はないので、ちょっと振り返っていただくということも含めて、そういったことも含めて資料をお出しさせていただいて、私なりの質問というか思いをお話させていただきたいんですが、お許しいただけますか。

丸山高廣委員長

時間結構要りますか。

徳村 賢委員

いや、そんなに時間要りませんけれども、これ配るのに若干休憩が要るのかなと。

丸山高廣委員長

今徳村委員のほうから資料の提供についてお話がありました。資料の提供についてこれ許可してよろしいですか。はい。

それでは暫時休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時50分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

徳村委員。

徳村 賢委員

お出しさせていただいた資料なんですけれども、左側は多分ため池太陽光プロポーザルされるときに、こういうふうなスキームであったんだろうなという、大きくは、あと細かいことは間違いもあるところもあると思いますし、ある程度今の現状に近いようにやらせてもらったつもりなんですけれども、これについて、この契約にしてくださいと言うているのではございま

せん。もともとはメルシー for SAYAMA に売電が100%入ってくるんだっただけでしょう というふうに私は思っています。

それが、知らないうちに、何か融資がどうだの融資のほう你得なんだの、それは事務をグッドセンターコンサルティングにやってもらえるようになってきているから、メルシーに社員を配置しなくてもいいんだらうということがあったのかどうか、それもわかりません。

そういったこともあって、本来はメルシーに100円入ってきたら、例えばリース会社に20年間払っていくわけですから、毎月例えば50円をリース会社に払う、それで補修費が5円なのか10円なのか知らんけれども、リースに含みでやるのか、別契約でメルシーと共立との間でやるのか知りませんが、だから利益はそれなりにあったんだと思うんです。それはおっしゃっていたのは多分鳥山委員がおっしゃっていた売電のシミュレーションでもうけがあったと思っているんですよ、我々は、それが知らないうちに、何かごねごねとなって、今議論になっている前受け金だの前払い金だの底がつくだの、そんなはずではなかったという意味でこういう絵を描かせていただきました。

これは、私1人がこう思って描いただけで、ただ大枠はそんなに変わらないと思っています、当初の絵は。なので、多分今これに対してお答え欲しいと思っているわけではなくて、もう一度ちょっと振り返っていただいて、本当に冷静にメルシー for SAYAMA をこれから残すのであれば、どうやったらできるんだらうと。もし万が一閉じるのであればどうやっていくのがいいんだらうということもやはりシミュレーションを見ながらやっていただかないと、いやいや、太陽光で赤字やから新しい事業をやるんですわて、そんなばかな話はないというふうに思っておりますので、そこは冷静

に考えていただいて、ちょっと今この絵だけの話ではなくて、今まで各委員さんがおっしゃられた話も含めて、メルシーの社長と社員だけで考えるのではなくて、庁内でやはり一旦もんでいただきたいというのが私の思いですし、多分各多くの議員さんはそういうふうに思っているんじゃないかと私は思っています。

そういう意味で、この資料を簡単にさせていただいて思っていますので、一度本当にこういうきょう今まであった話を1回冷静にご検討いただいたらというふうに思っていますので、お願いをしたいと思います。

丸山高廣委員長

先ほどの平成29年11月27日付で交わされていた大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業業務委託変更契約書の特例措置に関する覚書が出てきたことについて皆さんにいろいろご意見をさせていただきました。

そのご意見の中には、やはりこの覚書自体が果たして有効であるのかということと、市のほうで検証もされていないところもありますので、こちらについて一度市のほうで精査していただく部分が必要であるというご意見があったと思います。

そのことについてはいかがでしょうか。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

北村委員のほうからもちょっとご質問いただいておまして、先ほど会計的なことも視野に入れて、前受け金とか前払い金ということもありますので、ちょっと1回市のほうで精査させていただいて、またご報告を改めてさせていただきたいと思います。

以上です。

丸山高廣委員長

それで皆さんよろしいですか。

西野委員。

西野滋胤委員

1点だけ。出資者業務委託契約書の特例措置に関する覚書書の第6条のところ、出資者協議というところがございます。万一甲が事業継続をできなくなるおそれが生じたときは、甲は甲の事業継続の方法について甲の出資者である大阪狭山市の意向を確認しつつ甲乙協議するものとするということでございますので、もし、甲というのはもちろんメルシー for SAYAMAのことになるんですが、このメルシー for SAYAMA、今非常にできなくなるおそれが生じている、まさにそのときだと思っております。

もしこれが継続できなかった場合、ここにかかってくる事務手数料等で35万円毎月もらうという形で、計算すると20年間で税込みで9,000何がしになってくるかと思いますが、こちらのほうのお金のほうを、もしメルシー for SAYAMAを畳んだ場合、大阪狭山市にいただけるのかどうかも踏まえて、もし閉める場合を考えたときに、その9,000万円という前借りで、今前借りで1,800万円と2,000何ぼ借りていることになってくるかと思いますが、その分について、その分を差し引いた分でもいただけるのかどうかというのも確認していただき、それも踏まえて、その分いただいたら、その間で先に借りた分を返してしまえば金利というものもかかってこないと思っておりますので、その辺も踏まえて置くことも前提に今後考えていただけたらと思っておりますので、意見とさせていただきます。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

もし答えが違っていたらまた言ってください。

今西野委員からご指摘いただいた部分の答えというのが、この大阪狭山市ため池等太陽光発電モデル事業業務委託変更契約書の第8条事業の継承等の2項、甲が本事業から撤退する場合

は自動的に乙が本事業を継承することとすとなっておりまして、甲というのはメルシー for SAYAMA株式会社、乙というのは共立電機製作所ということになっておりますので、もしメルシー for SAYAMAがこの事業から撤退するということが決まれば、自動的に乙が継承するという契約書になっております。

丸山高廣委員長

西野委員。

西野滋胤委員

わかりました。

そうしたら、乙が共立電機のほうに継承されるということでございますので、メルシー for SAYAMAがいただけるであろう分というのをいただいて、それを返還することができないのであればどうするのかというも踏まえて、しっかりと取り組んでいただけたらと思っておりますので、大阪狭山市に損がないようにお願いします。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ちょっと西野委員、今の違っているかどうか、もう一遍読んでおいたほうが良いと思います。

今の6条の件、すごい大事なところで、もともとの契約の項には今市長言われたとおり、続けられない場合は共立が引き継ぐということになっているんですけども、この6条の問題は出資者協議のところ、万一メルシーが事業継続をできなくなるおそれが生じたときは、メルシーはメルシーの事業継続の方法について、メルシーの出資者である大阪狭山市の意向を確認しつつ、共立電機製作所と協議するものとするとか書いていないんです。大阪狭山市の意向を確認しつつじゃ弱過ぎるんです。大阪狭山市の意向を最大限尊重しとか何かそういう言葉になっていないと、大阪狭山市の意向を確認しま

した、聞き置きました、こうやっちゃいましたというふうにしても何も言えないことになっちゃうわけです。

メルシーが撤退したときに引き継ぐことは決まっているけれども、引き継ぐにおいて大阪狭山市の意向が反映されない契約になっている6条がこれ問題なので、ここについても見直しを何とか図っていただきたいと思っているのが1点と、この契約そのものがほんまもんと言うたらおかしいけど、効果をなすのかどうなのかというところに、一生懸命援護射撃してますから、僕声大きいから怒っているみたいに聞こえますけれども援護射撃してるんですから。平成28年の業務委託基本契約書というのがあるじゃないですか。ここの5条に、資金調達等においては、受注者、これは共立電機ですけども、受注者のグループ企業である有限会社グッドセンターコンサルティングが行うとあるんです、一番最初の基本契約書の中に。なのに、資金調達に係る、まさしく資金調達にかかってくる覚書がグッドセンターではなくて共立さんと直接行ってしまっているので、このこれに効力が発していないかもしれない。グループ会社であるかもしれないかもしれませんが、向こうが指定しているものに、指定しているものと違うものと契約をしているというところが僕、これがぎりぎりいっぱい、この覚書を書き直してもらえなきゃいけないかなと思っているんです。

もちろん先ほどの計算式どうのこうのもあると思いますし、いろいろ確認しなあきません。1,800万円と1,200万円の上乗せした部分でごちゃごちゃになってしまってるのもチェックしてもらわなあきませんけれども、そのあたりを弁護士さん等々と相談していただいて、契約のまき直しができるチャンスが僕はここにあると思いますので、ここについてはきちんと整理をして、丁寧な覚書を再度契約し直されるように提

案というか、意見しておきたいと思います。

何かこのことについてご意見があれば、社長のお答えいただけたらいいんですが。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今井上委員からご指摘受けたということ踏まえて、もう一度精査をして、対応が必要であれば対応していきたいと考えております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

精査するのは社長の立場だけでは困りますので、市にとって不利益を絶対にこうむらないと、市は絶対リスクを負わないという立場での契約をきちんと、市としても市長としても社長としてもやってもらいたいということは意見としておきます。

丸山高廣委員長

さまざま意見あるんですが、やはりこの特例措置に関する覚書について、一度市のほうで精査していただくということを重ねて言うのと、1点だけですが、全然答えになっていない部分がありまして、監査結果報告書が上がっているんですが、監査結果にこれが影響した場合、影響すると思うんですけども、それについての対応というのを言うているんですが、どのようなふうにするのかというのがわからないので、今ここでお答えできるとしたらよろしいですが、例えば公表する上でこういうことがあったということを公表されるのかとかいろいろやり方はありますけれども、税金を使って監査をされて、それについての監査を覆すような影響力のある資料が出ているわけですから、市長であり社長としてこれどうされるのかというのを今言っただけだったらと思うんですけども。

市長。

古川照人市長

今回あくまでも監査報告という結果は一定もう出てしまっておりますので、今後今回の新たな資料をもとにもし是正すべきことが出てくるならば、きちっと是正をしていく、市としてメルシーに対して是正していくように指導していきますし、市としてもしっかりと監督責任を果たしていきたいと思っております。

丸山高廣委員長

公表されているので、これ、全く違うことになるか、その辺もう一度考えていただきたいと思いますが、また改めてその覚書についての精査と一緒にそちらのほうもどうするのかというのを答えていただけるようお願いいたします。

この件の質疑につきましてはこれで終結させていただきます。

本日の委員会では、今回の監査結果報告に基づいて質疑を進めてまいりますので、先ほど市長が述べられた見解等につきましてもこの中で審議していただきたいと考えております。

なお、監査結果報告につきましては、内容量が大変多くございますので、区分して進めてまいりますと考えています。

まず1、メルシー for SAYAMA 株式会社、以下メルシーと略させていただきますが、メルシーの経営、財務等に関することの1点目、メルシーの第1期決算の修正について、2ページから18ページまでについて。その次、2点目、ため池太陽光発電モデル事業の各種手続と契約事務の適正性について、19ページから35ページまで。その次に2、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業に係る職員の旅費及び服務等に関すること。3、その他、36ページから最後まで。最後にメルシーの第2期事業報告及び決算並びに第3期事業計画及び予算について。以上のとおり区分して審議を進めてまいりますと考えております。

時間にも限りがございますので、円滑な運営にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、1、メルシーの経営、財務等に関することの1点目、メルシーの第1期決算修正について、2ページから18ページについて質疑をお受けいたします。

北村委員。

北村栄司委員

たくさんはもう言いませんけれども、1点お聞かせいただきたいんですけども、6ページの開発費に関連してなんですけれども、全体のこの監査結果の中で岡田氏に聞かなければわからない点があるというところが案外出てくるんです。特にこの開発費につきましては、株式会社K S Fの関係で、平成28年9月30日に締結した新電力供給システム研究開発委託契約書に基づくもので、契約上開発のため総額800万円を開発成果の有無にかかわらず支払うこととなっているということが、まずこの1点が、こういう成果の有無にかかわらず払うことになっているというふうな、こういう契約が現実にあったのかということで、どういう内容なのかというのがまず説明いただきたいのと、こういう契約が実際にあり得るのかということについてもお伺いしたいんです。

それと、この契約を結ぶ上でメルシーにも大阪狭山市にも決裁が残っていないという指摘がありまして、この点についてはかかわっていたと言われる西尾氏に質問したということがここに監査でも言われている。同社と委託契約を結んだ記憶はないと、西尾氏の答えは。平成28年9月30日締結した新電力供給システム研究開発委託契約書の存在は知らなかったと、決裁にも関与していないと。どういう手続を経て結んだのかもわからないと。

当時同社と中心的にやりとりをしていたのは岡田氏だというふうに答えているということが

この監査で示されておるんですけれども、ということは、岡田氏に聞かないと実質わからないと、このこと1つだけで言いますが、

そういう点で、市当局としては文書をもって岡田氏に何らかの問い合わせをしているというふうのも少し聞いているんですけれども、その経過がどうなっているのか、そしてこういう問題について、随所でというか何カ所か出てきますので、その岡田氏はこの3月いっぱい大阪府へ帰るといことになりますので、そういうこの監査結果に基づいて、市としてはどういふふうな対応をとろうとしているのかについても伺いたいと思います。

一応4点ぐらいになるかな、どういう内容か、契約があるのか、岡田氏に聞く。

丸山高廣委員長

北村委員のほうからのご指摘ありましたK S Fの件につきましては、社長もみずから会社のほうに行かれていますと思うんですが、こちらについていかがですか。

社長。

古川照人市長

これも先ほど来話しておりますけれども、メルシー for SAYAMA株式会社としてため池等太陽光発電事業以外に何か新規事業を考えなければという中で、新たな事業展開の一つとして特許を取得するようなことはできないかという考えの中で、研究開発を一緒にしてくれる企業を探そうということで動いておりました。

そういう中で、これも議会でもお答えさせてもらいましたけれども、水素発電に関するシステムということで、現在はそれぞれ単体であるそれぞれの装置を一つの連携を図るというシステム化することで、効率よく水素をつくって、そこから電気を起こしてというようなシステム化を効率よく図るものがないかということに対する研究をしようということで、この事業

を始めさせていただいています。

答えになっていますか。

丸山高廣委員長

成果あるなしにかかわらず800万円を支払うということになっているんですが、このことについて普通では考えられませんよね、こういう状況というのは。

その成果物の確認できないんですよね。システムの話はわかったんですけども、時系列でしか出てこないんで。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

確かに今回結びましたこの契約書の第11条の中に、本研究開発が成功しなかった場合というような規定の中に返還を求めることはできないというふうに書いております。

ただ、現在まだちょっと交渉中ではあるんですけども、実はこの契約書の中、第13条に事業化という項目がありまして、この成果品、この成果の事業化は甲乙共同で実施するものというような規定があります。それをもとに、実際商品はまだ成果品としてあります。

ただ、それが商品化できるか、実用化できるかというふうになりますと、それをつくるのにかなりの費用がかかる等々、実際実用化、今の時点では難しいだろうというようなことでとまっている状態でありますので、この実用化の項目に合わせてこれまで研究開発費としてメルシー for SAYAMAが支払ってきた分について返還してもらえないかというようなことで、今相手さんに交渉をしているところであります。ちょっとまだ結果ははっきりしたことは言えませんが、この規定をもとにそのような交渉をしているということだけ報告しておきます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

市担当のほうは後で、さっきの質問はしてもらいますので、今のことでいきますけれども、結局監査でも言われているように、水素燃料自体が高コストであるためにまだ販売実績はないということですね。

それで、結局メルシーにとって非常に不利益な契約を結んでいるようにしか思えないんです。それで、その契約を結ぶ上で西尾氏はかかわっていないと、ほとんど、ということなんです。当時言えば室長として、当時はいたはずなんです。それが室長にもそういうことが報告されていないとしたら、この岡田氏が報告していないとしたら、どういう組織として運営されていたのかというのは大問題だというふうに思うんです。そういう点での岡田氏の責任というのも非常に重いものがあるというふうに私は思うんです。そのことは言うておきたいと。

契約そのものが市長自身もわかっていなかったんじゃないかなというふうな雰囲気ですね。担当がわかっていないわけですから。岡田氏自身1人しかわかっていなかったのと違うかなというふうにちょっと見受けられるんですけども、その点はメルシーの社長としてはそのとき認識されていたんでしょうか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

先ほど言いましたように、何か新たな事業展開をしなければという思いの中で、今回このような相手さん、共同開発できる、研究できる相手さんがいますというようなことで、こういう中身で研究開発をしたいという意向の説明は私は受けておりました。

ただ、事細かに実際どういう費用がかかって、どれぐらいの期間がかかるのかというようなところまでは詳細はちょっと聞いておりませんで

したけれども、このような研究開発に前受け金としていただいた費用を充てさせてほしいという旨の話は聞いておりました。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

市長自身もこの監査の結果をお読みになっていますか。この点についてはかなり厳しくといえますか、指摘されているんです。開発の成果にかかわらずメルシーは費用を負担すること、負担した費用に対する将来の収益について、当事者間の取り決めがないこと並びに当該システムの開発過程と完成した事実を確認できる書面を入手していないことから、当該取引自体が実在するものであるか、金額に見合った成果をメルシーとして受領したのかどうか、当該金額に合理性があったのか、取引全般についての疑義があると。

システムが実在しているとしても、メルシーとの契約以前から完成していた可能性を否定反証する証拠、書類がないと。全くメルシーにとっては、相手の、言えいいなりになっているとしか思えない結果になっているんです。

こういうのが至るところ出てくるとなると、メルシー自身が本当にきちんとした会社としていろんな他の会社ともちゃんとした契約をしたりとかちゃんとした取引ができるのかという不安は非常に出てくるわけです。

だから、実際にメルシーとしての会社としての体をなしていないんじゃないかというふうに私は思います。この1点だけはその指摘をしておきます。

あとちょっと、担当のほう。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

この内容について特化しているわけではなく

て、それ以外にもさまざまなちょっと疑義がありまして、ご本人には文書、メール等で問い合わせをしているような状況です。

まだその一部、全てが返ってきていないような状況もありますので、そちらについては整理した上でご報告させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

一部はそうしたら返ってきているんですね。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

一部は、はい、返ってきています。

丸山高廣委員長

あと処分についてですか。処分の件について。意見ですね、すみません。処分じゃなくて意見ですね。

もう一回、北村委員。

北村栄司委員

非常に岡田氏については監査でも指摘されているように不明確な点がいっぱいあると。本人に聞かないとわからない点がいっぱいあると。

そして私は今1つだけ指摘しましたけれども、非常に組織としても問題ある対応になっているというふうな重大な責任を持っているというふうに思いますので、そういう意見を監査全体網羅した中でちゃんと意見はつけて大阪府に提出することになるとは思うんですが、その点の確認をさせてもらっています。

丸山高廣委員長

担当。

田中 齊政策推進部長

ご承知のように、都市整備部理事におきましては、大阪府からの出向、派遣職員ということで、一応任期的には3月31日付で大阪府に帰られるというところでございます。

派遣職員の方につきましては、原則その派遣期間中の非違行為、法に触れるような行為があったのかなかったのかという報告はそれぞれの団体から提出をするというところになっておりますので、それを踏まえてこれまでの、基本的には地方公務員でございますので、地方公務員法に抵触する、あるいはそういう疑いがある者についてはこれまでも随時大阪府と連絡をとりながら、部分的には報告のほうは全てさせていただいているところであります。

それは最終3月31日を迎えますので、最終整理した上で、まとめて正式な文書として報告をするというところでございます。

したがいまして、今さまざまな委員のほうからご質問等ございます部分については、どちらかといえば株式会社メルシー for SAYAMAに関する事務内容及びグリーン水素シティの事業にかかわることでございますので、その地方公務員法に照らしますとどこがその地方公務員法に触れるかと申しますと、日中のメルシーに関する業務に携わっていたという部分は職務専念義務の違反というところしか、非違行為的には出てこないというような内容になっております。

これは例え話になりますけれども、もし日中業務にかかわっていませんけれども、例えば5時半以降にメルシー for SAYAMAの業務にかかわっていて、その業務内容が明らかにそういう法的に触れるような犯罪行為を犯している場合については、改めてそういう会社からの告発というような部分についての、それも犯罪行為になりますけれども、そういう部分については改めてまた大阪府には報告をするというような形で、今のところは考えておりますので、基本は地方公務員として自治法に基づいて派遣をさせていただいておりますので、地方公務員としての身分上の不手際等については大阪府には報告をさ

せていただくというような考えで、今の基本スタンスはそういうふうに考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

適切な対応をしてくださいということだけ言っておきます。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

申し添えておきますけれども、一応そういう部分での行為というのは、全て大阪府には報告はさせていただいていますので、重ねて申し上げます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

出向していただいている職員のことになってしまいうんですけれども、その方が例えば今休職中になっておられるんですが、休職のまま大阪府に戻らはるということなんですか。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

現在休職中でいらっしゃるんですが、それは大阪府のほうで職務をとっておられます。ですので、戻られるときに関しましては、うちのほうの併任がとれるという形になるかと考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

大阪府のほうで休職の許可が出ている状態という認識でいいんですね。

その方が体調が戻らなかったりとかかれて、例えば4月を待たずに、3月末で退職されたりした場合、その場合は4月以降に処分をされることになるんですか。告発等々の話もありましたけれども、4月以降万一大阪府の職員でなくなった場合の対応はどのようにお考えなんでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

こちらのほうで3月31日までの間で報告を出させていただいて、その後でございますが、大阪府のほうで懲戒事案という形で検討されるかと存じております。

ですので、その後、これは協議事項になるかと思いますが、万が一本市のほうで3月31日までに報告を出せないということでありましたら、派遣の延長等の協議を検討依頼するという方向になるかと存じております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

もう既に1年延長していただいている、もう無理じゃなかったかなと思っているんですが、休職の場合は休職期間中延長することができるような規定があるんでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

基本的に休職中だからというわけではございません。特別事情がある場合については、大阪府と市との協議ということになっております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

協議進めていただかなきゃいけない状況になるのかなというのは一つと、先ほど来から答えわからないですけれども、4月1日に府の職員でなくなっていれば、公務員でなくなっていればもう処分はできないのですか。やめてはっても処分は有効なんですか。やめはった人に対してさかのぼってこの時点での処分ということは後づけでできるんですか。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

流れとしましては、3月31日までの間に本市からこちらに在職いただいている期間の中での非違行為については報告をさせていただくと。

それを大阪府として受け取った段階で、また大阪府独自の調査をされます。当然それには聞き取りも入っておりますので、そういう井上委員がおっしゃるように、例えば3月末付の退職という願いがあっても、恐らくそれは退職処分という形では大阪府はしないというふうには考えています。一定聞き取りをした上でこの職員については懲戒処分がある、ないに、その判断の中で退職を認めるか認めへんかという判断にはなるというふうには考えております。それはどこの団体でも同じような行為やと思います。

そこで非違事象が重大なものが見つからなければ、処分なしという形で退職されるのかもわかりませんが、それ以降にそういう前職の者に対して犯罪行為的なものがあれば、当然それは退職金の返還請求とかそういう部分も考えられますので、それはちょっと事件性になるかどうかはわかりませんが、そういうこともあるというような内容でございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

冒頭から口座の話からスタートするじゃないですか、この監査報告は。まさかこんなところから始まると思っていないことやったわけです。それも報告されていない、把握できていない口座が発覚したことからこのページが4ページ以上もわたって書かれているわけなんですけれども、この5ページにある別表のメルシーにおける銀行口座一覧の中で、未把握のものを斜をかけていただいて4口座あるというふうな形になって、その表の上にメルシー名義の口座がほかにはないことを確かめることは不可能であるとか、この前段に書いているんですけれども、4社以外から協賛金を受け取っていないこと及びメルシーとしてほかの入出金がないことも断言できないと、わざわざにこういうふうに指摘されているような状況になるわけなんですけれども、この口座の引き継ぎ云々に関しても、先ほど西尾氏の話が出てきましたが、聞いている側と言っている側と答えが食い違っているんですね。

こういうままでしか出されない状況にあるんですけれども、ここについては市としてはまだこの後どのように確認されるんですか。

先ほどの岡田さんへの文書での確認も話がありましたけれども、同じことかぶってしまうのかもしれませんが、どのように対応されるのか、それこそ市役所庁内では無理であれば、議会として参考人として来ていただくようなことをするほうがいいのか、何かそういったことも視野に考えなきゃいけないのか、そういう依頼をこちらにされるのかも含めてですけれども、どのようにお考えなのか。

話が食い違ってしまっているままの報告になってしまっているの、報告書としては非常に弱いままのものなのかなと思っているんです。このあたりのけじめをどのようにつけられるか、まずお答えいただけますでしょうか。市の見解で結構です。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

ご指摘の部分のメルシーの口座がほかがないことかということなんですけれども、これにつきましては、ちょっと何社か銀行のほうに問い合わせましたら、そういう当人でないとお答えいただけない部分がありますということで、ご回答いただけないところもあります。それについてはメルシーのほうで確認したところ、引き継ぎ、それ以外にはないということなので、実際それ以外にないのかどうかというのはメルシーのほうで銀行のほうに、金融機関のほうに問い合わせをしてもらって確認はせんあかんかなというふうに指導をちょっと今考えております。

あともう一つ、協賛金につきましてはなんですけれども、これにつきましては残っている書類がそれしか今のところなかったものですので、口座のほうにもちょっと今回お出しさせていただいておりますけれども、そういう形跡がございませんでしたので、こちらについてはそのままかなというふうに考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

すみません、あと西尾氏との発言の食い違いの部分があったと思うんですけれども。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい。それちょっと部分なんですけれども、そちらに書かれております10月11日、12日につきましては、口座の引き渡しというその話はなくて、それ以降その口座につきましては、直接メルシーの4月以降従業員がいらっしゃるので、その方にされたというところの部分でございまして、書かれている監査委員のほうもそちらについての表現がちょっと違っていたのかなというふうに見受けられております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の最後のところ、もう一度説明してもらっていいですか。4月の引き継ぎの話、少し丁寧に。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

すみません。こちらにつきましては、前任者のほうから私を含めて今現在3人のほうとメルシーのほうと、業務についての引き継ぎはさせていただいております。その中で、口座の引き継ぎというのは直接行われておりません。

実際行われたのはじゃあどこでやねんという話になると、ちょっと私らはそこにはいなかったんですけれども、直接前任者の方がメルシーの方にお渡ししたのかなというふうに考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

渡したのかなというのは臆測ですよ。事実確認できてないと。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい。その場には私、いてませんでしたので。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今のお答えいただきましたけれども、やはり不明確なままなんです。確実にこうだというものがない状態でのぎりぎりのところで今お話していただいたと思うんですが、確実なもの

ではないのかなと思っています。

大事なところが、口座について照会を市のほうからかけていただいているということなんですが、当事者、メルシーでないとお答えできないということで、銀行のほうからは口座の情報について開示がしてもらえていないということなんですけれども、社長おられますので、このことについては社長として、りそな銀行もそうですし紀陽銀行、関西アーバン銀行はここに上がっているんですが、それ以外にも三井住友ですとかいろんな銀行があるわけです、東京UFJとか。そういった銀行に対して、支店が違ってしまえばどうなのかわからないんですけれども、この口座をつくっていないのかつくっているのかというのは社長しか、社長わかってはるから調べなくていい気もするんですけれども、照会をかけられないことで困ってはる担当からはそういう指導をしていきたいという話があったんですが、会社の社長としてはその指導を受けてどのように対応されるのですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今のこの報告書には断言できないというような報告になっておりますので、ここは照会をかけて明らかにできる部分であろうかと思っておりますので、できる限りこの近隣の金融機関等含めて、可能性のあるところについては照会をかけていきたいというふうに思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

照会かけていただけるのはありがたいことなんですけれども、あくまで社長であって、会社の判こも管理されている人であって、その口座がひょっとしたらあるかもしれないから照会かけなきゃいけない状況である会社の経営状況と

というのは、正直芳しくない状況なのかなと。

例えば自分の家で考えて、自分の名前の口座を勝手に子どもさんがつくってはったら、あるいはそのお金を自由に子どもさんが使ってはったら多分叱られると思うし、そういうことはさせないと思うんですけれども、そういう事態が起こっているかもしれないので調べなきゃいけないという状況になっているというのは非常に異常事態やと思いますので、早急に、ないことを願っているんですが、あるかもしれないので、本当に近隣のところ云々で調べていただくということは丁寧にやっていただきたいところだと思います。

口座に関しては、資料でコピーも提出いただいているんですけれども、項目ごとに分けてはるのかなと思うんですが、その中の、たくさんあるんですけれども、18ページ、19ページのりそな銀行金剛支店の分ですか。平成28年3月18日にご新規1,000円が入って、同年11月10日に50万円が振り込まれている。12月28日に15万円が送金され、手数料432円かかっており、同じ28日に17万6,911円がカードで引き出されており、翌年3月4日にカードで12万7,000円が引き落とされており、手数料が108円かかっている。5月1日にカードで4万6,549円を引き出し、残高をゼロにされています。残高をゼロにされた後、同じ5月18日、1日から2週間後ですが、5月18日に50万2,000円が振り込まれ、翌週5月24日に50万円が豊中と書かれているんですが、ここで支払いが行われている、手数料が108円かかっている。翌々日5月26日に892円をカードで引き出しをし、残高を1,000円にしておられる。これはご新規の1,000円に合されているわけなんですけれども、1,000円にされている。

最終的には平成29年10月4日に解約をしているこの不思議な、出し入れが結構頻繁なカード

があるんですが、この口座が17ページに表紙がありまして、りそな銀行メモ書き小林市(5)と書いている普通預金通帳なんですけれども、小林市というのは私が非常にひっかかってしまう自治体の名前でありまして、この通帳のこの50万円、マックス50万2,000円が最大入っているお金なんです。この件について何か確認できていること、今ご紹介できることありますか。振り込みは小林市からなんでしょうか、そういったことわかりますか。

丸山高廣委員長
担当。

田中 斉政策推進部長

すみません、これはあくまでも都市整備部理事から聞き取りした内容でご報告をさせていただきます。

この通帳につきましては、昨年の5月の時点で所在が判明いたしまして、本人に聞き取りをさせていただいております。それによりますと、当該都市整備部理事におかれましては、もともと出向先の大阪府におきまして、小林市とこういうLED等に関するアドバイザーの委嘱を受けておられました。それは大阪府知事からのオーケーという書面をもって、それまで小林市のほうに年に数回を行っておられたところです。

その内容につきましても、本市に出向いただいた折にも引き続いて小林市のアドバイザーの委嘱ということで、小林市のほうから委嘱依頼というのがまいっております。それは平成27年、28年という形で委嘱依頼を受けまして、本市も検討の結果、大阪府時代と同様に応嘱をさせていただいております。

それにつきましては、一応書面で小林市からいただいて、それに対して派遣期間を明記されていますので、それを職務免除として行っていただいていたというような経緯がございます。

この通帳の50万円については、黒塗りになっ

ていますけれども、これは小林市からの支払いでございます。これは、丸山議員の代表質問でお答えを副市長がしておりますとおりでございます。

この50万円は何かといいますと、本人の発言によりますと、もともと27年度については、当然地方公務員ですので実費弁償を受けておられたと。当然宮崎でするので飛行機で行かれて、あとは小林市役所まで在来線とかバスを使ってというイメージで、平成27年度におかれましてはその領収書を小林市に1回ずつ渡して、それを実費弁償でもらわれていたというような内容で、小林市さんにおかれましても、余りにも、年に4、5回行かれていたと思うんですけれども、どうも手続的に申し訳ないというのと、あと空港から役所までの交通機関も1時間に1本ぐらいしかないというような、ちょっと時間的にもむだなような状況で、時にはレンタカーを借りられたりタクシーで行かれたりしたようなもので、本人にとっては行くたびに赤字になるというような話の中で、小林市さんと協議をされたようです。

その中で、そうしたら委託をさせてほしいというような申し出があって、市のほうでも、そのときにはグリーン水素シティ事業推進室はできていましたので、その内部の中で一応協議をされたというのも聞いています。

それを踏まえて、そうしたら小林市さんも個人と契約するのがなかなか向こうの監査もございいますので、安易にメルシー for SAYAMAという名前を使って契約をしてしまったというような状況は報告を受けています。

それを聞いた瞬間、私もあなたはメルシーの社員ですかというような問いかけをさせていただいて、即刻こういう手続はどういう事情があれ公務員としてはこれはもう違法行為に当たるから、即刻契約等の見直しをして、正規の形で

向こうからの実費弁償を受けてくださいという
ような指示をさせていただいています。

それを踏まえて、再度都市整備部理事におか
れましては、小林市さんと協議されて、恐らく
返還をされるとともに、その契約については解
除をされたというふうには聞いております。

ですので、私が把握している内容は、残額が
残ったままの通帳でしたので、その最後はちょ
っと確認はできていませんでしたけれども、今
回資料として出てきましたので、これで恐らく
小林市のほうには返金をされていると思います
し、契約も解除されていると思います。

本来都市整備部理事が小林市から受ける実費
弁償については、当人と小林市の中で協議の上、
支払いの請求をしてくださいというふうには申
し上げていますので、実際本人が小林市に対し
て請求されたかどうかというのはちょっと関知
しておりません。また、メルシーの側から見ま
しても、この行為については全く小林市さんと
都市整備部理事の技術協力というような視点で
結ばれたものであるというふうに私もちょっと
判断をしていますが、そういう時点では単なる
旅費の便宜的な取り扱いにメルシーを安易に使
ったというような判断をさせていただいていま
すので、その辺は、例えばそのお金が違う目的
に使われているという事実認定があればまた別
の考え方もあるんですけれども、実際派遣の依
頼に基づいて当該小林市のほうには行かれて、
アドバイスも会議も出席されているようでござ
いますので、その辺はこちらとしましてもそれ
以上の詮索というのとはしておりません。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

詳しい説明、ありがとうございました。

人事に確認したいんですけれども、人事部で

すか、地方公務員ですので実際アドバイザー
で小林市へ行かれるときには勤務解除というの
か職務を外すような手続されると思うんですけ
れども、実際に手続をされているというその書
面であつたりとかで、いつ何日間というのが、
今わかる範囲で構いませんので、お答えいただ
けますか。平成28年度の中でわかっている分、
お願いできますか。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

平成28年度につきましては、まず小林市長か
ら本市の市長宛てに委嘱の依頼がございました。
これが平成28年5月20日付の依頼でございます。

その中に、依頼の中では承認日から平成29年
3月31日までの委嘱期間ということで依頼を受
けております。

承認日でございますが、本市のほうは決裁の
上、平成28年5月27日から平成29年3月31日ま
でということで応嘱させていただいております。

この応嘱を受けまして、平成28年度についま
しては、計5回参加されておられます。平成28
年8月24日から25日、9月9日から9月10日、
10月10日から10月11日、平成29年2月24日から
25日、平成29年1月28日から1月30日についま
しては、小林市に確認したんですけれども、口
頭の依頼ということで、その際にはちょっと時
間がなかったのか、出席依頼文はないというふ
うには確認しております。ただ、活動の実績は
あるというふうには聞いております。ですので、
平成28年につきましては計5回出席をされてお
られます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

5回、8月、9月、10月、年明けての1月、

2月か、5回行かれていますということなんですけれども、この5回行かれています分と別にこの通帳は突合はない、この金額等は小林市は別に、今の話だったら別に関係ないことになるんですか。なるんですかって聞き方変なんですけれども。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

きっちりとした突合は一応させてはいただいているんですけども、これはもうあくまでも小林市さんと都市整備部理事の間の話かなというふうには認識していましたんで、ただ、一部その通帳の中に15万円の送金されているという部分は、これはNPO法人のほうに小林市の施設にLEDを設置するための調査を再委託かけてはるというような内容は、そのときには聞いております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

これ会社の通帳ですよ。LEDの話はメルシーとそのNPO法人との契約の中で支払われていたということですか。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

そこまでは確認しておりませんが、一応メルシーの口座を使ったということ自身は、これは誤りです。ですので、派遣で小林市に行かれています理事が、理事自身のお金という認識で、個人的に多分依頼をかけてはると思いますので、メルシーの会社という、社員という多分意識はなかったとは思いますが。

ですので、そうすると会社が会社に契約することになりますので、多分その手続はなされて

いないと思います。

ただ、振り込み元が多分メルシー for SAYAMAの通帳から出ていますので、相手の受け取っている多分通帳にはメルシー for SAYAMAの、多分明記されていると思います。

ただ、そこは公務員としての部分として、介入できるかというのはなかなか難しいところもございますので、これは一定小林市と都市整備部理事が結ばれた間の中の事象というふうには判断しておりますので、その部分でメルシー for SAYAMAの会社を使ったというのは、これはあくまでも不適正な判断ですけども、事業という視点で見ますと、小林市さんのためにいろんな調査を含めてアドバイスをしたというような実績が残っていますので、その辺は区分していただけたら幸いなんですけれども、以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

区分してもらいたいのがわからなくてもいいんですけども、通帳というのに残っちゃっているんで、だから区分のしようもへったくれもなく、通帳が物語っているわけじゃないですか。

一方では小林市から振り込みがあった事実があり、送金はNPOさんにされている事実があり、会社に振り込んでもらっているわけですし、会社名で振り込みを逆にしているわけですから、送金したわけですから、そのあたりがこれは会社として小林市とも契約しているんでしょうし、NPO法人とも契約しているんでしょうし、この契約内容についての書面等は、監査ではこの通帳出たところでとどまっているのかもしれませんが、市としてこの監査が出た後、調査あるいは照会をかけたりはされましたか。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

私の立場でまだ調査というのは、メルシーの中にあるかどうかという存在は確認できていませんけれども、少なくとも聞いている中ではメルシーの決裁を受けた上で契約締結しているという話は聞いておりますので、恐らく勝手に都市整備部理事が通帳をつくってということは恐らくないと思います。

通帳をつくるには社長印要りますので、無断で持ち出しはされていないとは思いますが。

ただ、申し上げたいのは、私の人事の立場からいいますと、地方公務員としての行いについて不適切な行為についてはきちりたださせていただきますし、それに対する手続もちゃんと踏むように指導しているところでございますけれども、それを離れたメルシーの会社側の内容については、なかなか今の立場としては踏み込めない部分もございますので、そのもとのメルシー for SAYAMAで契約をしたという背景には、グリーン水素シティの事業推進研究会のオブザーバーとして小林市が参画されておられますので、その中身としたら本市のグリーン水素シティ事業を参考に、小林市さんのほうでも事業推進を図るという意味の中で、多分ぜひとも協力してほしいというようなものが背景にあったのかなというふうには、私のこれは勝手な判断ですけれども、そういうふうには思っていますので、特に理事自身が個人的にお金を会社の名前で好き勝手にいろんなところで使っているというような認識は今のところ持っておりませんし、恐らく小林市側にも一定の業務報告というような形でなされているというふうにも、確認はできていませんけれども聞いておりますので、その辺の中身をもし入手できればチェックもさせていただきたいなというふうには思っています。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

通帳についてはもう社長の古川さんしかわからないんですけれども、この通帳のお金の出入り、今先ほど小林市からの振り込みがあったこと、NPOへの送金があったこと、最終的には個人のアドバイザー契約の委嘱を受けたもののお金が入り込んでいるので、返すためにもう一度出して返しているという手続を踏ませることを、市の判断で職員には指導してもらってされたのがこの通帳の結果だということなんですけれども、社長としてこの通帳の一件についてはどのようにお考えですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

もともとメルシーとそれと小林市と契約をすると、協定を結ぶという話がありました。そのときは、先ほども部長言いましたように、グリーン水素シティ事業研究会が立ち上がった後で、小林市さんもそのときオブザーバーとしてですけれども、この研究会に参画をするという意向のときでした。

グリーン水素シティ事業研究会としては、今後この大阪狭山市でやろうとしている事業を、できれば他の地域にも事業展開をしていきたいという考えの中で、技術連携都市という名目で、他の自治体にも参画をしてもらおうという呼びかけをしておりました。その中の一つがこの小林市でありました。

そこで、メルシー for SAYAMAが核となってこの事業を進めるに当たって、メルシーと小林市とでアドバイザー契約を結ぼうという話があって、それを認めたというところがあります。

ただ、結果的に実際このような使い方をして

いるというところまでは把握しておりませんでしたので、そこについては今ご指摘受けたとおりということを感じています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確認しますが、メルシー for SAYAMAも小林市とアドバイザー契約を結ばれたということですか。

そのアドバイザー契約、小林市とメルシーが結んでいるその契約書みたいなものは残っているんですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

残っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

メルシーと小林市のアドバイザー契約が残っていて……。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

担当。

田中 齊政策推進部長

ちょっと話を整理させていただきますと、都市整備部理事が行かれたのは、メルシーと小林市でアドバイザー契約という形で、岡田理事がアドバイザーの委嘱を受けて行っているやつをごっちゃにして行かれた部分です。それは先ほど私が申し上げたアドバイザー契約という形で契約を結んで、会社の名前を使って行かれていたというのがその契約でございます。

市長が申されたのは、そういう話は小林市さんがグリーン水素シティ事業推進研究会のオブザーバー参加された当時以降で、小林市のほうもそういう水素事業を進めていく中で、包括技

術連携協定という協定書を平成28年11月に本市と小林市は締結しておりますので、多分市長申し上げられたのは、そっちの部分の締結かと存じ上げます。それについては大阪狭山市として小林市と技術提携を結んでおりますので、グリーン水素シティ事業推進室の縦決裁で市長まで決裁とられて、技術提携は結んでおりますので、その部分と岡田理事が小林市に委嘱を受けて行っている部分というのはちょっと切り離してお考えをいただきたいと。

その口座については、都市整備部理事は、メルシーの名前で契約を結ぶというようなちょっと不手際をされておりますけれども、その部分と、個人で行っているアドバイザーというのは全く個人的な小林市との契約の中で、小林市さんと契約形態についてどういう契約をしたら都市整備部理事が赤字にならんと行くのかなということしか考えていなかった結果、都市整備部理事は大阪府の方ですので、大阪狭山市職員でもあるんですけれども、大阪狭山市職員としては派遣できませんので、なかなかその辺も、また大阪府と協議要りますので、なかなか大阪狭山市と小林市も委託契約結ぶというようなことも不可能な状態でどうするねんというところで、多分ちょっと拙速にメルシーと小林市でということになったというふうには聞いております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

振り出し戻してもろうたら変になるんですけども、だから社長に確認したんですよ。メルシー for SAYAMAと小林市はアドバイザー契約を、社と市とちゃんと結んだんですよと確認して、結んでますと確認してもらったんで、それ間違いないですか。

丸山高廣委員長

暫時休憩します。

午後3時59分 休憩

午後4時03分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。
担当。

田中 斉政策推進部長

都市整備部理事からの聞き取りによって、一応これ人事の見地としてご報告を申し上げますと、当該、先ほどもご説明申し上げましたとおり、平成27年度については一回一回の領収書の手渡しの現金支給という支給方法をとっておられる中で、理事自身が赤字になるというところで、小林市さんとご本人さんが協議の上、どういう形でもあれ委託契約になれへんのかという中で、ちょうどタイミングよく市出資の100%のメルシーができたという中で、グリーン水素という部分の中で一定その枠の中で、法人の名前を使って契約をしたと。

これはあくまでも、我々の判断としては、ずっと行かれていた小林市への個人的なアドバイザーの派遣費用やというような認識のもとでございますので、そういう認識でいきますと、その通帳の使い方あるいはメルシーとの契約というのは不適正なものでございますので、そこはきっちりと本人に申し伝えていて、適正な対応をするように申し上げた結果、恐らく契約を解除されて、ないしは50万円については精算をして、小林市に返還をされているというようところでございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

市として適正な対応ができるように指導していただいて是正していただいたというのがこのぎりぎり監査の決算の閉めるぎりぎりですよ、

5月24日といったら。出納閉鎖してしまいそうなお際に間に合わせてはるので、行政と市の指導はぎりぎりのところされて、本人も認められて直されているのかなと思っているので、そこについてはクリアかと思うんですが、そういう便利使いをする通帳を社員がつくっていたことに対して、社長の判断はどうお考えですか。

社長の判こを使ってこの通帳をつくり、会社の名前を使って小林市とアドバイザー契約結び、便宜上よかったのかもしれませんが、便利使いをする口座を1つ別枠で個人がつくられていたことが、もう今の答えからも明らかじゃないですか。社員でもない人がそんなことをしたということに対して、社長としてはどのように対応されるおつもりですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今井上委員ご指摘のとおりでございます、社員1人、社長1人という会社体制の中で、当然あり得ない状況が起こっています。

今ご指摘いただいたように、つくってしまったものを今どうする、こうするというのは言えませんけれども、今後通帳の管理も含めて、印鑑の管理も含めて、徹底した管理をしていきたいというふうに思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

損害があるなしはちょっとわからないんですけども、出入りのお金が17万6,000円云々とかがどういうふうに出入りしているか、最後まで私報告わかっていないんで、わからないんですが、でも会社のお金として入ったものが、別人と言うたらおかしいけれども、会社じゃない使い方をされていたことに関しては、あくまでこの通帳は会社の通帳なんですから、会社のお

金を流用したというのか、横領とまでいかないんでしょうけれども、流用されていたことにはならないのかな。50万円返したから済んだという話ではないのじゃないのかなという気はするんですけども、この通帳の管理について、やはり一定指導をもちろんしなあかんかったでしょうけれども、使われてしまったという事実については何かしらの対応をされないと、こういう使い方を認めてしまったらあかん気がするんですけども、その辺はどうお考えですか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

どう対応するかということですけども、実際もう済んでしまっている話ですので、今になってどうこうという形ではもうなかなか対応難しいと考えています。

ですので、今後このようなことが起こらないように徹底した管理をしていきたいというふうに思っています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

終わってしまったから仕方がないというのでは何か違うのではないのかなと、一定職員のしたことだって市の行政の仕事であれば一定の処罰とかができるんでしょうけれども、これについては民間の話になってしまうので、そういう対応がしにくいのかなとは思いますが、でも何かしら注意を与えるだとか、きちんとした目に見えるものを残していかないと示しがつかないのではないかなと思います。

同じようにまた別の口座をつくられたり、判この管理はしはると言いましたけれども、ちょっとそのあたりの対応、今後のこと考えても一定の示しをつける必要はあるのではないのかなということはちょっと意見にしておきたいと思

います。

行政に確認をもう一度したいんですけども、契約を解除させたみたいなの、解除すべきやという指導をされた話したんですけども、契約をしていた事実は小林市から委嘱状もらった話を人事のほうからいただきました。でも、会社として契約した話は、この通帳が発覚したから人事のほうにあったわけで、その契約は解除しなさいよという話されましたということでしたが、実際に解除されたという解除契約の書面みたいなものは確認しているんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

確認しましたところ、取り消し同意書ということで、平成29年3月31日付でいただいております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

取り消し同意書が平成29年の3月31日に出されて、平成28年度末で出されているということですね。

もう一つ確認します。3月31日に契約解除されていますが、実際にお金を返金されているのは50万円が引き出されている5月24日以降になると思うんですが、5月24日以降この返金を受領しましたという受領書のようなものは小林市からいただいていますか、確認できていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

小林市のほうから確認して、ちょっと今手元にはないんですけども、はい、いただきました。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確認されたということなんですが、それはメルシー for SAYAMAと契約している形での返金の受領書になっているんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい、そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

間違いなくメルシー for SAYAMAとの契約解除であり、メルシー for SAYAMAとして小林市に50万円を返金しましたという受領をいただいているということで間違いございませんか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

小林市さんのほうに5月26日付で領収書領収済みということでいただいております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

振り込みの振り込み済みのそういう通知書じゃなくて、小林市の印がついている受領印みたいなもの、きちんとしてもらっているということよろしいですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

はい、そのとおりでございます。

井上健太郎委員

では、これはメルシーとして契約していたことで一件着落ということでこれよろしいですか。一件着落かどうかかわからないですけども、一通り、てんまつは事の始末までついたというこ

とでよろしいですね、はい。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

すみません、もう一回確認で、平成29年3月31日に小林市と理事は契約解除されたとおっしゃいましたけれども、それでも5月18日には振り込まれてくるんですか。

丸山高廣委員長

一応誰か答えていただけたら、先ほど須田委員の質問。

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

3月31日に取り消しの同意書を結んだ後の処理になっております。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

5月18日の黒塗りは、ここは小林市じゃなくて理事なんですね。平成28年11月10日の黒塗りが小林市なんですね。平成28年11月10日は小林市から50万円振り込まれて、そこから平成29年3月31日以前に政策推進部長がおっしゃったように、正さなければならないという指導を行ってくださったので、本人がわざわざ1回この口座に、理事自身が50万2,000円を振り込んで、理事自身が50万円を引き出して、そして小林市に返金をしているでよろしいですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

そのとおりでございます。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

5月18日に一旦この口座に入れる必要があるのか、ちょっとそこがよくわからないんです

けれども。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

その50万円、小林市からの支出行為がごさいますので、契約解除になりますとその50万円分を小林市に返金するという行為が必要でございまして、通帳記帳上一応一旦この口座に50万円を戻して、改めてその50万円について小林市に返すという行為なのかなと、今私も見たところなので、そういう考え方なのかなというふうに思います。

以上です。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

ただ返金されるだけじゃなくて、1回経由したということですね。

さっきも伺いましたけれども、小林市とメルシーが研究会発足時にアドバイザー契約を結んでいて、小林市と理事がそれ以前からアドバイザー契約を結んでいて、先ほどの部長のご答弁ではそれとそれは切り離して考えたほうが良いということでしたけれども、もしかしたらそこを一緒くたにして小林市に説明をして、この口座を使ったという可能性も否定はできませんよね。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

正確に申し上げますと、都市整備部理事と小林市の間にはアドバイザー契約は存在しません。アドバイザーの人間としての委嘱ということしかございませんので、契約行為は一切ございません。

以上です。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

難しくなってきたんですけれども、先ほどちょっと議事録残っていないので一応申し上げておくと、部長のご説明でいくと、この口座にお金が入ったことが公務員法上おかしいというお話だったのが、小林市さんはこの口座に平気で振り込まれるんで、そこちょっと違和感を感じたんで聞きました。

以上です。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

須田委員の今のご発言は、ちょっと考え方として違うとは思いますが。

小林市さんは都市整備部理事がアドバイザーとして来ていただくのを前提に、メルシーと、公人と契約を結んでいるというのが前提にございますので、ですので、小林市はその口座に振り込みができていたというようなところでございます。

実際は、行為としては平成27年以前から行われているアドバイザーとしての人の派遣だけの行為と小林市さんは何ら変わっていないと。お金の支払いだけがまとまって都市整備部理事のほうにぼんと来ているというイメージだけです。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

意味がわからなくなってきましたけれども、聞いていると、50万円を委嘱アドバイザー契約として会社の名前を使ってもらいました、会社の名前を使って公務員がそれをするといけないので返させました、そこまでクリアで返しました。

でも一方で、人事のほうから報告があったよ

うに、平成28年度中に5回実際に行かれているわけですね、小林市に。行っているのに50万円返しちゃったんじゃないですか、彼は。

丸山高廣委員長
担当。

田中 斉政策推進部長

当時私は返せという話じゃなしに、適正な手続をとり直せという話をしているつもりでございます。したがって、この契約行為は全て解除した上で、改めて自分が5回行った領収書を小林市に提出して、改めて小林市から支給を受けるように指導をしたつもりです。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ただ、その提出しているかどうかの確認はもうできていないんですね、個人の委嘱に関する事ですからされていないということではないんですか。出張でもないですもんね。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

それ以降の小林市との関係については関知しておりません。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

現在私は小林市に情報公開請求をさせていただいてまして、小林市がこの理事に対して支払ったことがわかる証拠書類と契約書等の請求をしていますので、これは次の、何とかこの会期中に間に合ってくればなと思っているんですが、出てきたらまたその辺と突合させていただいて、今回の答弁と整合させていただいて、

万一合っていないことがあれば緊急にちょっと開いていただいて、もう一度訂正していただいたりする必要が出てくるかと思しますので、そのことだけちょっと含みおきください。

この質問はこれで終わります。

丸山高廣委員長

それでは、ただいまから15分間休憩いたします。

4時35分より再開いたしますので、よろしくお祈りいたします。

午後4時20分 休憩

午後4時34分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

それでは、引き続き質疑を行います。

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

先ほどの都市整備部理事の小林市へのアドバイザーの件で1点ご報告させていただきます。

アドバイザーとして出席された岡田理事と小林市の件で、平成29年6月19日に小林市の担当課長にこの内容を確認させていただきました。その際に平成27年度については出席いただいた際の領収書によって実費弁償をその都度されていたということを確認しております。

平成28年度につきましては都市整備部理事との話し合い等でメルシーと8月に委託契約を締結していると。この内容はちょっと詳細はわかりかねるんですけども、委託料として50万円を支払っている中で実費弁償を見ていただくというふうにおっしゃっておられました。

その後、返金されているんですけども、出納整理期間が過ぎてしまったということで旅費に関する支払いをどうするかというのは、この

6月の時点で庁内で検討されているというふうに聞いておりました。

その後の件はこちらのほうではちょっと把握はしておりません。遅くなりましたがご報告させていただきます。

以上です。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

監査報告では、お金の出し入れとかあるいは証拠書類、領収書なんかが中心になりますので、ちょっと認識を深めたいというふうに思いますので幾つか聞きたい。

16ページで、未来の最先端まちづくりから購入をした水素発電模型の問題です。

これはメルシーとして購入をしたというふうに言われていますよね。それが株式会社共立電機製作所から寄贈されたというシールを張っていたという問題は、これ実際にメルシーが買って領収書もあるわけですよ。間違いないですよ、普通から見たら。何でよその会社から寄贈されたというふうになったのか。

そこはちょっとお聞きしておきたいと思うんです。勝手に解釈をしたというふうに言うけれども、解釈のしようがないでしょう、普通。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

この部分につきましては前理事に確認しないとわからない部分でございます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

本来、そのメルシーは社員はいないわけですよ、当時ね。そこが購入したそれはグリーン水素シティ事業推進室、そこが担当したりしてやったとは思っています。額も5万円、10万円で

はなく、70万円とか80万円しているわけですよ。領収書も切っているということになれば、こんな間違いはずないですね、普通から見たらね。

何でそれを4階のところにずっと展示をしているのか。メルシーが買ったわけですよ。市役所の4階にずっと展示しているというのは何でなんですか、これはお聞きになっていませんか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

詳細までは確認しておりませんが、まずメルシーの社員が4月以降採用されておりますので、それ以降この水素の模型についても、本来であればそちらの事務所に置くべきやということの市からの指導によりまして移動したという結果ですので、それまでは市のほうにちょっとどういう経緯かわかりませんが置いていたという状況でございます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

それと、実際にこの水素発電の模型というのが必要だったんですか、会社として。ここは社長に聞かなきゃあない。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

たしかその模型を購入するに至ったのも、直後にため池フォーラムというイベントがSAYAKAホールで行われるということで、多くの市民初めため池に関係する方々が集うという中で、本市がため池を利用して水素発電をするという事業展開をしていましたので、それを言葉ではなしに具体的に目に見える形で何かお示しすることができないかという中で、いわゆるこ

の機械を購入させていただいたということであり
ます。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

当初はこれは、まあ言うたら研究会が設置し
たんだという方向でSAYAKAホールですよ
ね、そういう議会での答弁だったんですよ。

結局は買っていたわけです。領収書もあると
いうふうになったんですよ。当初とは大分と
違うんですね、この経過もね。

実際にそれを買って、後活用はしているんで
すか。展示しているだけで、模型というのを何
回か活用するというようなことで使っているわ
けですか。1回もそういうことは聞いたことは
ないんで多分ないと思うんですがどうなんで
しょう。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

現在は事務所のほうで保管をしております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

実際に活用したり使うものでない物を、お金
を七、八十万円も出して買うというのはこれは
無駄遣いですよ。

しかも、そのお金が回ったのは太陽光発電の
前受け金を使ってやっておるわけでしょう。太
陽光発電とは全然違う方向でお金の使い方をし
たという点でも、こちら辺はやっぱ大いに問
題がある点だなというふうに思いますので、メ
ルシーとしてそこは処分するんだったら処分す
るし、どうするのかということはぜひ今後検討
していただきたいと、その意見だけは述べてお
きます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この模型の購入日はいつでしたか。

丸山高廣委員長

担当。

井上知久グリーン水素シティ事業推進室次長

平成28年10月26日でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

ため池フォーラムの直前ですよ。ため池フ
ォーラムが11月の半ばでしたから。ため池フ
ォーラムのときにはもう一つ大きなピンクの箱も
来ましたよね。

ピンクの箱についてもそうですし、この模型
もそうですけれども、市長はあのため池フ
ォーラムの中で当初のプログラムにはなかったのか
な、ため池の太陽光発電等に水素の発電の話を
されましたよね。そのときに市税を一切投入し
ない話をされたりとか、いかにもお金を使わず
にこの事業が進んで、いいものだというイメ
ジ戦略を使ったように僕は見受けたんです。

その折にあの中でも表にある模型をごらん
になりましたかという話をされましたよね。お金
を使わずにこの事業をしているんですよと言っ
ている前の前の週にこれを買っちゃっているわ
けですよ。メルシーが買っているわけですよ。
100万円出資して100万円しか持ってい
ない会社に90万幾らの物を買わせているわけ
ですよ。違うわ、もっと大きいのか、前受け金
で買ってんだ、ごめんなさい、もっと大きな金
額で買わせているわけでしょう。

この件については、どのようにお考えですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

もともとこのグリーン水素シティ構想の中で、

6つの大きな柱の事業がありました。私がかねがね記者会見でもこれらの事業についてはいうならば市税は投入しませんと申し上げてきている事業というのは、いうたらこのグリーン水素シティ構想の6つの言うならば事業のことで、それらの事業を実現するのに市税を投入せずに、言うならば民間活力、まあ言うたら民間からの投資とか融資をもとに事業を展開しますという趣旨で述べさせていただきました。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この市税を投入しない話云々はもう散々やり合ったことですし、絶対かみ合わない話なので、もうかみ合わなくて結構なんです、イメージとしてお金かからずにするよという話をして、その前の前の週に実際にはデモ装置を購入していることになっている。

一切市税を投入しませんと言っているあの記者会見でさえ、実際にその直前にお金を支払われているわけですよ、会社として。

お金がかかっていることは、お金がかかっているわけじゃないですか。それをいかにもかかっているようなイメージで話をされていることを、市民さんは本当のお金がかからずにするんだと思ってはったわけですよ。

今になって今回のNHKで大きな金額のお金が出てきたりとかしたものだから、お金がかかっていたのという話になっているわけですよ。

「あれ、お金がかれへんて言うてたんちゃいますの」という話になってくるわけですよ。それが市長の言葉の重みなんですよ。

社長として発しているのか市長として発しているのか認識わからないですけども、でも大阪狭山市長としてあのユーチューブは流れているわけですから、市長がお金がかからないと言ってるんだから、お金がかからないとみんな信

じるわけですよ。でも、これだけかかっちゃっていたわけでしょう。

かかっていると言っていることのイメージを壊さないために、寄贈というシールを張ったのではないのかな。寄贈のシールを張ったのはこのときですよ。このため池フォーラムの会場に設置するときに慌てて張っているわけでしょう。張った物が届いたわけじゃないですよ。届いたものに張りつけてあそこへ展示しているわけでしょう。張りつけたのは多分市の職員だと思いますけれども、社員ではなくてね。

だからそういったことを起こっちゃっているわけですよ。そこについてやっぱり、これはもうやっちゃったことだから仕方がないとさっきの話をされちゃうと、仕方がないで終わっちゃうんでどうもならへんのですけど、でもそういうイメージをつくられている1つの大きなモデルになっているんですよ。

「ああ、お金かからないんだ、寄贈してもらえるんだ。企業さんはこんなに大阪狭山に協力してくれるんだ」というふうに市民のイメージをつくっちゃった、させちゃった責任はあると思うんですよ。

実際にピンクの箱も来ていましたし、この模型もあったし、グリーン水素シティは企業誘致ではなく事業誘致ですという話をしはりましたよね。

だからいろんな事業がここ大阪狭山に来て、大阪狭山を活性化されるんだというイメージで話をされたので、まさしく寄贈というあのシールは市長が言っていることは間違いないと思わせる十分に値するシールだったんですよ、しょうもないシールですけども。

あのシール1つが市長が言っただけのことを市民が本当だと思わせるだけの重みがあるシールになっていたわけです。

そこところは今後の発言であったり今後のこ

ういった取り組みを紹介されるときに当たっては、もうグリーン水素はしないでしょうけれども、どんな事業をされるに当たっても、きちんとした説明をしていただかないと困るということは意見しておきたいと思います。

丸山高廣委員長

確認ですけれども、先ほど井上委員から市の職員がシールを張ったということですが、市長は今うなずかれていますか、どなたがそれを指示されたんですか、そのシールを張るといのは。

市長。

古川照人市長

今確認をしましたところ、当時の理事が部下にシールを張るように指示したということです。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

もう一点ちょっと、17、18ページになりますが、ハノーバーメッセの問題なんです。これは小原委員なんか何回か質問されていましたが、実際にこのハノーバーに大阪狭山市は出展されたんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

市から出展という意味ではないです。そういう支出している行為も契約もございませんので、そういう事実はございません。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

この監査の報告では、事業期間は2016年3月9日から9月30日ということで、事業名はエネルギー創出事業で、新エネルギーである水素発電に関する事業支援の実施。

その後、実施場所、ハノーバーメッセ及びS

A Y A K Aホールというふうになっております。

実施時期につきましては、2016年4月25日から29日、S A Y A K Aホールのほうは2016年11月19日というふうになって、事業の対象者は大阪狭山市というふうに書いてあるんですね。

この対象者は市がやったわけでしょう。このハノーバーメッセなんかには、例えばそこに行かれているのは、先ほどの未来の最先端まちづくりの方が行かれていると。岡田氏は個人として出席されたと、これは議会でもそういうふうには答えられておりますが、もし市が出展しているのであれば誰が行かないかんやろうと。もう業者に委託して終わりですか。そこら辺のことをちょっと聞いておきたい。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

過去の議会の答弁とこの引き継ぎというか、聞いている中ではこのハノーバーメッセにつきましては研究会の方で出展するという経緯を聞いております。

その中には研究会にはもう既にご承知のとおり大阪狭山市も入っております。その中にはメルシー for S A Y A M Aも入っておりますし、民間の企業も入っております。

ただ、ご指摘の事業の対象者ということで大阪狭山市というところなんですけれども、こちらのNPO法人の未来の最先端まちづくりさんの決算報告のほうには、このように記載はされておりますけれども、本市とこちらのNPOさんとの契約関係とか、協定関係、それにかかわるその部分については一切ございませんので、こちらについては今我々も先方の連絡先を堺市のほうに確認したら確認できなかったもので、こちらについてはまた文書等でまた先方のほうにちょっと確認をしたいなというふうを考えております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

ちょっと気にかかるのは、内容証明郵便で平成29年6月21日付で有限会社みずほ設計からメルシー宛てにNPO未来の最先端まちづくりに対するメルシーの負債283万8,560円、これを4月22日に弁済したために、5日以内に送金してほしいというのが届いたというふうになっているんですね。

もちろん回答書では、顧問弁護士とも相談をして内容証明郵便で回答したというふうにはなっているんですね。それはメルシーの債務ではないというふうに。これは弁護士に相談せんでも実際やってなかったら即返したらいいわけで、何で弁護士に相談する必要があったのかと。

自分ところでなかったら、そんなん相談も何も要らんじゃないですか。そこがどうも気になるんです。

しかも先ほどの未来の最先端まちづくり、どちらも未来の最先端まちづくりからなんですよ。そこはちょっとはっきりしておきたいなと。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

この内容につきましても、平成29年4月以降、そのメルシーの従業員のほうから同様の内容での報告は受けております。

ご指摘のその顧問弁護士に相談ということなんですけれども、メルシーの顧問弁護士のほうにご相談された上での対処なのかなというふうに聞いておまして、ちょっとそれ以降はこちらに記載のとおりの内容で、うちのほうにも報告はいただいておりますので、つけ加えと言ったらあれですけども、補足の説明という部分では、ちょっと今の状態ではできないような状況です。

以上です。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

まあ言うたら、メルシーのものでないものが請求来たら、そんなもん、うちちゃいますという答えをすぐ返したらいいわけで、何で弁護士に相談せないかんのかなというふうに、非常にちょっと不自然やなというふうに感じるんです。

それで実際にメルシーがかかわっていないんだったら支払う義務はないし、そのことは当然回答されて後は何も言うてきていないということなんですけれども、その問題についても事実関係がどうだったのかということの確認がなかなかとれないと、当時の担当者とかそういう人がいないんでということなんですけれども。

これは事実関係が本来は明らかにされんと、どうもちょっと気色が悪いというか、疑問符が残るような中身の決算内容になっているということで、メルシーとしてそのところはもうはっきりしているわけやね。その辺だけちょっと確認をしておきたいと思いますが。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

ここの報告書に上がっているとおりでございます、顧問弁護士に相談したことは間違いございません。メルシーとしてもこのようなことを言われるのはなぜかというのもありましたし、今後きちとした法的な対応をとっておいたほうが良いということで相談させていただいて、書類の書面といいますが、形式をきちんと整えて出させていただいたということでもあります。

メルシーとしては、ここにもありますようにメルシーとして出展するというような決定を下したこともありませんので、メルシーが負う負債ではないという認識でしております。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

意見だけちょっと言うておきます。

非常にちょっと不可解な内容で気になるんですけども、283万円、これでいけばみずほが立てかえて支払ったということになっているわけ。

そのまま何も言うてきていないんだけれども、その関係はやっぱりきちっとしておかないとあかんの違うかなと。メルシーとして言われる筋合いはないし、実際にこの人がみずほが立てかえていますよ、弁済していますよと言っているんだから、その情報もきちっと得ておかないと、証明できるというふうになっていかないのですね。その点はちょっと努力しておいてほしいなというふうにはメルシーにはお願いしておきたいと思います。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

今の関連なんですけれども、日本能率協会だったと思うんですが、そこへ大阪狭山市として、書類もありますよ、大阪狭山市が申し込んで、ただそのときはメルシーじゃなかった可能性があるんで大阪狭山市が申し込んだと思うんですが、そこでドイツのハノーバーでこの期間やったと。誰も行かない、大阪狭山市としてどういうブース、ブースの番号はわかっていますけれども、どういうデコレーションといいますか飾りでやったんかわからないんですが、誰も行かないと言っていたときに、実は私の知り合いの人の息子さんが行ったら、大阪狭山市の名刺を持って名刺を交換しましたよというような話があって、「え、行ってたんかいな」ということで、こういう席上で行ってたんじゃないんですかと言ったら、いや、休暇をとって行って

たみたいですよ。

その費用はどうなんですと言ったら、いや、個人が金出して行っていましたということで暫時休憩というようなことで、じゃ弁護士を通じて領収書を出しますというような話にまでなって、暫時休憩して、いろいろ話やって、実は個人のプライバシーにかかわることやから、もうその質問は取り消しやということで、私取り消していますが、そのときに副市長と岡田さんとの話の中で、とにかくそれは取り消すけれども、結局自分の金で行ったということになっているけれども私はそうは思わなかったけれども、証拠がないからもうしょうがないなと思ったんです。

ところがNPOの関係でいうと283万円か何かそんなんが出ていて、ハノーバーメッセにかかった費用やということ、そんなんが出てきたから、あれ何だろうなと思ったんです。

たしか、メルシー for SAYAMAじゃなかったと思うんで、大阪狭山市自身が、誰がやったか知りませんよ、研究会の誰かがやったのかどうか知らないけれども、大阪狭山市の名義で申し込んでいることは確かです。

そのときに、都道府県として1つあったのかな、石川県かな、何か。それと大阪狭山市ですよ。これは向こうとしたらやっぱり行政の人が来ているという感じで知っていたと思うんです。

私が問い合わせしたら申し込みはされていますということは確認はあったし、現に行っているわけじゃないですか。誰の費用で行っているかどうかははっきりしないけれども。

その費用がどこから出ているのか。結局はややこしいからといって金を払ってないかもわからないけれども、私はそういう費用は研究会から払っているのか、大阪狭山市が払っているのかよくわからない。今でもわからないですけども、そういうお金をどうのように処理した

かしいと私はそのときも申し上げたと思うんですが、実際に全く関係なしなんですか、ハノーバーメッセというのは。

丸山高廣委員長

高林副市長。

高林正啓副市長

先ほど市長という立場でご答弁されましたように、あくまでも研究会の協議の中でそういうような状況があったことは、私も研究会に参加をさせてもらっていたときに会議の中で聞いたことでございます。

ただ、私が実際に意見どうのこうのというのはやっておりません、あくまでも当時の室長に休暇届の許可を出したということは確認いたしました。

丸山高廣委員長

先ほど小原委員が言われていたその能率協会に出された申し込み書類、それって大阪狭山市の名前で公印も押されているんですか。

副市長。

高林正啓副市長

そのことは全く存じ上げておりません。先ほど室長のほうに確認したら、休暇の許可を出した、私はあくまでも部長に対しての休暇届の確認はしますけれども、そこだけはちょっと訂正をさせていただきます。

丸山高廣委員長

その書類自体は存在するんですか。

副市長。

高林正啓副市長

それは存じ上げません。

丸山高廣委員長

徳村委員。

徳村 賢委員

私、監査やったんであんまりここは質問してはいかんと思っているので質問はしないんですけど、できないことはできないと申し上げ

ているんです。

(「できることをやってください」の声あり)

できることは申し上げます。

今質問あったことに対してできるのかできないのか、今後市としてどう取り組んでいくのかというやっぱり姿勢ははっきりしておかないと、議会としては答えを出してくれるもんやと思っていますよ。そこははっきりしておいて答弁、今すぐに答弁できないかもしれないから、ちょっと何か調査するのとかどうかも含めて検討してもらわないと、中途半端なことをしてまた次にひっくり返すようなことはやめてほしいと思うので、そこだけは申し上げておきます。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

多くの部分で今回検証しますということで今回報告させていただいているとおりでございまして、このハノーバーについても検証をさせていただくということになっておりますので、それも含めて改めてご報告させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の件で食い違いがあったので確認したいんですけども、ハノーバーメッセに関しての届け出の書類はないと副市長は答えられましたけれども、これを担当する部署があるとすればどこが担当することになるんですか、こういう手続は。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

その申し込みの時点の日でいくと、まだグリーン水素シティ事業推進室ができていない。こ

れは2016年の4月25日に開催されていますけど、申し込みが今の話ですとその前年度になると平成27年度なんで、グリーン水素シティ推進事業室ができていないので、ちょっとどこでやるかというのはちょっと今お答えできませんので、すみません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

副市長は記憶がないのか決裁の事実がないのかそこがいつも曖昧なので、今のありませんという答えが本当になかったのかどうかわからなくて、今もしもこれもう2年たっちゃっているんで無理かもしれないですが、情報公開請求して出てきたらえらいことになるんでね。その事実はないというのは記憶がないのか、本当に判こ決裁した事実がないのか、どうなんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

決裁はございません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

このやりとりを聞いていて、担当の部署どこですかと振っていて、担当の部署が飛んで来なかったことと、今の副市長の答弁とがかみ合っていますので、相対してあかなかったのが、今のはきちんとかみ合っていたのでなかったほうが事実であるのかなというふうに今の段階では認識しておきたいと思います。

気になるのは、このメルシーの債務でなく支払い義務がない云々となっているんですけれども、この債務がありますよ、283万円弁済したんで払ってくださいよというふうに来た内容が、要は模型代の話ではなくて、この未来の決算にあるようなほうのそっち系ではなくて、ハノ

ーバーメッセの出展費用そのものであるような内容じゃないですか。

ここもだからかみ合っていないので反応がないからわからないということで終わっちゃっているんですよ、この監査の中でもね。

事実、この283万8,060円を本当に債務として弁償してもらったのかどうかの確認もされていませんし、このみずほさんがですよ。

それで最先端まちづくりと連絡がつかないので何もわかっていない状況で、ハノーバーについても岡田氏本人がおらないので、確認のしようがないというふうな答えで終わっちゃうわけですよ。

では、このみずほ設計さんから何の反応もないんですけれども、本当に反応がないのは、みずほ設計さんが便乗してこのお金をもらおうと思って来はったのか、悪意を持ってそういう作業をされたのか、あるいは本当に困ってはって投げてきはったのか、誰も確認していないわけでしょう。

本当に弁済してはったらえらい損させているわけですよ。そういったことの確認ができていないで終わっているのは非常に不思議で、内容証明郵便で返送されていて、その回答はないということなのでそれでいいのかもしれませんが、でもそういった作業をした会社の出資したのは大阪狭山市で、指導監督する責任があるところなんだったら、ある程度このことについての報告で、後追いができていないので、市としても気になるので確認する必要があるのではないのかなというふうな気がするのが1点と、未来まちづくりも連絡がつかないということで答えがわからないというふうになっているんですけれども、これは11月19日のこともそうですし、ハノーバーメッセのこともそうですし、大きな大阪狭山市のこれが晴れの舞台であった1400年の記念事業でしょう。狭山池築造

の。

はえある事業にかかわってもらっていたことが、かかわってもらってないことになっていて、その確認ができていないというのは非常に、向こうの決算書に大阪狭山市と書いてあるわけですから、公文書として向こうは出しているわけでしょう。インターネットで世界に公開されているわけでしょう。これ訂正しなさいよと、僕は特別委員会なんかでも言いましたよね。訂正の依頼とかここに対して、それこそ内容証明で確認、訂正してもらわなければ、それこそ法的な措置に出ますみたいなことのご案内とかはされたんですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

申し訳ございません。そこまでのまだ内容証明というか先方さんには確認はできておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

担当が答えてくれはったけれども、これは副市長やったん違うかな。違ったかな。担当やったか、そうですか。

でもこれは確実にどういうことになっているのかを、電話連絡は確かに電話番号はないんですよ。だから確認しにくいのは確かなんですけども、でも郵便というシステムがこの日本の国にはあるんですから、郵便を使ってきちんとお答えくださいというふうなことと、お答えいただけないのであれば、直接こういう議会にそちらから働きかけてもらって、証人喚問みたいな形で参考人招致をしてくださいという依頼を議会にかけてこなきゃいけないんじゃないですか。

監査をしても答えがなかった、市としても回

答がなかった、こちらとして証人喚問じゃないけれども、その意見陳述人として来てくださいというふうに召喚してもらえませんかという依頼をかけてでも、議会とこれ一体となって解明しなければならない問題なんでしょう、これ監査の答えが出せなきゃ困るんでしょう。

答えが出ないんでしょう、これ。監査で疑義があるまま残ったものに対して判断ができないものに対して、何かしらの回答をしなきゃいけない。市は回答できない状況なんでしょう、これ。

だから市議会としても協力したいんですよ。じゃ、どないしたらいいですかと考えたら、何かしらのことをしてもらわないことには、こちらでも反応のしようがないじゃないですか。

それをこちらが反応するのに値するだけの作業をきちんとしてもらわないと困るんですけど、今どのあたりぐらいまでは実際に働きかけをされようとしていますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

連絡先、電話ではとれませんので、内容証明等の文書通知によって問い合わせをしてみたいというふうに、早急にちょっと手続のほうを進めていこうというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

早急にその手続を進めていただいて、回答をいただくようにしてください。これはそうしないと公開されているので、間違いがあったら正してもらわないと困るということもきちんと紹介していただかないと、訂正をしてもらわないことにはこれはずっと残っているわけですから。大阪狭山市がこの未来の最先端まちづくりの事

業の依頼主というのか、委託先というのか、契約先として残っちゃっているわけですから。

大阪狭山市が契約した形で世界に発信されているわけですから、そこは正していただくようお願いしてもらわないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

ちょっとそれるかもわかりませんが、平成28年9月15日に開催されました魅力発信の特別委員会の資料のAGという資料の中に、平成28年3月4日に第2回プロジェクト研究会が開催された会議録を提出させていただいております。

その中の最後にハノーバーメッセの内容についての情報が掲載されております。この文面を見ますと、一応出展としては事業推進研究会として参加するという趣旨で述べられている形跡がございますので、恐らく参加は研究会として参加すべしというところで当時は進んでいたような記録になってございます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この後の会議でそのことを報告された議事録はありましたか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

その後はございません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

会で提案されて会で取り組んだことであれば、必ず次の会議で報告されていなければ、それは

会として行ったことにはならないことにならないんですか。きちんと報告がないなんてことは、それは公式に会として認めたことでもないことにならないんですか。どんなもんなんですかね。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

本来であればそういう形でご報告させていただくのが流れかなとは思っております。ただ当時の議事の進行でどういう形で進めたのかわかりませんが、事実関係としてはご報告できていなかったという事実だけはご報告させていただきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そういったことの報告もないようなことが、この会の運営が不透明で退会したいみたいな話が出てくる、もう象徴的なものじゃないですか。

だから、先ほどのメルシーという看板を使って通帳を使って個人が動いてしまったりだとか、このグリーン水素シティ事業推進研究会という看板を使って個人が動いていたりだとかという、大きな看板と小さな個人のこのかみ合わせですよ。

何もかもが大きく見えたり、あるいは逆に小さく見えたり、こういう繰り返しをずっとしてこられていることを何度も何度も指摘しているわけですが、そのことについて監査でも同じように指摘されているわけですから、ここについてはきちんと整理をしておかないと、結局監査をしたけれども解明されませんでした。一体幾らのお金をかけてしまっているんですか、一体どれだけの時間をかけたんですか。

議会としても時間をとりましたし、監査としても時間をとってもらったわけですし、お金もかけているわけでしょう。そういうことを考え

たら、市民に説明するのに、このことについては疑義があったけれどもこういうふうクリアになりました、あるいはこの疑義があったことを指摘されたことを確認したら、やはり間違いがあったので、その間違いを職員に正させました、今後このようなことがないようにしっかり取り組んでまいりますというふうに答えるのが、この監査結果報告を受けての市の見解でしょう。示すというのは、そこがゴールでしょう。

これ、監査するのがゴールじゃないでしょう。監査したことを受けて市が正しい方向に進むというのがゴールでしょう。正しいことになっていなきゃ、これゴールは見えていないじゃないですか。監査をやっちゃっただけで終わっていますよ。

これがチェックなんですから、正すというアクションに変えないと全然回っていかないわけです。これがここを整理しないといけないのできちんとやはり先ほど言いましたけれども内容証明等で確認をしていただくということもありましたけれども、その中にはここで報告されていることが事実でないと大阪狭山市は認識しているのであれば、その証拠書類を突きつけて、このような書類は残っていませんと、契約書も何もないのにこういうことを書かないでくださいというふうにして言わないと、あるいは法的措置に出ますというぐらい強気に出ていかないと、このことは書き直してもらえないわけでしょう。正してくださいと強く言わないといけませんじゃないんですか。

ここは担当が動いてもらうわけですから、市長として強いリーダーシップを発揮して、強い指示をしていただきたいんですけれども、今の私の見解についての市長の見解をお伺いします。丸山高廣委員長

市長。
古川照人市長

先ほど担当も申し上げましたように、市として当然事実と異なることがあるのであれば、当然是正をしていかなければなりませんので、できる限りの対応はしていきたいと考えています。井上健太郎委員

はい、よろしくお願いします。

丸山高廣委員長

そのほか何かございますか、よろしいですか。

(「戻っていいですか」の声あり)

井上委員。

井上健太郎委員

すみません、商標権のところなんですけれど、ちょっと戻ってごめんなさい、商標権なので7ページです。7ページ真ん中あたりCの商標権、メルシーではなく株式会社ASCが権利者と申請されているため、メルシーで資産隠しはなく云々ところのかげんなんですけれど、この商標権についての手続について、もう一度説明をしていただいていいですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

引き継ぎの中で聞いておる内容だけちょっとお伝えさせていただきますと、平成27年に東京で記者会見をされたときに、こういう研究会を立ち上げるというところの中で、グリーン水素シティの商標登録、ビジネス特許の手続というところで、研究会、手をとっていきましょうと。

それについてどこが申請するのやというところの話の中で、株式会社ASCさんが代理申請をされたと。

その株式会社ASCさんというのは、そのグリーン水素シティ事業推進研究会に参画している会社の一員の方なんですけれども、その方が代理申請をされて、そのときにその申請者がそのASCさんになったままで、本来は研究会の名前でとるのが筋と言うたらあれですけども、

だったんですけれども、どういう手続の経緯かそこは確認できていないんですけれども、ASCさんの名前になっているというのが現状で残っているという状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の説明をちょっと覚えておいていただいて、後半メルシーの決算報告と新規事業の話のところでもう一度確認したいと思います。

ここまでで終わります。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

この会計関係のほうで記者会見の費用の分担の件、今質問がありましたですけれどもハノーバーメッセの負担の問題、メルシーに来ているということ等々、その研究会で商標権もそうなるんですけれども、商標権については平成27年12月25日の庁議の報告書、R4という資料でもらっているんですけれども、市長は登録商標を市で取得しているとおっしゃっているんですね。

記者会見の写真を見ると、大阪狭山市グリーン水素シティ^R宣言だから^Rというのは要は取得された状態の画面を、もう画像で上がっているんです。6社で当初研究会を立ち上げていこうという形でされていたと思うんですけれど、それで1回目、2回目、先ほどのお話が出た後3回目で途中で終わってしまったという経過なんなんですけれども、例えばその記者会見にしても12月28日に平成27年に行いました。

翌年の平成28年8月にメルシーのほうにその売電の一部1,836万円が入った。そこで支払われているんですね、全部、いわば。半年以上後になってから支払われています、ということはその記者会見をする前から一定その分担とか、6社が話し合いというのがどこまでなされてい

たのかということがすごく大事なことで、そこらあたりは市長はご存じだったんですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

市長という立場でもそうですし、メルシー for SAYAMA株式会社の社長という立場もそうですけれども、そういう商標登録をするという話は聞いていました。

ただそれをどういう費用の面において分担するかとか、細かい部分についてまでの報告はなかったです。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

商標登録でいえば、もうこの記者会見で^R文字を入れてしまっているということです。

その記者会見の費用もヘルシーが全部持っている。片や今度はそのハノーバーメッセの分が、市は行くとは言っていませんけれども、その分の請求がまたそれがメルシーに来るという、すごく不透明な部分があるんです。

つきましては、やっぱりこれは1回その6社という言い方おかしいんですけれども、ACSであったりとか各社に当たってそのもとのところをちょっと1回押さえてくれないと、話が途中で変わってきているのかもしれないんですけれども、そこを押さえていかなあかんのかなと思うんですけれども。

いかがですか、市長の今の答弁では、当初のことはわかっていないというふうに答弁されたんですけれど。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

現在、もうそのグリーン水素シティ事業推進研究会から、また役員でも脱会をしてしまって

います企業も幾つか出てきています。その当時の状況をこの時点でどうだったかという確認をとれる企業もあるでしょうし、恐らくとれない企業も当然出てくるでしょうから、なかなかその解決を今の時点になってするというのは、なかなか難しいというふうに感じています。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

何を聞いたかったかといいますと、例えばその記者会見の分担費用にしても、本来これはメルシーが払わなければならなかったのかという監査報告なんです。ということは、これは結論を出さなあかんのです。

だからその6社に分担してもらえますかという伺いを立てて、当初の話ですけれどもね、確認してもらえるものはきちっともらわなければならないし、うちは嫌だと言われれば、それは2年たっているんですからいたし方ないんですけれども、そこら辺あたりを押さえ込んでいかないと先ほど井上委員がおっしゃったような、検証はしましたよ、でも後でどないすんねんという、前へもう一步進めないで、一つ一つをやっぱりちょっと押さえしてほしいなということ、これは意見要望として申し上げておきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今のはすごい大切なところで、議事録を読むのも大変なんですけれど、これ、去年の今の時期ですよ、去年の3月22日、23日の予算決算の常任委員会の中で、この記者会見のことについて確認したところ、ここでは電通と出てくるんですけれども、当時はアンティルという会社が出てきていたんですよ、覚えていますか、懐かしいですね。

株式会社アンティルですが、当時問い合わせ

窓口となっていました。このアンティルという会社が12月28日の月曜日の東京のベクトルラウンジの記者会見の制作をお願いしたのかという、こちら側の問いに対して、岡田理事は、推進室理事ですね、当時はもう。「こちらのほうはグリーン水素シティ事業推進研究会のほうで、会場の設営とかのほうについては段取りしていただいております」、何か消防署のほうから来ましたみたいな感じですよ。

段取りの話ではなく、東京のベクトルラウンジの記者会見12月28日月曜日、これの制作をお願いしたのかと改めて問いました。そうしたところ、答えは「お願いしておりました」と答えておられます。

ユーチューブで流れているあの映像の記者会見、記者発表の制作をお願いしていて、以後問い合わせ窓口としてこのアンティル、運用されていったわけですねと確認しています。答えは、「当時の12月28日の記者発表の件の問い合わせ先ということでお願いしておりました。研究会としまして」というふうにつけ加えておられます。

記者発表の制作費用と、窓口としての管理費用は一体どういった契約になっているのかとこちらが質問したところ、岡田理事は「研究会のほうでやっていただいておりますので、金額のほうにつきましては、ちょっと確認させていただけたらと思います」というお答えをされているんです。

研究会のほうでしているのは間違いない。金額のほうについて確認しますというお答えをいただいています。

翌日23日に日付が変わりました。「きのう連絡をとったんですけども、ちょっと今とり切れておりませんので、できるだけ早急に連絡をとらせていただきたいと思います」という答えから始まりました。

こちらのほうから一体誰に連絡したのかと問い合わせました。そしたら岡田理事のほうは「研究会の幹事のコンコードインターナショナルインベツトメンツの稲葉様に連絡をとらせておるんですけれども、まだ連絡がとれておりません」。要はコンコードインターナショナルインベツトメンツの稲葉さんに連絡をとっているんやけれども、まだ連絡がとれていませんねんというお答えがあった。

こちらのほうから、アンティルに対してコンコードのほうが発注しているのかというふうに確認したところ、答えは「費用面についてどういう形でちょっと費用を捻出していたのかということところが私ども不明ですので、今幹事をやられている稲葉さんにご確認させていただくのが一番適切かなというふうに考えておまして、そこに連絡させていただいております」と。

こちらが問いとして確認したところ、記者発表、窓口についてはコンコードさんにお任せしていたのかとしたところ、答えは「一応コンコードさんを含め記者発表の段階では研究会ができておりませんので、記者発表に出ていただいた企業様にそれぞれに段取り等を含めてお願いさせていただいております」。

ここでももうきのうの話ときょうの話とちょっとずれとるわけですがけれども、今のやりとりわかりましたか。思い出しはりましたか。

監査結果の報告では、記者会見の費用は電通にメルシーから支払っているが、グリーン水素シティ事業推進室理事の答弁では、コンコードインターナショナルインベツトメンツの稲葉さんに聞かないとわからないとなっています。

メルシーが何で支払うのか、コンコードに確認されましたか。この件だけまず確認ください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

まず支払いの件なんですけれども、研究会ということでちょっと監査の対処の5ページのほうにも書かせていただいたんですが、記者会見につきましては、市、メルシーと、それで研究会の主催で行われたものであり、当時その研究会の事務局は確かにグリーン水素シティ事業推進室なんですけど、その研究会に充てる財源となる協賛金はメルシーの口座のほうにちょっと入れておりました。

その経緯はちょっとわかりませんが、そちらのほうで今支払っているということなので、ちょっとお金の出し入れについてはぐいちはあるんですが、そういう認識でございます。

後はコンコードさんのほうに確認したのかということなんですけれども、記者会見等についての確認はしておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

1年たってしまうんですけれども、確認しますと言ったまま確認されていない状況が1年続いちゃっているわけです。休職されたりもあるので。ですけれども、議会に対して確認しますと答えた内容ですから、コンコードさんにきちんと引き継ぎをされているこちらの職場として確認をしていただかないとあかんのと違うのかな。コンコードさんに失礼じゃないのかなと思うんですけれども、これ確認できますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

連絡先は引き継いでおりますので、聞くことは可能かなと考えております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

コンコードさんの答え次第で、またアンティルさんが出てきたらどないしはりますか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

今回記者会見の、ちょっときょうお出しできていないんですが、先ほどちょっと冒頭で資料の説明をさせていただいたときに、この記者会見の一式の資料を、けさちょっとメルシーから入手できましたので、そこに電通の担当がありますので、そもそも電通さんとアンティルの関係性、例えばですけれども、電通の一部業務をアンティルが行っていたのか、ちょっとその辺は確認できないんですけれども、問い合わせ、連絡先がありますので、それでちょっと連絡をこちらのほうからさせていただいて確認した上で、その関係性も含めて報告させていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確認していただかなきゃいけないかなと思っているんですが、でもホームページにはアンティルともう明記されているんですよ。電通とは書いていないんですよ。だから、きちんとそのあたりを整理してもらわないとあかんのかなというふうに思います。

答弁の中でも、グリーン水素シティ事業推進研究会のほうで会場の設営とかのほうについては段取りしていただいていたという答えでしたし、だけど監査結果報告にはあるメルシー名義の口座がほかにないことを確かめることが不可能であるため、4社以外から協賛金を受け取っていないこと及びメルシーとして他の入出金がないことも断言できないとのことであって、要は言いたいのは、グリーン水素シティ事業推進研究会という口座が本当になかったのかという

確認をしないと、この支払いの件であったりとかが不透明なままなんですから、これが本当になかったのかどうか確認する必要があると思うし、正直協賛金を受け取ってこの事業をしようと考えていたのであれば、当初どおりであればグリーン水素シティ事業推進研究会の口座そのものが存在するというふうに考えざるを得ないんですけれども、メルシーの口座だけじゃなくてグリーン水素シティ事業推進研究会という口座の存在についての見解みたいなものは、副会長をされている市長のお答え、どんなイメージですか。これは本当にはないのですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

メルシー for SAYAMAの代表の立場でお答えしますけれども、現時点では手元にある証拠書類の中で把握はしておりませんが、先ほども言いましたように、できる限り照会をかけて確認していきたいというふうに思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

メルシーのはメルシーの社長だからできるんですけれども、グリーン水素シティ事業推進研究会になると、これは当事者でないかというのは、副会長でも照会をかけられるんですか。会長をやめちゃっているんですけれども、そのあたりはどんなふうにかけるつもりですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

ちょっとその辺の手続がどういう手続を踏めば照会できるのかというのを今把握しておりませんので、確認してできるのであればとっていききたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

会長自身がそういう運営の不透明さを指摘されて退会されたわけですよ。ということは会長が退会されたことは、あと残った会員としてその運営を透明性を高めなければなりませんというメッセージをもらっちゃっているわけでしょう。

不透明です、だから私やめさせていただきますとってやめられたところに対して何も手を打っていない。実際にその後会合も開かれていないわけですから、その言葉を認めているところで今とまっているわけですよ。

これは大阪狭山市にとっても不名誉なことですし、参加していただいている企業さんに対しても、運営が不透明だからやめると言われるような会を運営したメンバーさんであるということは、やっぱり会社としてもすごい不名誉なことになっていると思うんですよ。

であればきちんと正さなきゃいけないですし、そういったことも含めて口座の開示であったり、情報の開示についてもほかの会員さんも含めてですけども、一体となってそれこそ市長がよくおっしゃる一丸となって、研究会をどう閉めるのかも含めてやはり考えていかないと、自然消滅のような形で退会されている方が増えていったのでなくなりましたって、一番不細工なこの会の解散をしてほしくないわけです。

きちんと手続を踏んで、会計上も何もお金の出入りもありませんでした、クリアな状態で終わっていますということで閉めていただきたいですし、そのことを退会された方に対しても不透明なことを指摘されて退会されましたけれども、その後きちんとした経理等々、会の運営に努めた結果、残念ながら休会になる、あるいはやめることになりましたということ報告する、あるいは健全な運営になっていますのでまたご

機会があればご参加くださいという話をするのが筋なんでしょうけれども、今は一旦立ちどまるですし、白紙の話になっていますから、もう今の段階では動かないということなんですから、動きませんけれども、クリアになっていますよという報告は差し上げないと、会長まで引き受けていただいた企業さんに対して、やっぱり大阪狭山市って一体何やってんあれというふうになってしまわないのかな。

大阪狭山市、あのときああ言うたけれども、きちんとやってくれはってんな、逆に向こうから申し訳なかったねというふうに言ってもらえるくらいきれいな運営にしないかなわけでしょう。

そうすると今言った、ひょっとしてあるかもしれないグリーン水素シティ事業研究会の口座のあるなしについてきちんと明確にしないかならないので、退会の意思表示は表示されていますけれども、退会を認める会が開かれていないんですから、会長であったシナネンさんに対して、申し訳ないですけど口座の開示を議会からも求められているので、会長名で申し訳ないけど銀行に照会をかけていただけませんかというふうにお願ひするのも一つの手ではないですか。

そのぐらいの手立ては何かしら組めませんか。いかがですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

どういう手法をとるかは今後、今残っておられます役員の企業さんと相談して対応していきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

とにかくメルシーのお金の話をしてもう1年半で切ってもらわないと困る状況に、今から1

年ですわ。今から1年で切ってもらわないと借金が増えるだけの話もしましたから、この平成30年度というこの1年の間で決着をつけなきゃいけないですし、そうすると実際にはこの12月末までに全てのことを決着つけておかないと、引き継ぎをして新年度を迎えられないわけですから、そこまでここは本当にスピーディーにやっていたらかないとあかんとこに来ている。

でも今までみたいに拙速なことしてもらったら困るので、本当に丁寧に緻密に積み上げながら、しかしスピードを求められている状況にあるわけですから、責任感を持って今答えられた内容についても、言うたら6月の議会ではお答えできますぐらいな勢いでもってやっていたらかないと困るなということですので、そこだけは意見しておきたいと思います。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

一つ一つ見ていきましたら精査、検証しなければならぬということばかりがかなりありますので、なかなかその委員会で一つ一つ詰めていくというのは非常に私は難しいというふうに思っているんです。

ただこういう事態を引き起こした責任というのは、あくまでも市長であり、またメルシーの社長でもあると。代表質問でも指摘しましたが、事務方の最高責任者である副市長、ここに大きな責任があるということです。

監査結果については、検証するべきところをきちんとすると、正常化してもらいたいと、もう一言でいえば全ての面で正常化する責任があると、市長にもね。そういうことで任期はもうあと1年ですよということで、代表質問の中では9月議会が一つのめどですよ。決算議会ですからね。

いまだに決算は継続審査になっていると。こ

の監査結果を見てということになっておりますので、大体もう結論は出ていると思うんですけども、この状態がずっと続いて新たな決算の審議に当たって再び継続審査というふうなことには絶対することは、これはもう市としてそういう事態になりましたらもう行政能力なしというふうに言わざるを得ないということですので、その点は肝に銘じて対応してもらいたいということは意見として言っておきたい。

私、最初にメルシーの企業として、会社としての体をなしていないというふうに言いましたけれども、監査の結果を見ればもう全てそういうことが言えるんですよ。

領収書関係がちゃんとできていないとか、それとか1つの協賛金の中身なんかで見れば、返還しなくてもいい、いや返還できる、もう相反する中身があるとか。だから一つ一つの契約とか規定とかというのもしっかりとできていないところがいっぱいあると。

だから本来会社をつくるといえば、そういう基本的なところはきちんとできていて当たり前の話なんですよ。そういうことから見ればもうまさにこのメルシーという会社は会社として成り立たないという現実に来ているというふうに私は思います。

それで全協のときに少し希望として言っておきましたけれども、こういった事態、メルシーをつくって今日に至るまでいろんな問題が出てきました。このことは市にとってリスクを与えたのではないかと、その点は一定の見解を出してほしいという意見を全協のときに出していたんですよ。

これは市長としてメルシーの社長として、両方の面を考えてもらって、この間のメルシーが引き起こしてきた数々の状態、この状態を市として判断してリスクを与えていないというふうに言えるかどうか。市として考えた場合どうい

う見解が出るのかどうか。これ市長として一回考えて答えていただければと思います。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今北村委員からご指摘を受けましたリスクという表現でありましたけれども、市に対する不利益ということも言えるのかなと思います。

そういうことを考えますと、確かにこのメルシー for SAYAMA 株式会社を立ち上げてから、またこのグリーン水素シティ事業構想というものを発案してから、るる議会の皆様にも大変貴重な時間を割いていただいてご審議をいただきました。

今となりましては、今回の監査結果を受けて一部マスコミにも報じられるように、市民に対しても非常に行政に対して信頼を損なうような事態を招いてしまっているというところは、まず第一に大きな不利益だというふうに思っております。

それにあわせて、当然職員の中にも本当に今の体制でいけるのか、もちろん市民の中でもそうですけれども、というような不安を、懸念を抱くような状況になっています。

そういうことを考えますと、これからいち早く再発防止または今回の指摘を受けたことに対する対処をしなければならぬんですけれども、今のこの人員で本当に対処できるのかと。先ほどから出ております正常化できるのかというところが、一番大きな不利益だというように認識をしておりますので、そのあたりしっかり肝に銘じながら、残された任期ですけれども1つでも信頼回復につなげられるように一つ一つ是正してまいりたいというように考えています。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

多くは言いません。自覚はされているようですので、だから一つ一つやっぱり解決に向けて正常化に向けて作業を実際に起こす必要がある、体制も整える必要もあるというふうに思います。

それで、この3月議会で監査結果が出て今ですから、そのことについてすぐには無理としても、これまた新年度から1カ月1カ月過ぎていきますけれども、その都度やっぱり1つ正常化できた、2つ正常化できたと、どんどんそういう作業をやっぱりやれるように進めていく必要があります。

6月議会ではこれだけのことができました、もう9月ではもう完全にできましたというふうな道筋を持ってできるかどうか、これは市民も見ていきますし、私は議員の一人としてそのことは見ておきたいと。

その中でそれ以後のことについては、またいろいろな皆さんとも相談しながら考えていきたいというふうに思っております。

ということで意見にしておきますけれども、もうこれ以上は私は言いません。

丸山高廣委員長

鳥山委員。

鳥山 健委員

今北村委員からもありましたけれども、体制ということで一般質問でもお話ししましたですけれども、100%市の出資の会社です。協定とかもありますけれども、考え方として市が本当に指導して、メルシーはそれに沿うという体制をつくっていかないと、今北村委員がおっしゃったり、また各委員が思っているようなところには多分たどり着かないと思うんです。

メルシーをきちっとコントロールしていただいてやっていただければ、僕たちもっと資料がもっと早く来るはずなんです。できましたら市長が社長でございますので、それが一体となっ

て本当に早期に解決していただけるようお願いしたいと思います。意見として申し上げます。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

先ほどの議論もありますように、いろいろ問題、個々については問題がいっぱいあると思うんです。例えばこの間の質問でもメルシーはもうやめたらどうですかというような意見もありましたですね。

それで6月とか9月とか何か言うていますが、私自身はとにかく4月から3月というのは1つの期でやっているわけですね。今その現時点においてメルシーをどうするかという問題もちろんありますが、例えば我々が主張しているように4階の推進室自身が今のままだったらそのままじゃないですか。

去年我々反対しましたけれども修正案が出て、立ちどまってと。立ちどまって、そのかわり活動費は5万円、それから補正予算が出ましてちょっとしたけれども、補正予算もおかしいんですが、我々はあの3名を少ない定数も使って税金も使ってあれをやっているわけじゃないですか。

じゃ、活動費自身も十分でないし、活動する場面も少ないと思うようなのが、そのまま平成30年度のあれに組み込まれているように思われるんですよ。

そんなんでもやっつけていいのかなと。どうして議員の皆さんも感じておられる人もおられると思うんですけれども、そのまま、去年立ちどまったままで、そのまま行こうとしているんじゃないですか。

これが、メルシーはやめるとか何かいうのもありますけれども、あれは別の会社で費用の問題何でこんなことってありますが、私が一番問題なのはあの推進室の3名、優秀な3名をそう

いう仕事ができないような状態にして置いておく自身が考えられませんか、私の意見として。

これをまず解決すべきやと思うんですが、メルシーがあるから、それを管理するのにまた3名が要るのかと。それよりも私の考えですが、もう少し例えば1つの部の中でそれを連絡するような者とか人を担当、兼務でもいいですから置いておいて、その3名の人を活用してくださいよ。

いわゆる市民に対する給付といいますか、そういういろいろ市役所の仕事としての人に活用してくださいよ。そんなもったいないことしたらだめやと私は個人として言うときますわ。

丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

それではただいまから15分間休憩します。6時10分より再開いたします。よろしく願いいたします。

午後5時51分 休憩

午後6時10分 再開

丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの質疑の途中ですが、そのほか何かございますか。

それでは、2点目、ため池等太陽光発電モデル事業の各種手続と契約事務の適正性について、19ページから35ページまでについて質疑をお受けいたします。

ございませんか。

上谷委員。

上谷元忠委員

23ページの一番下のエのところ、以上のことから大阪狭山市というのは、当初からメルシーを事業主体として構想を進めていたけれども、みずから発電設備を整備し、売電事業を行うかのように申請を作成しと。経産省そして関西

電力に提示したということは、はっきり言うて、言葉的に若干言い過ぎかもわからんけれども、いわゆる平成27年度の売電価格を確保するために、旅行行くなんかの場合も、早く旅行設定したら安く行けるといふ、この場合は逆で、平成27年の売電価格を早くとらんがために、先得、詐欺的な状況であるのかなというようになってきている。しかも、その契約自身も、あたかも関西電力と経済産業省にそういうような書類を提出したということになっているので、明らかに急いで、そして拙速にやって、結果的にいるんな形で今、契約とかいう裏の面ですけれども、表の面で住民との間でも非常にもめているところがあるわけです。

そこらあたり本当に、何ぼ口で100回言っても、1回、2回の実行なんです。要は、今はどういう状況になっているか言うたら、この会社自身がどうなのかということも含めての、メルシーの会社というのを含めても、要はD Oという、やるということが一番の根本なんで、例えば木で言えば、植木屋さんが来て、木の先の枝を、そして葉っぱを切るというんでなくて、木自身がどうなのかということまで考えていかないと、非常に難しいんじゃないかということ、この太陽光発電についても特化して、その分だけで最終的には収益を上げるか、その分で環境整備等も含めて特化してもらおうような形にするというのが今になったら一番いいんじゃないかということ、意見を申し上げておきます。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

大事なところだと思いますので、質問させていただきます。

今の話、エのところなんですけれども、メル

シーを事業主体として構想を進めて、大阪狭山市みずからが発電設備を整備し、売電事業を行うかのように申請書を作成してしまっています。この書き方のここだけ見ると、市は名義貸しをしているような契約じゃないですかというふうにも見えると思うんです。

僕は、関電との契約については、もう少し丁寧に見てもらわなきゃいけないなと思っていて、ウのところの設備認定及び電力受給契約の申請者は大阪狭山市であり、事業実施者メルシーでありとなって、異なっている話があって、このお金の話も次についてくるんですけれども、大阪狭山市が主語なのか、メルシーが主語になっているのかで全然話が違ってきちゃうわけなんですけれども、そこについて整理がされていませんでずっときているんですけれども、最終このため池太陽光発電モデル事業については、メルシーが進めるになるんですか。どんなもんなんですか。

次の24ページのウの関西電力株式会社への電力購入契約申込書兼系統連携申込書の申込書の代理人になっているグリーンアスパーチャパンの話もそうですし、何もかもがあるのかないのかわからない状況です。ないのにある、契約がないのに書いてあるとか、そういう状況が全部指摘されているんですけれども、関西電力との売電契約についての最終的なここでの判断と、受け手の市としてはどのようにお考えですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

過去の経緯からいきますと、まず以前も事業スキームというか、お渡しした部分、先ほど徳村議員の配付していただきました資料とも合致するんですけれども、一番最初に大阪狭山市から経済産業省と関西電力に手続を踏んでおります。そのときにはまだメルシー for SAYA

MAというのは設立されていなかったもので、市のほうでこういう事業をやっているというもとで進めてきた中でございます。

それ以降、本事業について発注をしている中で、発注の仕様書の中に、本事業についてはメルシー for SAYAMA株式会社が行うものとして発注している状況でありますので、先ほどご説明しました監査の報告にもちょっとありますけれども、いろんな意味で手続には、会社ができているにもかかわらず、こういう権利の譲渡とか手続のほうを変えていなかった。こちら、市としても当時の担当者に聞きますと、その辺の名義の変更をしなくてもいいという一定の国の見解はいただいているんですけれども、いかんせん、そのときの対応された方のお名前と、そういう記載が漏れておりましたので、きちとしたものはお示しできませんけれども、手続上、監査のほうでもご指摘いただいているように、名義の変更がきちとできていなかったということが一番大きな原因かなというふうに考えております。

ですので、先ほどご指摘いただいておりますように、工の部分ですか、みずからが発電を整備し、売電を行うかのような表現につきましては、一定監査の方の表現であって、本市としましては、こういう偽装というか、変な意味というのはなかったものということで考えております。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

その建前を通し続けなきゃいけないのが行政だと思えます。大阪狭山市の名義できちんと契約をしていけば、こういう書き方はされなくて、それがそうでなく変わってしまっているところから、こういう書き方になってしまってい

るところに対して、そうではないと言い切らなきゃいけないのが本来の行政でしょう。だから言い切ってもらいたいんですけども、先ほど徳村委員が配ってくださった資料でも、51ページにある関連図ですけれども、大阪狭山市と経済産業省の関係、大阪狭山市と関西電力の関係でとまってしまっている。一方で、メルシー for SAYAMAとグッドセンターコンサルティングの関係があり、開成プランニングとメルシー for SAYAMAの関係があり、共立電機とメルシー for SAYAMAの関係があり、それぞれがつながっているようでつながっていない状況になっているんです。

大阪狭山市が事業主体としてきちんと電力を契約したのであれば、この関連図に書いているとおり関西電力と電力購入契約を結んでいるのであれば、このページから進んでいきますけれども、27ページのオのところにある、この売電収入は公金とみなされるかという答えで、公金ともみなされるし、そうとも言えないというふうな書き方をされてしまっている。こんな書き方をされていることが、僕は行政としてすごい恥ずかしいことじゃないのかなと思っているんです。

関西電力と大阪狭山市の契約がきちとなされていれば、僕は、このお金は公金であると明言できていたと思うんです。そうなっていないところに問題があって、この関連図で1つ抜けている項目がありまして、全て大阪狭山市とメルシー for SAYAMAを取り囲むようなもう一つの枠が必要でして、その必要な枠をつけて、そこに何と書くかということ、古川照人と書かなあかんのです。大阪狭山市の古川照人の枠は、市長として経済産業省、関西電力と市長として結んでいる。メルシー for SAYAMAにある古川照人は、社長として結んでいる。それが曖昧になってしまっているから、市として

契約しているのか会社として契約しているのが曖昧になってしまって、市とメルシー for SAYAMAの関係性を本来結ぶべき矢印が引かれていない状況になっているのは、この資料に古川照人という個人名をきちんと当てはめることでわかりやすくなるのかなと思っておるんです。

なので、本来でしたら大阪狭山市の代表の名前が古川照人でなくて高林副市長であれば、名前が違うので契約の矢印引かなあかんことが見えたと思うんですよ。それが同じ人であるから、8の字のような枠ができた格好になってしまって、あるときは市長、あるときは社長という今の委員会での答弁をしているとおりのさまになってしまっていて、この契約は誰と契約しているのかが見えなくなってしまっている不透明性ということが一番わかりやすくできる表になるのかなというふうに思っているぐらい、ここが曖昧になってしまっているんです。そこをきちんと分けて整理すれば、今公金ともみなせるし、そうでもないと言えとか、大阪狭山市がやろうとしたけれども、そうではないというふうな言い方されている部分については、そうではない、明らかにメルシーで進めるべきものとして進めています、あるいは大阪狭山市として進めようとしているもので、今後もしっかりと進めていきますと回答が出せると思うので、ここのメルシー for SAYAMAの代表と大阪狭山市の代表を、双方代理の契約の問題もありましたけれども、今このタイミングで整理をしておかないとだめだと思うんですけれども、メルシー for SAYAMAの代表は古川照人さんかわるつもりはないのですね。では、大阪狭山市の代表を副市長にかえる、あるいは逆にメルシー for SAYAMAの会社の社長を高林副市長にお願いする、どちらかの代表名を、名前を変えていただくことだけで結構すっきりすると思

うんですけれども、そこらあたりは考えるおつもりはございませんか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今井上委員からご指摘いただいたことも今回の監査結果の報告からもご指摘をいただいております。当然真摯に受けとめて、契約の中身によってどういう形態がいいのかというのも当然ありますでしょうから、その辺、じっくりと検証して是正すべきところは是正していきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

代表は、契約者としてなる個人の名前が最後にくるんですけれども、そのところをきちんと今整理をしてもらわないと、何もかも進まない気が、これまでの繰り返しになる気がするんですけれども、急げますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

当然急いで是正はいたしますし、先ほどご指摘のあったように、そもそも大阪狭山市はメルシー for SAYAMAにどういう業務委託をするかという役割が明確になされぬままこのような事業が進んでしまっているというご指摘もいただいておりますので、そもそも大阪狭山市の役割とメルシー for SAYAMAの役割というものも明確にしなければならないというふうに考えています。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

先ほどの覚書を書き直してもらうのは、社長として早急にしなあかん話なんですね。こっち

の大阪狭山市とメルシー for SAYAMA株式会社の会社と市の関係性も明確にしなあかんですよね。1人であれもこれもするのは、とてもじゃないけれども回らないと思いますから、直ちにこれどういうふうに割り振りするのかを考えて対応していかないと、先ほどの覚書の件は、早急に立て直しにかかってもらわないといけない状況にあると思いますので、そちら急いでもらうのと同様進行で、ここの役割の分担についても、今言われたとおりきちんと急いで答えを出してください。お願いいたします。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

なかなか同じ話が何度も出てくるのであれなんですけれども、まず、今回監査出ましたので、監査に対する対応ということでご協議いただいていますので、私の理解としては、一定今までのように、ここからマイナスに暴走していくことはとまったので、余りせっつくというよりも、とにかく対応をしっかりとしてもらいたいということが1つと、今井上委員のほうからありましたように、まず確認ですけれども、メルシー for SAYAMAの代表取締役は市長じゃなくてもよろしいんですね。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

はい、そのように考えております。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

ということなんですけれども、実際社長が市長なので、その重みもあって、いろんな事業をやってこられていると思うんですけれども、実際これだけこれから大変な事業が行われていくときに、多分、実際無償でやっていますので、

社長は、無償で引き受ける人というのは、ほぼ考えづらい状態にあるということで、あと確認なんですけれども、今までも社長は市長がやってこられましたけれども、今後、かえていくのであれば、どのタイミングでかえていきたいと思っておられるかということと、そろそろ委員会も長くなっているのであれなんですけれども、副市長も業務にかかわりを持つことは適切かという、32ページにもあります。

私、前に一度特別職の方がずっと人勸の是正に対して無反応であることに対して、何か責任を感じておられるのですかということ聞いたことがありましたけれども、それは感じていないということでありましたけれども、ちょっと行政として矛盾しているのかなと。人勸がない大阪狭山市では、一般職を上げていますよね。特別職をずっと据え置いている。何かそこにひっかかるものをお持ちであるのかわかりませんが、今回それ以上に何かお考えがあればお聞かせいただけますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

まず、最初のほうの質問にお答えいたします。

当然、メルシー for SAYAMA株式会社の社長、代表取締役というのは私以外の方でも問題ないというふうに認識をしておりますが、100%市が出資した会社ということでありますので、一定大阪狭山市とのかかわり、関係性というものを何かの形で担保しなければならないというふうに考えています。その中で、先ほどの関係性を示す協定書で担保するのか、もしくは一定、これは条例が必要になるかもわかりませんが、規制した中で市の職員がそのような、例えばメルシー for SAYAMA株式会社の役員に配置できるような形をとるのか等々は今後検討していきたいと考えています。

丸山高廣委員長

人勤、考え方。

市長。

古川照人市長

人勤との関係をどう考えるかということであり、ますけれども、本来であるならば、公と私との関係の中で均衡を図るといのは当然必要なことだというふうに思っておりますので、できればそういう形がいいんでしょうけれども、メルシー for SAYAMA株式会社としての収益というものを考えますと、なかなかその均衡を図るといのは、現実問題難しいというふうに認識しています。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

すみません。私、説明が悪くて、責任を感じて、この3年間市長はこられていると思うんですけれども、それは一定一般職との乖離になっているのは、それを1つお持ちなのかなということを知ったのが1つと、それと関係なく、またご自身で今何かお思いのことがあれば教えてもらいたいと思いますけれども。

一般職はお給料が上がるけれども、特別職は上がっていない。それで、そういうことはこの間3年間の市政の混乱ということの、一つの何か自分の中で戒めと思っていらっしゃるのかということと、それ以外にも今ご自身で何か上乗せで律することをお持ちであればお聞かせいただきたいなと。そういうものを聞いて、この監査報告の対応というのを見守っていかないといけないのかなということだと思います。

丸山高廣委員長

須田委員、その件ちょっと監査とまた離れていますので、できたら予算決算で聞いていただけたらと思うんですよ。

(「市政の問題」の声あり)

市政の問題、ちょっと待ってください。

須田 旭委員

一応今お答えできるのはありますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

あくまでも当然人勤の勧告に従うというのが恐らく基本の考えだと思うんですけども、大阪狭山市の財政状況、もしくは将来の見通し等を勘案した中で、特別職としてのあり方ということ踏まえての判断をさせていただいている次第であります。

丸山高廣委員長

須田委員。

須田 旭委員

ありがとうございます。

丸山高廣委員長

・岡委員。

・岡由利子委員

私のほうからは、監査結果報告の対応という形で示していただきました。この件につきまして、やはり監査結果を受けて、市がどこまで真摯に結果をしっかりと、対応というんですか、検証をどこまでしていくかというのが一番今後見ていくところなのかなと思うんです。

やっぱり、消費税入れて約1,835万9,000円、この開発費というのは、結局は太陽光発電の事業、メルシー for SAYAMAにそういうふうに入ってくる事業運営費というか、そういうお金なんですけれども、やはり水素の開発費として使って、そして結局あぶくに、今となってはなってしまったという、ここのところの、私は一番K S Fという会社とか、監査を入れてみますけれども、あと水素発生デモ装置一式とか酸化マグネシウムの実用化実証試験とか、この3つなんかは本当に適切なのか、開発費としてこの高額な金額が計上されていますけれども

も、それに値するような対費というか費用を払っているのかどうかというところで、やっぱり損害をメルシーに与えていないのかなという、そういうふうな疑いも出てくるわけです。

あと、20ページ、21ページに調査対象とした契約と結果というところで、本当に問題があるというところで、開成プランニングから始まって問題があるというところがざっと出ているんですけども、この契約に至っても、特別委員会で議員の皆さんが質問したことに対して、当時としては担当の幹部職員がいて、その対応が余りにも機密保持義務がありますとか、いろんな形で、それも機密保持義務があるのであれば、それはそれなのかもわからないんで、今となつては、その対応が一体どうなのかという、そういうふうな、本当に感情的な問題もありますし、やっぱりこれは絶対にこの監査結果、粛々と調べていただいて、しっかりと結果を出していただきたい、そういう思いでいます。

あと、井上委員が何かいろいろ質問がありますので、そっちのほうに委ねたいと思いますので、よろしくをお願いします。

丸山高廣委員長

時間に限りがありますので、簡潔にお願いします。

松井委員。

松井康祐委員

本会議のほうでも質問させていただきましたけれども、32ページ、副市長がメルシー for SAYAMA 株式会社の業務にかかわることは適切かという内容、結果的に監査のほうでは、当然副市長の業務としてすべきであるというふうにも読み取れると思います。特に私気になっているのが、副市長は市長の意向を受け、高度な対外折衝などを広範囲に行うことを特別職として当然に期待されていると。

きょうも、この特別委員会で今まで答弁、市

長が中心となってやってこられましたけれども、こういう監査結果に至ったことに対しての副市長の思い、今の現在の考えというのを聞かせていただけないでしょうか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

基本的に、やっぱり社員は社員、市の職員は市の職員、それは特別職でありましても、そういう切り分けはまずしておかないと、こういう結果が出たからといって、何で最初からちょっとでもかかわらへんかったというようなことは、やっぱり市民に対して説明はできません。ですから、基本的には会社のことは社長、基本的ほとんど1人でこられましたので、平成29年1月まで、ですから、そういった意味での切り分けは、私としてはしたつもりでございます。ただ、実質これは12月20日の日に池之原へ出向きまして、同一の段階で大鳥池との協議になるということなので、私のほうがメルシーの代表にかわって、池之原と協議をさせていただいて、その協議内容を社長のほうに報告をする、代表取締役役に報告するというような形でやりましたものですから、そういった意味での会社とのかかわりというのは、基本的には、できるだけ、市長の、私の地方公務員法の適用の、実質地方公務員法は適用されないんですけども、そういうものもやっぱり意識をしておかないと、やはり市民から見たら市長も副市長も同じように見えてきますので、そういった意味での動きに対してのことは神経質になった状況で取り組ませていただいたのが実情でございます。

丸山高廣委員長

松井委員。

松井康祐委員

多分そこに、副市長、私思うのは、市長の補佐というが一番大切な副市長の業務の中にも入

っている。本会議でもお話しさせていただいたのは、じゃ、当然おっしゃるとおりです。メルシーの会社の中のことやから、1人社長である市長が当然采配を振るう。ところが、その結果、今までのやりとりの中こうなってきた経過の中で、いろんな不備が出てきた。特に拙速であったという言葉もあった中で、市長に対して助言する、例えばまだ拙速じゃないですかと、きちり手続を踏みましょうという助言が必要やったんやないかなというふうに私は考えています。その中で、ある程度やはりこういった監査結果が出てきた、今もまだ副市長のほうから、実際にはお話しいただいたように、社長が当然それは采配を振るうべきやというふうなご答弁いただきましたけれども、これからのこの監査結果に対する取り組みに関しても、これはメルシーのことやからというふうな、そういう発想で言っただけだと、多分また奥深まったような対応にはならへんと思います。ぜひ、今後の対応についても、副市長は市長を補佐する立場として真摯に取り組んでいただけるように要望したいなというふうに思います。

以上です。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

先ほどの確認になるんですけれども、29ページを見ていただきたいんですが、ため池太陽光発電モデル事業における業務委託基本契約に基づく特例措置に関する覚書による前受け金を発電開始前に受領することは適切か。私は適切だと思うんですが、いろいろ変わってきているみたいですが、イのところで、ここに書いてありますように、前受け金1,836万円、税込みを受け取るものとされていると。確かにちゃんと入っているわけです。

それで、当該前受け金の実態としては、メル

シーの当座の運転資金であると考えられる。メルシーの資金は、わずか100万円であり、売電開始まではまとまった収入のめどもなかったことから、公租公課など必ず支払いが必要な費用ですら捻出することが難しかったことが推察できる。このように事前に資金繰り計画を策定せずに、売電を開始されるまでの間の資金の調達方法を十分に検討していなかったという落ち度はあるものの、株式会社共立電機製作所から得た前受け金は、同社との覚書の締結という合意に基づくものであり、たとえ発電開始前に受領したのものとしても特に問題はないと。

私の知る限りでは、前受け金というのは、仕分けで言うたら資産のほうなんですよ。前受け金は資産、前払い金とか、そんなのは負債のほうになるんですよ。こういう民間のやつは、どちらかという公的なあれは、これからだんだんそうなるでしょうけれども、ということになると、先ほど市長が言っておられたように、前受け金というのは、言うてみれば、20年間きちっとやりますよという権利金みたいなもんというか、そういうことでもらっているはずなんですよ。

だから、前払い金で、それで精算するというようなものじゃないはずなんですよ。そういうことになると、先ほどの変更のあれはおかしいから、あれは見解の相違かなんか、錯誤かなんか知らんけれども、訂正をすべきやと私は思います。ここにはっきりと、前受け金だから、一回ちょっと民間の仕分け、税理士に聞いてくださいよ。前受け金は資産ですよ。資産ということは借金じゃないんですよ。そういうことをはっきりさせてください。

以上。

丸山高廣委員長

ほかございませんか。

薦田委員。

薦田育子委員

市長要求監査、この結果が出まして、本当に見てみますと疑問が残るとか、適切でないとか、問題であるとか、この多いのに本当に驚くんです。この結果を大事にしながら解決の方向にやっていただきたいということと、これはメルシーだけの問題じゃなくて、市政運営というのにすごい関連すると思うんです、中身を調べると。そういうようなところで、ぜひ、これからこのことも肝に銘じながらやっていただきたいなど要望しておきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

まとめるような話、やめような、まだ1番だから。

35ページ、今の話の中の最後になるのかな。35ページなんですけれども、財産区についてです。

何度も私たちが、リベラルが言っていることなんです、濁り池のある岩室財産区においては、財産の管理組織が存在しないため、本来は財産区財産取扱要綱に基づき、財産区特別会計を設置し、経理を行うべきだったと思われる。監査の結果もこうなっているんですけれども、このことについて一般質問でも確認しましたが、どのようなタイムスケジュールで改善されようとしているのかお答えいただけますでしょうか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

大鳥池の各財産区、バランスというものはやっぱり常に考えなくてははいけません。そういった意味では、できるだけ早く立ち上げていただきたいという思いは強く持っておるんですけれども、せんだって、一般質問でもご答弁申し上げ

げましたように、これまでの地区との協議におきまして、当初、本事業財産区として受けるのであれば断るよと意思表示をされていたということも報告をさせていただきました。

そういったところと、かつ要綱についての説明をさせていただきましたら、理解はできると。ですけれども、そのような方向に立ち上げる方向に、地区として行く場合、整理すべき事項がたくさんあるんだと。そういった解決すべき事項の調整に時間を要するので、今すぐ立ち上げるということは、なかなかそれは無理だという回答を得ました。

そういったところから、今後、地区の状況も、そういったことも勘案しながら粘り強く働きかけていくと、それしか言えない今の現状でございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

全力で取り組むみたいなお答えをされていて、今ままならないというふうな答えでまた戻っていている、逆戻りしているというかトーンダウンしていると思うんです、前回の議会の答えからすると、副市長の今の答えは。

それで、ただ一つ進んだのは、池之原地区については、岩室財産区、財産区を設置するのであれば、あのパネルは張らないと。太陽光発電をしないんだという意思表示をされていますということを確認に今答えていただいたのは一歩前進したのかなと思っています。

要は、財産区つくらなければこの事業はできない。おかしいと指摘されている一方で、財産区を設置するんだったら、この事業はしたくないと地元が言っている。行政の建前としての財産区をつくってもらって、この事業を進めるという立ち位置と、財産区を立ち上げてまではし

たくないんだという地元の市民の当初の声、今のこともそうですけれども、市民の声の重みをてんびんにかけたとき、どちらを重みに感じはりますか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

本来、要綱適用を受けるべきだというのは、当然だこの監査結果でも出ておりますので、そういった意味での財産区というのは、非常に重みのある要綱であるので、やっぱりそこに沿うように持っていくというのが一番の問題だと思っております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

大事なのは市民ですよ。行政の要綱じゃないですよ。市民の声に合った、市民の幸せをつくるために要綱が守られているんであって、その要綱に沿ってこの事業をしますかと言ったときに、財産区をつくってまではしたくない。それだったらこのパネルは要らない。その声のほう的大事なんですよ。財産区をつくってまでは、このパネルは必要でない、その声のほうは僕は大事やと思いますよ。

その声をねじ曲げて、地区会、地区でも受けられますからという虚偽の間違った説明をしてパネルを設置させてもらったわけでしょう。財産区をつくらなくてもパネルを張れますから大丈夫ですという説明をして張っちゃったわけでしょう。結果、やっぱり間違っていた。財産区しなければならないんですよというふうに行政のルールをもう一度投げ返したときに、だから、そのルールやったら、私たちつくらないよという話返されたわけでしょう。そのルールだったら、私たちもともとつくらないと言っていたんだという声と、ルールとどっち大事なんだと言

ったときに、あなたは要綱が大事だと答えたんですけれども、間違っていないか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

私のかかわりの中から、原点を言いますと、今委員のおっしゃるとおりなんでしょうけれども、私が12月20日で初めてそういう協議の場に出させていただきました。その段階では、既に設立等は全部でき上がっておりまして、そこで、当初12月20日の日に協定の内容を市長から協議してくれということで行ったんですが、その場において、この工事を始める前からの市の対応は、今委員おっしゃられたように水面利用であり、要綱適用を受けないのできんやろというのをきっちりと聞いたと。それを受けて、市と地区とで話し合ってきたんやと。そういったものを当初言われました。かつ、本来こういう賃貸的な契約する場合は、工事をやる前から契約を結んで、いつから工事に入るとかいう最低そういうのは必要違うかと。最初からそういった意味で非常に苦しい指摘を受けた状況となっております。

かつまた、当時の協議の中の話としては、工事をいつからする、いつごろ終わる、基本的に工事をきょうからやりますよすら連絡がなかったということもお叱りを受けました。

そして、また工事中、台風の時期でもあったので、当然水利組合としては、水の利用という点で、この工事と水入れの関係とかをどうするんやといったのもなかったので、大阪狭山市のガバナンスはどないなってるんやと、非常に私も穴があいたら入りたいぐらいの協議の中での状況に恥ずかしながらなりました。そういったことで現在に至っているのが状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

終わります。

丸山高廣委員長

北委員。

北 好雄委員

最初に水面利用とかで、財産区でなくてもいいというふうに言うていたというふうに言いますけれども、ある方は、財産区でしか最初契約できへんじゃないかというふうに言われていたのに、いや、そうじゃありません、財産区でなくてもいいんですよと言われて、財産区でないとあかんの違うかというふうなことを何回も言うたそうですね、その人は。やのに、その担当者の方が、財産区でなくてもいいですよ。水面利用やから地区でいいですよというふうに言ったから契約したというふうに言われていますけれども、そうじゃないんですか。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

今北委員のほうからご指摘がありました。私もそのような状況を地区の方からは聞いております。私のほうは、そのときも担当のほうから、水面利用なので、要綱適用を受けないでもできますよという同じような説明を受けて、結果的にそれをうのみにしてしまったのがこのような形になっているというような状況でございます。

丸山高廣委員長

副市長、あなたメルシーの立場でしか言っていないですよ。公務員としての公平性が保たれていない。皆さんそれを指摘している部分、先ほど松井委員も、そこを指摘されていたんですよ。全然わかっていない。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

一緒なんですけれども、随分委員会も指摘し

てきたんですけれども、1つは拙速にやっぱり進めていると、メルシーが。実際に地元協議が調っていないのに、もう設置してしまったと。

そこは大きな問題ですよ。だから、設置してから協議に入っていくもんだから問題があったと。

それと、当初は北委員のほうからも指摘があったように、私自身も、最初の段階で本来は財産区でやるべきじゃないかということを行いましたよと、そういう意見は当初あったと、指摘もしたという人は、私も聞いています。けれども、担当が、いや、もうそれそうじゃないということ言うもんやから、それでパネルはもう設置してしまっているという状況があって、最終的には財産区でなくてもいいという方向で、だから地元は地元で協定を結べばいいんやなというふうにずっと流れていったわけですよ。それは、そういう話をした職員がおるわけですよ、最初に。本来は、副市長という立場であれば、最初から本当はきちんと歯どめをかけてもらえたらというふうに思うんですけれども、だけでも、今みたいな事態になってしまっているんですよ。

地元は、もう随分いろんな話してきたけれども、協定の中身も随分、メルシーから示した協定というのは、地元から見たら、こんな協定よう持ってきたなというふうにいる、本来行政マンがつくったような協定の内容ではないという指摘が当初からありました。それで何回もやりとりする中で、最終的に3月5日でしたかね、決めたのは。ここまで行って、まだごちゃごちゃ言うんやったら、パネルみんな撤去せえという話をしたわけでしょう。

それで、契約だけは何とか結ぶ必要があるだろうということに結んだんやろうと思うんですけれども、その場に副市長が行って、最終的に自分自身が結ぶところにおったわけでしょう、違うんですか。市長が最初に行ったんか。だけ

ど、その前提は副市長が行ってまとめている話でしょう。地元からは大体そういうふうに聞いていますよ。副市長が来たと。

丸山高廣委員長

副市長。

高林正啓副市長

私のほうは12月20日と3月15日、2回行ってあります。そのときも今ご指摘のように、非常に中身の本当でない、要は貸す側の立場に立たないような案を持ってこられても困るということで、地元が自分のところで一遍その案を自分ところなりにつくるので、それをもう一度精査してくれという話になっておりまして、それを私のほうも、財政のほうにも、管財のほうにもいろいろ相談をさせていただいて、そして、この協定書の内容であれば、やっぱり本来の財産区財産としての要綱を適用すべきだというような形で5月23日に内容確認をさせまして、翌々日の25日にその関係グループを集めていただいた協議結果も総務部長からも受けました。

それで、それならば一遍池之原のほうの、濁り池の関係者と会って、どのようにやっていただけるのかという話の場を持つように指示をいたしまして、6月1日にグリーン水素の職員、そして総務の財政も含めた関係者で集まって、協定書案の見直しを図らせていただきましたが、やはり今委員ご指摘のように、そもそも論が中心になりまして、そういったところで結果的には見直しを、こちらとしては財産区財産を適用したいという思いは最終的には具現化できなかったというような流れとなっております。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

1つの決め手は、12月の段階で入った段階から相当そこはきちんと対応する必要があった。3月15日に入ったときも、相当そこで方向性は

もう地元は定まっていたというか、これ以上いろいろ条件つけるんやったら、もう拒否するというふうに言われた段階で、もうどうにもならないというふうに判断していったんではないかなと思うんですけども、それと、やっぱり市長、ここがメルシーだけの立場で考えていったことになると思うんです。本来は、市長という立場で考えれば、財産区財産で、本来はしていくべきだという立場を明確にする必要があったわけですよ。そのことも忘れてというか、メルシーだけのことで調印に至っていること自身も、市長自身も大きな責任があると思うんです。

それと、やっぱり拙速にしたということと、最初に財産区でなくてもいいんですよというふうに言った職員の責任というのは、やっぱり重いですよ、公務員でありながら、基本的なところを忘れて走ったということは。そのことだけ指摘というか意見としておきますので。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

29ページから30ページで、先ほどから出ていましたけれども、双方代理の問題です。

これは、各議会から何回も指摘をされて、改善を求めてきたけれども変わっていないということで、ここの監査報告では、双方代理には該当して問題があると。そもそも市長がメルシーの代表者であるということが問題ですという指摘をされているわけです。だから、当然早く改善をする必要があると。特に株式会社、会社の場合は、いわゆる所有と経営の分離の原則というのがあるんですね。言うたら実質の経営であります、所有者であります株主と、それと会社を運営していく、利益を上げていくための経営者というか代表者とは別でなかったらあかんというふうに、所有と経営の分離の原則というのがあるので、これは急いでやってほしいなど

いうふうに思うんですけれども、これはいかがですか。やりますか、市長。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

今松尾委員ご指摘のとおり、また監査結果からもご指摘をいただいております。速やかに是正をしていきたいと考えています。

丸山高廣委員長

松尾委員。

松尾 巧委員

これまでメルシーの社長としていろいろ契約とか覚書とか、いろいろなことを結んできているわけですよね、古川照人社長ということで。そういう経過もあるから、早急に変えていくということが、なかなかいろんな問題があるかとは思うんですけれども、そこはちゃんと乗り越えていただきたい。なぜならば、市長としては任期1年ですわ。だけど、メルシーの社長としては任期はないんですわ。任期ないんですよ、こっちのほうは。やろうと思ったら、ずっと続いてやれるわけですよ。だけど、これは指摘もされていますので、絶対に早く手をつけて改善をしてほしいということだけ意見として述べておきたいと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今のとおりで、メルシーは閉める方向だと考えていますので、そのところについては、経営者としてきちんと考えていただきたいということを意見しておきます。

さっきの財産区の話に戻りますが、仮に岩室財産区が設置されたとしたら、どのような特別会計を上げてこられる予定をされているんですか。具体的にどのような財産区財産の会計になってくるんですか。予算を上げてくるとすれば、

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

予算的な話になるので総務部からお答えいたします。

大鳥池のほうで手続が調いまして、補正予算という形で計上いたしましたので、濁り池、岩室財産区におきましても、そのような状況が調いましたら、年度内ですと補正予算、当初に間に合えば当初予算でというふうな計上なると思っています。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

具体的には、お金はどんなふうになるんですか。今、地区、岩室財産区へ支払っているお金と、3分の1が入ってくる、3分の2がというふうな計上になっているんですけれども。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

今メルシーと池之原の地区会及び水利組合との間での民民の契約という状態で150万円という状態になって、その全額が地区水利に入っているという状態です。

それが要綱適用の会計になりますと、3分の1は一般会計、3分の2は岩室財産区の基金へということになって、また公共事業に使っていただくということになりますので、金額でいきますと100万円が3分の2に当たる基金積み立て、3分の1の50万円、これについては一般会計のほうに納まると、こういう経理になります。

以上です。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今の説明でしたら、地区の人がもらう分は減ってしまいませんか。今150万円もらってますのに。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

そのとおりになります。そのとおりです。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

それは、そんな話、地区がよっしゃとは言ってくれるはずがないですよ。

丸山高廣委員長

担当。

竹谷好弘総務部長

やはり、これもそもそものお話に戻ってしまいますので、最初からそういうふうなお約束を地区として進めるべきやったというふうには思っています。ですから、全額が150万円が、大鳥池は200万円ですけれども、濁り池のほうは面積等々で150万円に算定なっているんですけれども、今は、そういう意味では150万円全額が地区に行っているというふうな状況でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

今地区で150万円というお金になっているのが、財産区になってしまったら目減ってしまうとなったら、ただでさえ交渉難しいというのに、ますます難しい状況になりますよね。そのことを考えると、地元で150万円担保する方法を考えなきゃいけないのか、考えられるのかというのが1つと、今算定の話が出ましたけれども、大鳥池の半分ぐらいの面積なの、同じぐらいだからなの。200万円分の150万円分の広さだから150万円。この地区に渡すお金の算定基準とい

うのは、パネルの枚数掛ける幾らとかいう計算になっているんですか。どのような按分で算定されているんですか。ついでなのでお答えください。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

算定の根拠というのは、前任者からはきちっと引き継いでおらないので、根拠というのは聞いておらないので、今のところ不明でございます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

算定の根拠もないまま金額を設定して、大鳥池の財産区の財産区会議が始まっていて、岩室財産区についても、何となく150万円という金額で言っているけれども、別に根拠はないわけですよ。同意は得ているのかもしれませんが、それが第三者が見て、客観的に見て正しいかどうかという根拠を示すものが行政にないということなんでしょう。そういう状況で大丈夫なのですか。

丸山高廣委員長

担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

維持管理費に充てる経費ということで決めたということでしか引き継いでおりませんので、多分各地区によって維持管理費というのは、大鳥池に関しても、濁り池に関しても年間多分何ぼかあったと思うんです。今井上委員がおっしゃっているように面積按分とか、そういう数値で出れば多分一番確かな部分があったんかなとは思いますが、維持管理費というのは、各地区によって負担している草刈りとか、そういう部分、ああいうところの費用というのは、多分それぞれの地区によって違うので、そ

うところで交渉の中で150万円とか決まってきたのかなというふうに、今となってはそういうふうに解釈しております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

そうすると、業者委託しているところの維持管理費は高くなりますし、みんなで協力し合っている維持管理費は安く済んでいるわけですから、そういったところで、だから維持管理の仕方そのものが違っているものが算定の根拠になっちゃっているところが、僕としては何か不安なわけですよ。高齢化が進んできて、維持管理するのが難しくなっているから、こういう話が出てきたと当初話しされていまして、それであれば、高齢化がこれからますます進むわけですから維持管理がしにくくなるはずなので、今の状況の維持管理にかかっている経費的なことを見て按分で割り振っていったというふうな話は、非常に根拠としては心もとないのではないのかなというふうに意見だけしておいて、150万円の地区に行っているお金を3分の1、3分の2に分けて100万円と50万円で分けるという乱暴なやり方は、本当に大丈夫なのかというのが本当に心配になってしまうところで、それでも財産区財産を特別会計を設置して経理すべきであると指摘されているわけですから、設置しなければならないものだと思っています。

先ほど、副市長にも私意見言いましたけれども、こういう決まりというのは、市民の安全や幸せを守るためにある決まりであって、行政が都合よく仕事をするための決まりではないはずですよ。市民さんを守るための決まりで、そういう決まりにのっとったら、これは置けないものだ、置きたくないものだということを守るための決まりだったのに、その決まりを破って置いたのは行政のほうですから、パネルを置いてし

まったのは、行政というか、行政の指導を受けたメルシーがやったわけですから、最初の指導がそもそも間違っていましたと言うとおり、間違ったルールを説明してしまって、やっちゃっていることを正しくルールに戻してあげるの、その場にいる市民さんのためにとって一番大事なことは、市民さんの言っていることが僕は第一で、それを守るためのルールなんですから、市民さんの声を反映してルールを守って、財産区を置くのがルールですから、パネルは撤去しますという答えかもしれません。そこはもう少し丁寧にやっていただかないけませんし、何とか年度内に補正を組んでいただかないと、また、やりますと言ったことがやれないまま終わってしまうこれまでの繰り返しになってしまうから、やると言ったことはきっちりやるという結果を出せるようにしてください。意見としておきます。

丸山高廣委員長

時間に限りがあるんですが、次にいってもよろしいですか。いけますか。

わかりました、意見だけね。

西野委員。

西野滋胤委員

今回魅力発信の特別委員会のほうが開かれたんですけども、これまで事業をやってきたものの時系列にまとめてもらったものをずっとつけていただいていたんですけども、今回つけていただけていないというところで、先ほども特別会計のところ、財産区のところ、どのように交渉されてきたのかということも、この間12月のほうから3月までに実際に行われてきたこともあるかと思うので、それも踏まえて書いていただいたものを提示していただきたいと思います。

また、今後、そこに加えて、監査結果のほうで、対応のほうでこのように検証しますという

ことも書いてございますので、検証内容についても、そちらの一覧のほうにまとめていただくか、または別につくっていただいても結構でございますので、随時報告していただきますように、よろしくお願いたします。

丸山高廣委員長

上谷委員。

上谷元忠委員

当初、平成27年8月ぐらいの段階で、庁議の会議録を見させてもらっておったら、ため池等太陽光発電をやると、これはすばらしい事業であると。地元了解は得られているというところからスタートしたと思うんです。なおかつ、濁り池についても、先ほど出ていましたけれども、これは隣に病院がございまして、病院の院長さんは当市の教育委員をなさっているわけですが、名前が濁り池であっても、池の上にパネルが引いてあるというのは、やはり心の安らぎというものを大きく損なうということなんです。そこらあたりから考えてみても、ため池の上に、水の上に、言葉簡単に言えば、大阪狭山市のコンセプトは、人が輝き水がきらめくと、共生のまち、共生というのは、ともに生きるですよね。強くやるというんじゃないですから、共生のまち大阪狭山市という、その部分を大きく逸脱しているというように感じるんです。そのあたりが1つと、もう一つ、美原のほうの地区の2つの地区、美原の菅生と平尾地区のほうに年間200万円ずつ入るといふ形なんですけれども、実害を受ける大阪狭山市の方のほうには200万円のうち3分の1、市のほうへという形になっていますから、明らかに行政の不公平感というのがどうしても残ると思うんですけれども、実際太陽光発電の周りの市民さんの方も、自分のほうが実際迷惑を受けているのに、何で美原に全部そのまま入るのやという、そういう素朴な疑問があるのが非常に大きいというふうに思

っております。そういう意見を申し上げました。
丸山高廣委員長

質疑を終結させていただきたいと思います。

続きまして、2、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業に係る職員の旅費及び服務等に関する事、3のその他、36ページから最後までについて質疑をお受けいたします。

井上委員。

井上健太郎委員

小林市への出張が書かれている架空の団体メルシー研究会として記載された管外出張命令簿は適正かということに対して、想定外の答えが私としてはなっていたわけですが、書類だけを見れば問題なしというふうになるのかな。だけど、この質問がメルシー研究会が出てくる前に、出張旅費に関して全てのものを目を通したわけではない。全ての書類があるかどうか確認できないというふうなことを副市長がおっしゃったことを受けて、情報公開請求をして情報を開示していただいて、そこで初めて出張旅費に関する書類が出てきたわけです。委員会には出てきていません。個人が情報公開請求したから出てきたわけです。

出てきたものを見て、コピペなんだろうなというふうなものもありながら、見ている中にメルシー研究会という記載があって、そのことを指摘したわけですよ。それで、指摘されたことを受けて、実は小林市の書き間違いでしたというふうなことだった。書き間違いであれば、ここに書いているとおり問題ないのかもしれないんですが、書き間違いなのかなと思っていたら、そうではないという話が次に出てきました。支払ってもらったつもりだったけれども、支払ってもらえなかったのが自己負担している。

先ほどの通帳に話戻るわけですよ。委託契約で50万円もらっていたんでしょ。そういう契

約になっていたのは、その同じ年度じゃなかったですか。

丸山高廣委員長
担当。

田中 齊政策推進部長

井上委員のご指摘については、我々もそういう感覚がございます、これは当然小林市にも確認しております。4月の市長も含めた出張の旅費については、一切、先ほど50万円のアドバイザーの関連する旅費とは関係ないという確認はとれております。

以上です。

丸山高廣委員長
井上委員。

井上健太郎委員

公式見解はそういうことでもらっている、そういうことになるんでしょうけれども、本人は全部ざくっと見た、どんぶりの中で一緒だったかもしれませんよね。それは違うと明言できるんですかね。そこに組まれているから払ってもらうものと答えたということではないんですか。

丸山高廣委員長
担当。

田中 齊政策推進部長

これは、あくまでも本人の聞き取りだけになりますので、その中では、私のアドバイザーに関する旅費ですから、要は複数人で行くものについては適用していないというのは当たり前やという話は聞いております。

以上です。

丸山高廣委員長
井上委員。

井上健太郎委員

それはそのとおりでありますね。失礼いたしました。

本人の言葉だけで今話しているんで、ここに

ついても、今言った時系列の話がきちんと、監査委員さんであったり監査の委託した方が聞いておられたら、少し違ったことになっていたのではないのかな。書いたものだけ、でき上がったものだけ見られているから何もないけれども、当初ないと言っていた、旅費の書類についても、ないものがあると、もともとってはった。決裁したものも全てないかもしれないことを言うてはった。そういった疑義から生じてこの書類が出てきたということを中心に押さえ込んでいってもらっていたら、ちょっと違う答えになっていたんじゃないかなというふうには思っている、そこだけは指摘しておきたいと思えます。ここで問題がなかったから、斜線ではいけないと思っています。改善の方法はあるかと思えます。既に書面での提出等々いろいろ変えていただいているようですけども、そういったことの徹底をお願いしたいと思います。

丸山高廣委員長
北村委員。

北村栄司委員

代表質問の中でも意見は言いましたけれども、架空の団体の名前を使ったりとかすること自身が公務だったのかという疑問絶対出てくるんですよ。監査結果は、公務だったという前提で再度ちゃんとしなさいよということですけども、そういう架空の団体を使うこと自身、なぜそういうことになったのか。そして、初めての人じゃないですよ。長い経験を持っている公務員が、そういうことをしたということ自身が、やっぱり非常に疑問を持たれるところですので、私は、本当にこの中身が公務だったのかというふうな一定の疑問は持っています。

本当にどういうことを小林市へ行ってやられたのかというのがわかれば、また判断できるんですけども、余り明確になっていないと思うんですけども、これなっているんでしょうか。

なっていたら教えてもらって私の理解も深めたいなと思うんですけども。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

小林市への出張については、私も一緒に行っておりますので、お話しさせていただきますと、小林市も、先ほど言いましたようにグリーン水素シティ事業推進研究会のほうに、その当時はオブザーバーでしたけれども、加入していただいております。向こうの市長のほうから、ぜひ本市の状況も踏まえて一度来てほしいというような話があった中で、市長という立場と担当という立場で行かせていただきまして、特に大阪狭山市が今構想としていますグリーン水素シティ構想というものを資料をもとに説明をさせていただいたということでございます。

当時、向こうの、特にチーム名はありませんでしたけれども、関係する担当部長を初め数人の職員に対して説明をさせていただいたということでございます。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

届け出と報告書、それをきちんと詳細なものにするということは質問の中でも一つの提案をしていますけれども、そのことはきちんとしてもらいたい、これから。そうすることによって、そういう義務づけがきちんとされることによって、明確な届け出がされる。また、ちゃんとした報告がされるということになると思いますので、その点は改善を求めておきたいというふうに思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

確認しますけれども、小林市の市長から来て

ほしいという話があったということなんです、書面ではないんですよ。だから、書面ではないんですよ。正式な依頼ではないです。だから、そういう話であればきちんと書面でもらっていただきたい。だから、公式な場面とプライベートと、市長、ごちゃごちゃになってくるじゃないですか。盆踊りが公務だとしたら、でも行っていない地区の盆踊りもある。それは公務としては公平性に欠けているわけじゃないですか。公平に行くべきですよ、行くんだったら全てにと思うわけです。

それで、ホームページに上げているわけでもない。今回の小林市の件にしても、市長のページに上がっていなかったわけですよ。上がっているのは、看護学校の入学式ですよ。小林市への出張は書いてはらんへんですよ。それで公務と言いはる。すごい無理があるように思うんですよ。ただ、温泉に遊びにいっただけかもしれない。たまたま温泉に行ったついでに市役所へ寄ったのかもしれない。そこがわからないんですよ。市長の部屋に時々来られるでしょう、議員さんであったり、よその市長さんであったり、こんにちはというような感じで。それ公務なんですかと確認しないじゃないですか。来てねと言うたから来たよというだけのこともかもしれないでしょう。

だから、本当の公務かどうなのかということは、ここではわかっていない。書類上公務ということになっていきますけれども、支払いとかを見たらなっていないわけですよ。依頼文もないわけですよ。

だから、公式な公務として本当に正式なものであるとは断言できていないところは断言できていないと思いますので、今後そういうことがないように対応をしていただきたいと思います。

丸山高廣委員長

市長の中で、グリーン水素シティ事業で小林

市に行かれたということだったんですけども、聞くところによると、B-DASHの資料で話しされたというふうにも聞いておるんですが、そちらはそうなんですか。

市長。

古川照人市長

確かにB-DASHもその当時、市としてB-DASHの事業に取り組んでおりましたので、水素関係として取り組んでいましたので、その席でもB-DASHの説明をさせていただいた記憶はあります。

丸山高廣委員長

ちょっと混同してしまうんで、グリーン水素の事業とB-DASHは、また別のものであったと思うんで、その説明の中に資料としてはB-DASHでたしか説明されているはずなんですよ。実際はグリーン水素シティ事業で行っていると言うんですけども、B-DASH自体は言えば上下水道部でしたっけ、そちらのほうの事業として、清水建設と一緒に進められていたはずなんですよ。だから、その辺が、どれが何かというのが混同してしまっているのめいかなのかなというのは、ちょっと指摘だけ私もさせていただきます。

ほかございますか。

よろしいですか。いいですか。

(「なし」の声あり)

質疑を終結させていただきます。

最後に、メルシーの第2期事業報告及び決算並びに第3期事業計画及び予算について質疑をお受けいたします。

小原委員。

小原一浩委員

メルシーの第3期は、活動大分スリム化するといいますが、一本に絞るということになったんですけど、ここにメルシーforSAYAMAの決算報告書、第3期のやつ、予算書あるんで

すが、これについて、まずメルシーforSAYAMAのあれは、突然余分に2年間だけもらって85万円ということになってはいますけれども、基本的には35万円でやるということやったら35万円に合わせた人員にすべきで、今ぱっと見まして、わかりますか、第3期メルシーforSAYAMA予算書というのを見ているんですが、これはそのまま予算書としては変わっていないということなので、これを見させていただいたら、太陽光発電の売電の収入の手数料かどうかですが2,235万3,000円、それから平成29年11月から月186万3,000円となっていますけれども、基本的に35万円がもとだとしたら、35万円に合ったような形で経営したらどうか。それと同時に、繰入金として、太陽光発電事業運営経費として前受け金の1年分の繰り入れとして91万8,000円になっていますね。これは、明らかにそれをもって、1年分ずつ繰り入れてやっていくということを示していると思うんですよ。これは、税理士は、こういう形で処理しているということは借金じゃないんですよ。いわゆる積立金みたいなもんですよ。それでやって、2,300万円ですずっとやっていますけれども、人件費は、2人は要らないんで1人、とにかく続けるんやったら1人でやって、それも毎日来てもらう必要はないんで、パートでやって、人件費を半分ぐらいにしたりして、35万円で家賃も払って、ずっとやるべきやろうとしたら、85万円にしてもらう必要はないし、少なくともここにある平成29年11月27日の、これは明らかに原契約とは変わってきているから、これはぜひ大阪狭山市としては認められないんで、これをすぐに改定してもらおうという行動を起こすべきやと。そうでないと、このままで固まってしまうと、借金になってしまいますよ。

だから、20年間続けるということであれば、メルシー残すんであれば、本当に最低限度のこ

とにして、実際は実務としてはそんなに仕事ないですよ。勝手に発電しておるのやから、それとメンテナンスは全部入っておるわけやから。それなのに2人も雇って、どういう条件で雇っているか知りませんが、パート的な感じでしてやるべきだし、まして、くどいようですが言いますけれども、それを管理するのに、ほとんど仕事ないメルシー for SAYAMAを管理するのに3名は要りませんよ。

だから、兼任にして、どこかの部門にして、とにかく様子を見るということにして、即それをすべきやと思うんですけれども、メルシー for SAYAMAはそのままやるわ、これもそのままやるわというのは、そんなことが、今まで特別委員会でいろいろ議論しながら、監査の請求もしながらやっていて、その結果がそれだとは信じがたい。ぜひ、短い期間だけでも、その辺はやるべきやと、私は意見として言うておきますわ。

丸山高廣委員長

意見でいいですか。

小原一浩委員

意見を言うて要望とします。

丸山高廣委員長

北村委員。

北村栄司委員

私も要望を意見しておきますけれども、第3次事業計画は、ため池等太陽光発電モデル事業に特化した内容になっているので、それにふさわしい定款をやっぱりきちんと変更することが大事やと思いますので、そのことをきちんとやってもらいたいということ。それと、今後、委員会としてもメルシーを残すのがいいのか、存続させるのがいいのかというのは、やっぱり委員会委員で論議する必要があるんじゃないかなと、議員としてもその方向性を、議員は議員で1回相談する必要もあるかなというこ

とでまとめておかないと、方向性がちょっとわからないので。

(「計画だけ変えたってあかん」の声あり)

だから、太陽光に特化したものにするというのは、当然そういう方向なんですけれども、だけれども、そういう形で残すほうがいいのか、あるいはきちんと整理するほうがいいのかというところは若干残っていると思うんですよ、まだ、意見としては。だから、どちらにするのかというのは、自分自身では意見として決めかねるところがあるので、それは別のサイドで相談も1回できたらというふうに思うんです。意見交流という形でもいいですけれども。だけど、当局には、これにふさわしいというか、太陽光に特化したものにするということについては、これは早くしたほうがいいだろうというふうに思いますので、そのことは意見、要望にしておきます。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

すみません。4ページの貸借対照表ですけれども、商標権41万400円、先ほど少し話しましたが、ASCが単独の権利者となることがそもそもどうなのかということも監査で言われていますけれども、この商標権について、私たちリベラルさやまが特許庁に確認したところ、商標権をASCが単独で持とうとすることに対して、特許庁のほうから、本来、ここに書いておき、グリーン水素シティの研究会等々、関係団体がいっぱいあるところから自分だけが出しているのはおかしいんでないのかというふうなことであったりだとか等の指摘をされて、改善されなければ、これはお受けできませんと。この商標を認めることができませんという通達が返されていまして、そのことについて、返事が

あったのか、なかったのか、もう期日が過ぎてしまっているんです。これについては、結局とまったままになっていますので、商標権そのものが発生していない事態になっている状況なんです、インターネット等を確認したところ。

この41万400円の支払いは正当なものなんですか。私たちはそうは思わない状況にあるんですが、商標権について、今監査で確認できていること以外に当局、あるいはメルシーの社長として確認できていることがあれば、今ご報告いただけますでしょうか。

丸山高廣委員長
担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

これは、第1期の修正決算のところまで計上してきたものでございまして、会社の資産をあらわすものでございます。こちらにつきましても、今回監査のほうの指摘と、先ほど井上委員がおっしゃられている特許庁への申請について、研究会での、グリーン水素シティという名称の権利の部分については、ASCはなくて研究会という経緯も踏まえた上で、メルシーのほうに、こちらのほうの会計上の処理というんですか、そちらのほうを会計士とよく相談した上で、修正もしくは是正するという形で検討していただくようには指導していこうと思っております。

以上です。

丸山高廣委員長
井上委員。

井上健太郎委員

今の説明やったら、この41万円返してもらえる話なるのですか。

丸山高廣委員長
担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

返していただけるかどうかというのは、一旦会計として上がってきているものなので、どう

いう手を踏むのか、すみません、私もそちらのほうまでは、メルシーのほうと相談しないと、どういう処理をするのかはわかりませんので、聞いた上で、またお答えさせていただきたいと思います。

丸山高廣委員長
井上委員。

井上健太郎委員

商標権については、丁寧に、もしかしたら返ってくるお金かもしれない。苦しい経営なんですから、たとえ少しでも、返してもらえものなら返してもらわなきゃいけない。こんな契約そのものが無効ですよというふうになっているわけですから、申請そのものが。おかしいですよと監査でも指摘されていて、特許庁からも、これでは受けられませんよという話しているものを、届けましたという報告だけでお金払っているなんて、こんなひどい契約はないと思いますので、ここのところはただしておいていただきたいと思っています。

特許に関連しまして、小型風力発電も出ていると思うんですけども、新規事業としてですが、これは最終的にはなくなる形で報告されたけれども、実際には、ものを確認してはるはずなんです、そういった模型について確認できているところの報告をお願いできますか。

丸山高廣委員長
担当。

三井雅裕グリーン水素シティ事業推進室長

口頭では説明は受けたというか、風力発電事業について調査を進めるということでは聞いてはおりますけれども、現物については、申し訳ございません。設置している場所等につきましても不定か部分がありますので、現地のほうで確認はできておられない状況です。

以上です。
丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

今担当申し上げましたように、あくまでも風力発電事業を行うに当たっての情報収集を中心にしようということで、以前の計画書で上げております。情報収集するに当たって、どの場所ですぐの風力、風速、風量があるかというようなことも当然情報収集に必要なということで、風速計を購入したということでもあります。ですので、手持ちでどこにでも持っていけるような風速計を購入したということでもあります。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

突然風力発電が出てきてびっくりしたところで、風力発電についての資料を用意しましたので、風力発電についての資料を今から配付していただきたいと思いますが、委員長確認をお願いします。

丸山高廣委員長

ただいま井上委員のほうから資料の提供について提案がありましたが、これについて認めさせていただきますよろしいですか。

暫時休憩します。

午後 7 時 31 分 休憩

午後 7 時 32 分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

井上委員。

井上健太郎委員

お手元に配付しました 1 枚ものが登録実用新案広報というもので、特許庁のホームページでダウンロードで引っ張ってこられるものです。もう一枚は、以前にもお示ししたことがあるフォーリーフクローバー株式会社の履歴事項全部証明書になっています。どちらも普通にとれる

ものですので、公開させていただいています。

風力発電で検索しましたところ、この風力発電装置がヒットしました。実用新案権者は、株式会社共立電機製作所さんです。考案者は、共立電機製作所内の方と、もう一人、東京都の方と、見覚えがある吹田市の方です。吹田市のこの住所と、以前お示しさせていただいたフォーリーフクローバー株式会社の役員に関する事項にある代表取締役の方と同じ住所だったので、参考までに紹介させていただきました。

小型風力発電について、この会社との、この特許を使うような話は、実際にはメルシーの中ではございませんでしたか。

丸山高廣委員長

社長。

古川照人市長

私のほうには何ら情報としては上がってきておりません。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

たまたまヒットしたものなので、たまたまかもしれませんが、たまたまにしても非常に近いお名前が出てきていまして、考案者の 2 つ目の東京都の方が K S F の代表取締役の方になっています。たまたまですけれども、共立電機製作所と K S F と理事のお名前が載っているんです。

理事の幾つか特許を考案されておられましたので、その情報も会派として収集に努めていたところなんです、これはプリントアウトできているのでお示しできたのですが、今週、最終的にチェックをしたものをプリントアウトしようと思ったところ、ほぼほぼ全てが今削除されている状況になっております。個人の方だけが削除されて、会社の方は残っているのが、そういう状況で今残っているというふうな状況になっております。

出願については、日にちが病休中のことなんですけれども、出願は誰でも代理人の方ができることですので、そこはお休みされているからとか関係なく提出させてもらっている事案でして、要は、たくさんの特許を取られている方で、そのことが幾つもヒットしていたんですけれども、休職されている間に、今回の監査等を挟んでいる間に、全てヒットしなくなっている状態、削除されている状態にあります。

こういったことから、前の外灯の話もそうなんですけれども、特許に絡んで非常に好ましくないことになっていないのかなというふうな懸念がありますので、このことについて、やはり確認していく必要があるのではないのかなというふうに感じたりしているところです。

これまでに、理事本人から確認をしなければわからないという答えがあったんですけれども、例えばですけれども、体のぐあいが悪いのでしたら、お医者さんに同行していただいて、短時間でこういった委員会に出席していただくことだとか、あるいはこちらのほうから出向いて、近くの会館等でこういう委員会を開かせていただくことだとか、そういったことも検討していかないと、真相の解明にはつながらないのかなと思っています。

それは、もう少し大きな100条委員会という話もちよこちょ聞こえたりもしますけれども、テレビドラマなんかでも簡単に開かれていますので、そんな軽いもんじゃないはずなんですけれども、だけど、そういったことをして真相を究明して、市民に知らしめないと、監査までに1年かかってしまっている状況で、今監査が出てもさほど進むようには感じ取れない部分がありますので、そういった真相究明についても力を入れるべきじゃないかなと。改善するのをスピードアップしていかなければいけません、わからないままになってしまって、改善されてし

まったんでは、やはりチェックはきいていないということになりますので、きちんとしたチェックをする意味でも、こういった案件が出てき、出てきたものを見つけたんだけれども、監査の間に削除されてしまう、証拠がなくなっていってしまうという状況になりますから、まさか隠蔽されているとは思いませんけれども、こういった状況になることを鑑みて、ご決断を、当局が調査される日に合わせたこちらの委員会を可能かもしれませんし、そういった力を合わせて、ここについては原因究明に努めていかないとならないのではないかと思います、私の考えについて、市長、副市長、行政としての考えをお聞かせいただけたらと思います。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

まず、職員がこの実用新案というようなことで何がしかの特許を申請するという自体問題ではないという認識をしています。ただ、立場を利用して何がしかの利益を得るようなことになる、そこは何がしかの問題が起こってくることもあるかというふうに思っておりますので、今この現状で、特に風力絡みの特許を取られている、この機器をメルシーなり大阪狭山市が購入したり契約したりという事実は当然ございませんので、現時点においては、特段その調査をするという必要もないというふうに認識をしております。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

この件については、それでオーケーです。ですが、監査にも書かれているとおり、監査に書かれていることで本人でないことを確認できないことは幾つもありますよね。そのことについての調査をすべきやと思うという話で、例として、

見えないようになってしまいそうになるので、記憶が定かなうちに、早いうちにしないといけないのじゃないかなということからの提案なので、そのことについてお答えください。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

そこは、井上委員ご指摘のとおり、まだまだ解明できていない事案といえますか部分がございます。監査のご指摘のとおり、本人に確認しないといけないと、それじゃないと事実が解明できないようなということも指摘を受けておりますので、できる限り本人と連絡をとれるように、今後、できる部分については対処していきたいというふうに考えています。

丸山高廣委員長

担当。

森 浩子政策推進部人事グループ課長

派遣職員ということでございまして、ただいま休職中ということになりますと、職務専念義務が免除をされております。そういったところで、今回の監査に関しましても、強制力はございません。どちらにしましても、分限及び懲戒中ということになりますと、大阪府との協議という形になります。その分だけ、申し訳ないですけれども、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

丸山高廣委員長

担当。

田中 斉政策推進部長

なおかつ、今回の特別委員会の中で都市整備部理事に直接聞かないとわからないという部分については、メルシー側の、要は業務内容と申しますか、あとK S Fへの委託業務でございましたり、特許の話も含めた新たな事業というのは、ほとんどメルシー f o r S A Y A M A に関

する業務にかかわる、いわゆるグリーン水素と包括すれば、市の業務でもないのかなというふうには思うんですけども、直接かかわったメルシー f o r S A Y A M A に関連した部分についての、参考人招致ではないですけども、委員会への招致というのは、行政的にはなかなか難しいのかなというふうには思います。

やり方としては、もうちょっと我々も考える中で、どういう形で、もし来ていただけるのであれば、そういう手続をとる必要があると思えますし、ただ、期限的には3月31日の一定の節目という部分を考えて、それは延長ありきという形でこちらに来ていただく。恐らく病状等も含めて再度確認をした上で、派遣の延長という部分を踏まえて、その委員会でさらに内容を解明していくのか、あるいは一定のご質問をいただいた上で、また今も途中でですけども、書面によるご回答をいただけるのであれば、ご協力いただくというような手続でできるのかというところもまた委員の皆様の協議の中で、ひとつご提案もいただけたらありがたいと思います。以上です。

丸山高廣委員長

先ほど井上委員のほうから副市長のほうにも発言を求められていたと思うんですが。

副市長。

高林正啓副市長

今政策推進部長がお答えさせていただきました内容と、答えは私自身は一緒でございます。

以上でございます。

丸山高廣委員長

ほか何かございますか。

鳥山委員。

鳥山 健委員

第3期の予算案ということで、含まれましたんで、質問でも申し上げましたですけども、まずは、市長は立ちどまるということをおっし

やっていますし、20年間市が太陽光パネル事業を市民の方に紹介し、進めてきたわけですから、何度も言いますが、まず20年間を担保できるか否か。その方法がメルシーなのか、先ほど北村委員もおっしゃいましたですけれども、また違う新たな方法なのか。ただ、今現在メルシーはこういう状況ですので、3期、4期で増額をしてまでやる必要があるのかということをもまず基本的に考えていただくということと、2年間の資産計画というんですか、それはされているようなんですけれども、やはり20年というスパンで物事を考えていただいて、可能なかどうかということではやはり答えを出していただきたいと思います。

特許については、グリーン水素シティのこの事業が構想として始めたいという提案があったときから、私はずっと言っていますけれども、特許というのは、あちこちにいっぱいあるんですよ。だから、特許だからいいというんじゃないくて、やり方をやはりオープンにきれいな形でやっていかないと、だめだと僕は思いますと。だから、構想なのか事業化なのか。事業化は、やはりちょっと待って進めていかなあかんですよ。まずは、構想をみんなでつくらなあかんというふうに当初にお話ししたと思うんですけれども、今立ちどまって、まずは今ここにあるものを全部きれいにして、そして本当にもう一回立ち上がるのであれば立ち上がるで、構想から基本計画から、市民の方々にもやはり説明して、私たちは、水素と言われたときに、最初ほとんどの議員、私自身もそうですけれども、水素がどうやってつくられるかということ自体まず勉強せなあかんだということだったんで、本当に基本にもう一回戻ってもらってやってほしいなと思います。

特に3期の予算については、質問でも申しましたけれども、やはり見直してほしいというこ

とを意見しておきます。

丸山高廣委員長

ほかございませんか。よろしいですか。

北村委員。

北村栄司委員

双方代理の問題とかも指摘されていて、早急に対応するようにという意見あるんですけども、今のこの状態のメルシー株式会社の状態を見て、誰か社長、引き受けていただけますかということの提起になると思うんですけども、果たして、この状態で引き受けてくれる人っているんでしょうか。

例えば、副市長をという形になれば、一応任期中は副市長ですけれども、例えばもう次、副市長をやめますよとかというふうなことがもし出た場合、社長だけ残りますよ。だから、そんな状態とかいろいろ考えたら、本当にこれを受けていく人っているのかなと。社長もやめたいんですと、辞任しますということは言えるのかな。言えるでしょう。そしたら後へ残るのは、会社だけが残るわけでしょう。メルシーだけが残るとい、そういう問題とか、名前だけで済むのかどうかという、そういうことを考えると、ほんまにどういうふう引き受ける人がいるのかなということ、そういうことで軽く受けてもらえる人がいるのであれば、それもあつてしょうけれども、実態から見ると非常に難しい問題もあるなということもあるので、私たちはどう考えたらええのかという、ちょっと悩むところです、私自身は。

当局がそういう形で、市にとって一番いい方法はどうかということかということとはよくご検討いただければというふうに思います。意見や自分のわからないことを含めてですけれども。

丸山高廣委員長

小原委員。

小原一浩委員

個別に言うたらたくさんあるんやけれども、これやるにしても、やらないにしても、予算書なんかで誰が考えてもおかしいと思うのは、顧問弁護士の64万8,000円とか、税理士の43万2,000円ですわ。こんな1,000万円ぐらいの会社であれば、税理士やったら年間5万円ぐらいでやってくれるわ。それと、弁護士なんていうのは、めったに要らんのやから、こんな六十何万円払って、こういうような計画は立てんといてほしい。

以上。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

市長に確認するんですけれども、マスコミへの答えかな、監査結果を精読して対処に努めてまいりたいというふうに新聞記事にも出ていたと思うんですけれども、今回の監査のタイトルそらで言えますか。そらんじられますか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

監査を求めた大阪狭山市魅力発信という、及びグリーン水素シティ事業構想に係る監査、執行方法に係る監査結果報告についてという内容だったと思います。

丸山高廣委員長

井上委員。

井上健太郎委員

急に振ったからごめんなさいね。言いたかったのは、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査なんです。これは市長自らが監査を請求して、監査もらったんですよ。なのに、議会初日にはメルシー for SAYAMA って言っちゃったんですよ。市のホームページ等での報告でも、メルシー for SAYA

MAとグリーン水素シティ事業等に関する監査というふうになっちゃっているわけですよ。だから、議会の初日の挨拶の中で、メルシーのイメージがすごいあったからメルシーと言ってしまったとは思うんですけれども、請求されたのが大阪狭山市魅力発信なんだから、きちんと正式名称で発信し直すべきやと思いますし、ホームページで書かれている部分も、きちんと直されるべきやし、これは何度か担当も通じてやっぱり直すべきと違いますかと、行政はそういう名称とか大事にするところですから、この名称を正式名称できちんと報告されて、今後の対応について話されるときも、メルシー for SAYAMAではなく、大阪狭山市魅力発信の事業なんだから、この正式名称を使ってきちんと報告されるようお願いしたいんですけれども、そのあたりが大丈夫ですか。

丸山高廣委員長

市長。

古川照人市長

もともと発表する折に、今井上委員ご指摘のとおり、市民にどういうふうに伝えるかという中で、やっぱり理解をしていただかないといけないという中で、大阪狭山市の魅力発信という表現がいいのか、具体的にメルシー for SAYAMAという表現がいいのかということで検討した結果、メルシー for SAYAMAという具体的な名前を入れたほうが市民にとってはわかりやすいだろうということで、あえてわかりやすい言葉を使って表現をさせていただいたということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、表題の部分についてはそういう表現でしたけれども、具体的な中身の部分については、きちっとした正式タイトルで文言としては載っておりますので、ご理解いただきたいと思いま

丸山高廣委員長

質疑を終結させていただきたいと思います。
暫時休憩します。

午後7時53分 休憩

午後8時13分 再開

丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

今回の監査結果報告と、あとメルシーの決算、事業とか予算について、いろいろ審議していただきました。その中で、今回の委員会の総括とかつかもとめとして、一定市のほうにこちら側からご意見申し上げて、それをまた参考にしていただいて、次回にもつなげていただくようにしたいと思います。

まず、言わせていただきたいのが監査結果、今回報告いただいたことを、監査委員の指摘、そして今回の委員会での委員の指摘があったと思います。これへの対応について、今後またやっていただいて、それについても適時ご報告いただくということで、場合によれば、また委員会という形も開かせていただきたいということを言わせていただきます。

あと、メルシーにつきましては、まだ不足な部分があったりしますので、メルシーへの外部調査の導入、こういったことも一度検討されまして、またそれについてわかりましたらご報告いただきたいということです。

何分、この案件につきましては、いろいろわからない部分が多かったり、新たに発見することが多いので、適時委員の皆さんにはお諮りして、また考えていただくようなこともしていただきたいと思います。そういったことで、今回は終了させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

そのほか何かございませんか。

(「なし」の声あり)

以上で本特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後8時14分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員長